

平成22年 2 月宮崎県定例県議会（当初）

## 総務政策常任委員会会議録

平成22年 3 月 9 日～12日

場 所 第2委員会室

平成22年3月9日（火曜日）

委	員	権	藤	梅	義
委	員	武	井	俊	輔
委	員	前	屋	敷	恵

午前9時58分開会

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計予算

○議案第2号 平成22年度宮崎県開発事業特別  
資金特別会計予算

○議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一  
部を改正する条例

○議案第28号 包括外部監査契約の締結につい  
て

○議案第29号 全国自治宝くじ事務協議会への  
相模原市の加入及びこれに伴う  
全国自治宝くじ事務協議会規約  
の一部変更に関する協議につい  
て

○請願第29号 改正国籍法の厳格な制度運用を  
求める請願

○請願第30-1号 教育格差をなくしすべての子  
どもにゆきとどいた教育を求  
める請願

○請願第34号 教育格差をなくし、子どもたち  
にゆきとどいた教育・私学助成  
増額を求める請願

○県民政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

・平成22年度主な組織改正について

説明のため出席した者

総務部

総務部長 山下健次

総務部次長 土持正弘  
(総務・職員担当)

総務部次長 萩原俊元  
(財務・市町村担当)

危機管理局長 渋谷弘二

部参事兼総務課長 堀野誠

部参事兼人事課長 四本孝

行政経営課長 桑山秀彦

財政課長 西野博之

税務課長 永田裕志

市町村課長 田原新一

市町村合併支援室長 茂雄二

部参事兼総務事務センター課長 柄本寛

危機管理課長 武田久雄

消防保安課長 川野直記

事務局職員出席者

総務課主幹 黒田渉

議事課主幹 壺岐哲也

出席委員（8人）

委員長 高橋透

副委員長 河野安幸

委員 福田作弥

委員 萩原耕三

委員 押川修一郎

○高橋委員長 ただいまから総務政策常任委員  
会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま  
す。日程案につきましては、お手元に配付のと  
おりですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。お手元に配付している資料、委員会審査の進め方（案）をごらんください。今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、当初予算全体の説明を聞くために、総務部の審査を先に行い、その後、県民政策部ほかの審査を行いたいと存じます。また、総務部及び県民政策部の審査につきましては、長時間に及ぶことが予想されますので、お手元の資料のとおり、数課・室ごとに説明、質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

---

午前10時0分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました総務部当初予算関連議案等の説明を求めます。

○山下総務部長 総務部でございます。よろしくお願いたします。今回、御審議をいただきます議案につきまして、まず、私のほうからは、お手元に配付しております平成22年度当初予算案の概要についてと総務政策常任委員会資料によりまして、御説明を申し上げたいと思います。

平成22年度当初予算案について御説明いたします。

「平成22年度当初予算案の概要について」の1ページをお開きください。今回の予算編成の

基本的な考え方でありまして、平成22年度当初予算は、昨年の10月に決定いたしました予算編成方針に基づきまして、財政改革の着実な実行、平成22年度重点施策の推進、役割分担等を踏まえた施策の構築・県民総力戦による実行を基本方針として検討をしております。平成22年度当初予算は、財政改革プログラムの最終年度として取り組みの徹底を図ること、厳しい社会情勢のもと、経済や雇用の回復に向けて積極的に対応すること、県民が将来の夢や希望を持てるように、地域全体の活力を高めるため、県内市町村との連携・協働を図りながら、本県の持つ高い潜在能力を引き出し、最大限活用して、本県の成長を目指すこととして、「ひかり輝く宮崎の未来へ～県民総力結集予算」としたところであります。なお、編成作業におきましては、国の施策の見直しや制度改正の動向も逐次、的確に把握して、適切に対応したところであります。

2ページをお願いいたします。一般会計当初予算案の規模は、5,772億6,600万円、前年度比2.6%の増となります。ページの下のほうにあるグラフを見ていただきますと、予算の規模は、平成14年度から20年度までの7年間のマイナスから、21年度から2年連続のプラスとなったところでございます。

3ページをごらんいただきますと、歳入予算の特徴であります。まず、自主財源比率は36.2%と、前年度に比べ0.8ポイント減りましたが、これは、県税が大幅に減少したことなどによるものであります。県税のシェアは2.1ポイント落ちております。一方、依存財源では、地方交付税及びその代替財源であります臨時財政対策債等が増加したことによりまして、0.8ポイントふえ、地方交付税、県債のシェアもそれぞれ0.3ポ

イントふえました。

以下、特徴的な事項について、自主財源、依存財源ごとに御説明いたします。

4 ページをお願いいたします。自主財源の状況であります。真ん中の表をごらんいただきますと、まず、県税は、景気後退による企業収益の悪化等により、法人二税等が減少し、前年度に比べ95億円、10.9%の大幅な減となっております。21年度も87億円余の減でありましたので、3年連続で県税のシェアが小さくなっているところでもあります。このページの一番下のほうに県税の伸び率の推移を表にしておりますが、県税は20年度から減少しております、全国的にも同様の状況でございますが、本県でも10.9%の減となっております。なお、国税となりました地方法人特別税の影響を除きますと、6.1%の減というところでございます。

上のほうの表に戻っていただきまして、使用料及び手数料は、高校の実質無償化に伴いまして、授業料が減少するために、26億円余の減となっております。繰入金は、財源調整のための基金繰入金は減少いたしましたけれども、国の臨時的な交付金に係る基金からの繰り入れが大きく増加をしまして、全体で昨年度より85億円余の増となっております。

財政調整のための基金につきましては、5 ページの表とグラフをごらんいただきますと、基金残高の推移ということですが、年度末の残高は、286億円程度に減少する見込みであります。

6 ページをお願いいたします。依存財源の状況であります。下のほうの表で説明いたしますと、まず、地方交付税は、1,747億5,600万円と前年度を上回しまして、7 ページの上のほうの表をごらんいただきますと、臨時財政対策債との合計でも、前年度に比べまして148億円余の増

となっております。また左側のほうの表に戻っていただきまして、地方譲与税は、地方法人特別譲与税が平年度化されることなどから、134億3,700万と大きく増加をしているところであります。地方特例交付金は、児童手当及び子ども手当特例交付金の増などによりまして、4億円余の増となっております。国庫支出金は、補助公共事業の減等により4億円余の減となっております。県債は、先ほど御説明いたしました臨時財政対策債の増によりまして、41億円余の増となっておりますが、この臨時財政対策債を除いた発行額では、公共事業の減等によりまして、47億円余の減となっております。

なお、右側の県債の状況というのが上から2つ目の表とその下にグラフがございますが、平成22年度末の県債残高は9,410億円、平成21年度末に比べまして172億円の増となる見込みでございますけれども、臨時財政対策債を除いた残高では6,696億円と、21年度末に比べて309億円の減であります。

8 ページをお願いいたします。歳出の特徴であります。まず、性質別の状況であります。内容につきましては、9 ページのほうで御説明をいたしたいと思っております。まず、①の義務的経費につきましては、扶助費と公債費は増加しますが、人件費の減少により、前年度に比べて9億円余の減となっております。このうち人件費は、期末勤勉手当など職員給与の改定による減少、あるいは退職者数の減による退職手当の減少、こういったことから前年度に比べまして21億円余の減となっております。公債費であります。これは3年連続で増加しまして、前年度より7億円余の増となっております。

次に、②の投資的経費であります。財政改革プログラムに基づく公共事業の減など、普通

建設事業が減少いたしますことから、前年度と比べて9億円余、0.8%の減となっております。このうち普通建設事業費は、施設整備事業等の県単事業は増加をいたしますけれども、補助公共事業や直轄事業負担金の減等により、全体としては0.9%の減となっております。

③の一般行政経費につきましては、補助費等や貸付金が増加すること等により、前年度より166億円余の増となっております。このうち補助費等は、国の交付金に係る基金を使った事業の増などによりまして、139億円余の増となっております。また、貸付金は、中小企業融資制度貸付金の増などによりまして、24億円余の増となっております。

次の10ページから12ページまでは款別の歳出予算の状況を記載しております。説明は省略させていただきます。

また、13ページには、特別会計、公営企業会計について記載しております。こちらも説明は省略させていただきます。

14ページをお願いいたします。財政改革の着実な取り組みについてであります。平成22年度は、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムの最終年度となりますことから、その着実な実行を図るため、引き続き、歳出削減、また、歳入確保の各種対策を講ずることといたしました。

下の参考の表をごらんいただきますと、中期財政見通しを掲げておりますが、これでは平成22年度の収支不足額を306億円と見込んでいたところでございます。また右側の表を見ていただきたいんですが、上の表にありますように、257億円程度までに縮小をいたしました。さらに、その下の表のとおり、さらなる事務事業の見直し等に努めまして、最終的な収支不足額を151億円、この151億円というのが、上の257億円の収支不

足に対して収支改善が106億円、その差が151億円ということでございます。

さらに、左側のページの枠囲みの下から2つ目のセンテンスですが、徹底した事務事業の見直しを行った上で、捻出した財源等の一部を県政の重要施策に充当しているところであります。これによりまして、新規事業119件、改善事業70件を措置したところでございます。右側の15ページの下から16ページには、具体的な取り組みを記載しているところでございます。これも説明は省略をさせていただきます。

次に、16ページの下のほうにその他特記事項を記載しております。まず、①のゼロ予算施策の推進ですが、引き続き、新たな予算を伴うことなく、県民へのサービス向上となる施策を積極的に推進することとしております。詳細につきましては、この資料の265ページにございますが、後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

また、17ページの②の「政策研究」の検討結果等の事業化でございますけれども、21年度に各部の政策研究グループの検討結果や検討過程での要素を平成22年度予算で事業化したものが2件ございます。詳細につきましては、これも資料の267ページ、後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

最後に、③の不適正な事務処理に関する再発防止策の着実な実施についてであります。具体的には、調整事務費の措置、流用手続の簡略化、物品管理システムの指導強化、メリットシステムの導入、この4つの取り組みを引き続き実施することとしたところでございます。

平成22年度当初予算案の概要については、以上でございます。

次に、委員会資料の2ページをお願いいたします。総務部の各課別の集計表であります。表

の一番下のほうに総務部計を記載しておりますが、平成22年度の当初予算額は、1,351億2,257万9,000円、これは前年度当初予算と比べまして、13億2,773万6,000円の減となっております。

次に、特別議案について御説明をいたします。

委員会資料の9ページをお願いいたします。議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、政治資金規正法の改正により、国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付を請求できるとされたことから、交付手数料の規定を整備するものであります。

このほか、10ページの議案第29号「全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議」についてをお願いしております。

最後に、その他報告についてであります。

11ページをお願いいたします。本日、御報告いたしますのは、平成22年度主な組織改正についてであります。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○永田税務課長** 地方消費税清算金及び県税収入の当初予算について、御説明申し上げます。

まず、地方消費税清算金であります。平成22年度当初予算の概要についての4ページをお開きください。真ん中の表、自主財源の状況の地方消費税清算金の欄をごらんください。これは、一たん、各県ごとに国から払い込まれた地方消費税を、各都道府県の実際の消費シェアに合わせて各都道府県間で清算し、配分するものであります。22年度の予算額は、207億1,379万2,000円を計上しております。前年度に比べ4億8,096

万6,000円、2.3%の減となっております。これは、全国の地方消費税総額が地方財政計画で減少すると見込んでいることによるものであります。

続きまして、県税収入予算につきまして、御説明申し上げます。

資料はかわりまして、総務政策常任委員会資料の1ページをお開きください。県税収入につきましては、県内の経済動向や主要企業の業績見通し、現在までの税込状況、地方財政計画等を総合的に検討して見込んだものであります。当初予算は、①の県税計の欄でございますが、779億8,000万円を計上したところであります。これは、前年度に比べ95億円の減、率にして89.1%となっております。

次に、税目別の内訳であります。増減幅の大きな税目について御説明いたします。前年度当初比の増減額の欄をごらんください。個人県民税は、課税対象となる平成21年分所得の減少により15億4,600万円余の減収、法人県民税が、企業利益の減少により5億9,400万円余の減収、法人事業税が、企業収益の減少に加えて平成20年度から導入されました法人事業税の一部を国の税込とする地方法人特別税の平年度化による影響により60億6,000万円余の減収、また、不動産取得税が、新築の大規模建築物等の減少により5億4,400万円余の減収と見込んでおります。自動車取得税が、低公害車特例等のいわゆるエコカー減税の影響を受け課税台数が減少したこと等により4億6,500万円余の減収、軽油引取税が、消費数量の減少により2億6,000万円余の減収と見込んでいるところであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

**○高橋委員長** 議案の概要説明及び歳入予算等の説明が終了しました。ここまでのところで質

疑はありませんか。

○**福田委員** ちょっと教えてほしいんですが、歳入の税収の関係ですが、利子割県民税、補正のときもお話がありましたが、この前、ある経済紙を見ておりましたら、不況のときには個人の預貯金がふえると、我々の一般の常識からするとおかしいことが書いてあって、内容を精査したんですが、利子割県民税、これは利子に対して国、地方で20%課税されるわけでありまして、本県の現状は、そういう経済学者が言っているような内容があるんでしょうか。預貯金は民間の銀行、郵貯あたりが東ねてあるんですが、動向としてはどうなっていますか。

○**永田税務課長** 利子割県民税につきましては、利子の状況が低い状況で、ずっと余り変わらない状況にはあろうかと思えます。見込みにつきましては、各預金の種類ごとに、21年度の前年比をもとに算出をするものですから、利息の状況と税収の状況がどういうふうに連動するかがはっきりつかめていないものですから、そういう形でしか見込んでいないものですから、そういう状況ではあるというところなんです。

○**福田委員** 私は、そういう学者の説が、実態がどうかということを知りたいなと思って、例えば、皆さん方が課税の根拠とされる利息については、ゼロ金利時代と言われるぐらいですから、そんなに多くないですね。それでもなおかつ、定期性についてはある一定の利息がつくわけですから、そうしますと、その利息は当然、元本、預貯金の原資があるわけですね。それが前年と比べて、皆さん方が見られた場合に、県内でふえているものか、減っているものか、減ったらこういう数字は出ないですが、その辺は各業態別の金融機関を合わせた金額は見ておられないんですか。県民の預貯金の増減。

○**永田税務課長** 利子割県民税につきましては、各金融機関のほうで税額を計算して、税額だけが振り込まれるものについて調定を上げるという形になっておりますので、その母体となる預金の元本がふえたかどうかというところまでは把握していない状況です。

○**福田委員** わかりました。

○**押川委員** 軽油引取税、法人事業税、経済的な感覚の中で、こういう見込みなんでしょうけれども、この極端な差というものはどういう原因で見込まれておるのか、教えてください。

○**永田税務課長** 法人事業税につきましては、60億の減ということになっておりますけれども、1つは、御説明申し上げましたように、地方法人特別税、これは国税のほうになってしまっておりますけれども、これによる減が約40億、企業収益の減少によるものがその残りの約20億ということで見込んでおります。それから、軽油引取税については、2億6,000万ということなんです。20年度、21年度の前年度比を見ますと、減少傾向にあるものですから、そういうことから大体このくらいだろうということで見込んでおるところです。

○**押川委員** 特別税の平年度化ということによつての40億の減、これは今年度が初めてということでもいいんですか。

○**永田税務課長** 特別税については、平成21年度から税制改正によつて変わっておりますけれども、企業の事業の期の関係で、21年度についてはすべてが対象となっていなかったところが、22年度については、すべてが対象になったということで平年度化しておるといようなことです。

○**押川委員** 県内で法人税の対象になる企業がどれくらいあるんですか。

○永田税務課長 \*法人事業税の対象となる法人については、すべてが対象になっておるところです。課税の対象となるのは、県内に約2万2,000法人ほどありますので、収益があつて法人事業税が出るような法人であればすべて対象になるということです。

○押川委員 利子割県民税120.6%とありますけれども、これの内容を教えてください。

○永田税務課長 利子割県民税につきましては、銀行や郵便局、要するに金融機関から受け取る利子について、支払いの際に課税をされるものです。県内に所在する金融機関等の営業所を通じて利子等の支払いを受ける個人とか法人、そういった方が納める方ということになっております。支払いを受けるべき利子等の額は5%、このほかに所得税が15%課税されますので、利子全体については20%、そのうち利子割県民税が5%ということになっております。

○押川委員 22年度においては、郵便局でも銀行でもいいんですが、定期とか、満期に近いものというものがこの中に含まれるのか、含まれないのか。

○永田税務課長 満期が来て、金融機関が預金に対して利子を払うときに課税されるということです。

○押川委員 今年度は多く見ているのか、少ないのか、その状況がわかれば。

○永田税務課長 2割ほど利子がふえることによって税額がふえるということで考えておるところです。

○押川委員 わかりました。

最後にしますけれども、県のたばこ税ですけれども、私、本会議でも質問しているんですが、今回たばこ税が上がるということで、たばこ税が上がることよっての消費が伸びるか伸びな

いかというあたりは計画の中に入っておるんですか。見込みでも結構です。

○永田税務課長 たばこ税の見込みにつきましては、過去、例えば平成18年度に税率が引き上げられたことがあります。その状況をもとに、引き上げ前の期間、引き上げ直前の月、引き上げ直後の月、引き上げ後の期間の4つに分けて本数を見込んでおります。その結果、約20億本から約18億本へ、約2億本、約10%減少するというふうに見込んだところではあります。

○押川委員 それによって、生産現場への面積あたりが今後減ってくるのか、そういう動向あたりが、私は数字じゃわからないわけですが、直感的に考えられて、そういう減少する中で、生産現場への影響というのはどうでしょうか。わかられる範囲で結構です。

○永田税務課長 だんだん売り渡し本数が減少をしております。毎年、最近2~3年は約5%ぐらい売り渡し本数が減っておりますので、ある程度影響を受けるのではないかなという感じがしておるところです。

○押川委員 わかりました。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○権藤委員 関連のようになりますが、1ページの法人事業税の地方法人特別税の平年度化ということについての考え方と、既に20年度と21年度についても、織り込みは部分的だという御説明があつたんですが、その2点についてお聞きします。

○永田税務課長 法人特別税については、平成20年10月1日から事業年度が始まる期間について適用されるということになっておりますので、それが終わるとき、平成21年度の9月末日に事業が終了するものについて対象となります。そ

※17ページに訂正発言あり

れで、平成21年度については、それ以後申告があるものについて対象ということで、21年度については最終的に約41億ほど見込んでおるところです。22年度については、それ以後ですので、すべての事業年度が対象ということになりますので、法人特別税としては約75億円を見込んでおるところです。

○**榎藤委員** 20年度から比較すると75億円程度減るといふ考え方でいいんですか。

○**永田税務課長** 20年度については、地方法人特別税の対象になっておりませんでしたので、その20年度と単純に比較しますと、法人事業税が約75億円減少になっておるといふことでございます。

○**榎藤委員** これは国のほうで平年度化という法律ができて、計算式を変えたという理解でいいんですか。

○**永田税務課長** 地方法人特別税につきましては、法人事業税が都道府県によって相当な税収の差があるというようなことで、それを調整するために、法人事業税でありましたものの約半分なんですけど、それを国税ということにしまして、賦課徴収は県で行うわけですけども、それを国税として一たん、国のほうに県から納めるといふような形で、全都道府県から集められた税収について、今度は地方法人特別譲与税という形で分配する、その分配の率は都道府県に対する割合よりも多くなりますから、出したよりは譲与税としては多く返ってくるというようない仕組みになっております。

○**榎藤委員** わかりました。

○**武井委員** まず、4ページの高校の実質無償化における78億7,900万円の減といふのがあるんですが、これはどういう形で国から手当てがなされるのか、国の政策によって無償化されてい

るわけなんですけど。

○**西野財政課長** 4ページの太い囲みの中の2つ目のポツとして御指摘のありました、使用料、手数料の中で高校の実質無償化に伴って県立高等学校授業料の減ということですけども、この減収相当額については、国から手当てがあるということで見込んでおるところでございます。

○**武井委員** 具体的にどういう形でということとは確定しているということですか。

○**西野財政課長** この制度につきましては、まだ法案の審議中ということで、実施内容について、それほど詳細なことまで固まっていないというふうに聞いておりますが、現在、収集し得る限りの情報をもとに積算いたしまして、国庫支出金として高等学校無償化交付金というものを25億程度収入があるというふうに見込んでおるところでございます。

○**武井委員** 子ども手当なんかでも地方負担がという話が後で出てきたりということもあるので、確実に県の減収分というのが国から手当てされるということ間違いはないと思っております。

○**西野財政課長** 今回、国がマニフェスト等の実施に伴って実施するということで、制度拡充分について、子ども手当もそうでありますけれども、例えば子ども手当でありましたら、従前の児童手当の部分は引き続き地方が負担するということになっておりますけれども、制度拡充分については、国がすべて措置するということになっているというふう考えております。

○**武井委員** 今の段階ではそれを信じておくしかないというところがあるのかと思うんですが、それと、自動車取得税、いわゆるエコカー減税に関係する部分だと思うんですが、74.6%ということ、かなりの減収があるんですが、これ

について、このエコカー減税相当によつての県税の損失分ということについてはどのようになるのか、お伺いします。

○永田税務課長 自動車取得税については、約4億6,000万ほど前年度比で減少ということで見えておりますけれども、22年度予算につきましては、21年度の見込み額の対前年度比をもとに算出をしておりますので、エコカー減税によつてどのくらい減少というようなことでは見込んでおりません。ただ、平成21年度の12月末現在で算出をしてみましたところ、全くエコカー減税がなかったときには約10億円の減少であろうということで見込んでおるところです。

○武井委員 予算的には4億6,000万円のマイナスで見込んでいるということは、いわば差額みたいなものがあるかと思うんですが、この減収分というのは、いわゆる国の政策によるところの減収分という理解をしてよろしいということでしょうか。

○永田税務課長 国の政策という意味ではそうであろうということで、21年度の当初予算につきましても、エコカー減税分をある程度見込んでおりますので、21年度と22年度を比較しますと、4億6,000万ほどの減ということになろうかということ です。

○武井委員 つまり、こういったような政策的なものでの県税の税収の減少というのはあるんだということですね。わかりました。

次ですが、不動産取得税なんですけれども、78.8%、2割以上減なんですけれども、新規建物等の減少というのは、例えばマンション等の建設が一段落したとか、そういった理解で急に2割以上も大きく減少するものなのか、ちょっと疑問なんですけど、伺います。

○永田税務課長 不動産取得税の大規模建築物

については——大規模建築物というのは、大体税額1,000万以上ということで整理をしておりますけれども——22年度は約7件、約1億5,800万ということで見込んでおるところです。これは、前年度の大規模建築物に対しまして約3割ぐらゐに落ち込んでおるといふような状況です。ただし、マンションにつきましては、これは住宅ですので、各戸ごとに課税がされるということで、住宅控除がありますので、マンションそのものについての税額はそんなに大きくはありませぬ。例えば病院とか、店舗とか、大規模な工場とか、そういったものが大規模建築物で税額が多く発生するということでございます。

○武井委員 わかりました。

最後にしますが、法人県民税が84.3%ということで、この前の補正を見ても予想以上に厳しかったということで、また減額になっていたわけなんですけど、感覚的な話なんですけれども、この予算というのは、ある程度期待感も込めてというところがあるのか、それともかなり辛目に見てこの程度なのかとか、そういった意味で、この予算を最終的に決定されるに当たつてのお考えというのをお聞かせください。

○永田税務課長 県税収入予算、できればぴたりといきたいんですけども、例年、ふえたり減少したりということで、なかなか見込めないということではありますけれども、基本的には、歳入予算の欠陥が出ると困るといふようなことで、ある程度かた目に見込んでおるところです。

○武井委員 わかりました。期待を込めて、以上です。

○前屋敷委員 不動産取得税の関連ですけれども、今、新たに新築の建物だとかの減税の話が出ていて、リフォームあたりもということ、それは不動産取得税とは直接関係ないかもわか

らないんですけれども、今後、それが一定影響が出るものなのか、もし、それがあれば、今も出ていましたが、手当てなどはどういうふうにされるのかというところを聞かせてください。

**○永田税務課長** 現在、国の税制調査会のほうで論議されている中では、不動産取得税に対する影響のあるものについては、議論の対象にはなっていないということで理解をしておるところですけれども、今後、税制が変われば影響は当然受けることになろうかと思えますけれども、今現在で情報が入ってきている中では、不動産取得税について影響があるものはないというふうに理解しております。

**○福田委員** 基本的なことをお聞きしたいんですが、先ほど、総務部長のほうから基金の残高の説明をいただきました。平成6年、1,480億がピークですね。当時、松形知事が議会の私どもに向かって、これだけ、1,500億円程度積み立てをしておれば少々のは大丈夫だということで、よくお話を冗談を交えてされておりました。私ども、当時、財政規模からしてよく積み立てをされているなど、少々の財政変動に対しては対応できるなということで考えておりましたが、その後、御承知のような経済の激変によりまして、個人で言いますと預貯金を取り崩されてきたわけですね。これは一般家庭も行政も同じですが、今、286億の見込み数字が出ておるわけです。そこで、本県の財政規模ぐらいでどれぐらいの財政調整基金残高を持っておれば比較的安定した県政運営ができると考えるのか、専門的な立場から、特に高度な知識をお持ちの財政課長に聞いておきたいと思えます。

**○西野財政課長** 基金の規模ということで、結論から申しますと、適正な基金の規模ということを示す指標というのはございません。し

かしながら、現在、毎年度、予算編成に当たりますと多額の収支不足が生じておりました、それが拡大傾向であったわけですが、そういったものに対応するために、毎年、多額の基金の取り崩しを行っております。そうした傾向というのは、当然、我々も財政改革プログラムに基づいて収支圧縮のための取り組みを必死にやっているところでございますけれども、その取り組みを講じたところでも、やはり国からの依存財源によっているところが大きい本県においては、国の地方財政対策次第では、非常に対応困難なほどの収支不足というのがなおあるというようなことで、今後の展開次第ですけれども、まずは財政改革に取り組んで収支のバランスが図れるような構造に転換する、そういうことが必要だと考えておりますけれども、そういったところまでやるまで、引き続き、収支不足に対応するための基金残高というのは確保しておかなければいけないということで、近年の収支不足を考えますと、現在の編成後の見込み286億、最低限、この水準は確保しなければいけないというふうに考えております。

**○福田委員** 今、見込んでおられます286億、300億弱の基金残高ぐらいが最低あれば何とか運営ができると、基準はないとおっしゃいましたが、こういうふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

**○西野財政課長** 今申しましたのは、最低限これぐらいは確保したいということですが、当然あるにこしたことはありません。本県の場合、先ほど申したように、国の地方財政対策次第では交付税は確保されない、臨財債は確保されない、それ次第では予算は組めないという状況にも陥るということ、それから、本県、台風災害等が非常に多い県でございますけれども、

そういう予期せぬ歳出負担、そういったものに耐え得る状況にしておくことが必要だということで、強いて言えば、今、見込まれる水準、これは最低限キープしつつ、少しでも多くの基金を確保しておくべきというふうに考えております。

**○萩原委員** 関連してですけれども、あなたたちが事務レベルで政府のことをいろいろやりますね。全国の各県の基金残高を見てみると、少ないところは100億を切っておるところもあるみたいなんです。たくさん基金を持っておるところもある。東京なんかは4,000億か5,000億ぐらい持っておるみたいですが、そういうときに、折衝をする過程で、おたくはまだ基金がたくさんあるじゃないですか、ちょっと予算は少なくてもいいじゃないですかと、人間ですから、そういうことがありやせんかなと、ぎりぎりでも困るけれども、持ち過ぎても、またいろいろ交渉の過程で支障を来すということがあると思うんですが、そのいうものは実感として、あなたは本来向こうにおる方だから、今は宮崎県の財政課長だけれども、そういうのは頭をよぎるでしょう。この県は金を持っておるな、少な目でいいんじゃないかとか、それは人間だから、当然あってしかるべきであって、ほどよい基金の残高というのは非常に難しいなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

**○西野財政課長** 他県との比較ですけれども、地方全体、総じて基金残高は底をついているということは御指摘のとおりだと思います。ただ、一方で本県の財源として大きなウエートを占めております交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税で申しますと、これにつきましては、御指摘のような基金残高との関係という恣意的な要素というよりは、それぞれの団体ご

とに法律で定められた基準、それに沿って客観的に計算されて交付されるということですので、基金残高にかかわらず、それぞれの団体に応じて交付額が決定されているということですのでございます。ちなみに、基金残高がない県では、本県では発行していないような特別な地方債、例えば行政改革の推進に応じて、その度合いによって認められる地方債、それによって収支を賄ったり、それぞれの団体でその収支不足を補てんするための取り組みというのがされております。いずれにしましても、本県としても、基金残高、これは確保しながら、必要な財源というのは確実に確保してまいりたいというふうに考えております。

**○萩原委員** 税務課長、2～3日前のテレビだったと思うんですが、宮崎県民の県民所得、3兆幾らで、県民の110何万で割ると215万、全国で第45位、下から3番目。結局は、ここに15億円県民税が減ってきておるのも、県民所得が減ってきておるということは確かですね。やっぱり基本的には県民所得を上げるための、あなたの仕事じゃないだろうけれども、頭には入れながらやらないかんと思うんだけども、どうなんですか、県民所得が低いから、どうしてもこれ以上望めないという実感がありますか。

**○永田税務課長** 税という立場からは何とも申し上げられないですけれども、確かに、ここに理由として書いていますように、平成21年分の課税の対象の所得が減ってきておるということですので、県内、相当厳しい状況にあるというのは確かであろうかというふうに感じております。

**○萩原委員** もう一つ、こういう質問をしちゃまずいのかもしれないけれども、個人県民税が253億円ですね、生活保護に係る県の予算は幾

らですか。

○西野財政課長 事業担当課ではありませんが、おおむねですけれども、生活保護扶助費、生活保護扶助費県費負担金、それで合わせて計算しますと約35億程度じゃないかというふうに思います。

○土持総務部次長 市の分が入っていませんので。

○萩原委員 ということはおおむね倍ということですね。

○西野財政課長 生活保護の負担割合につきましては、県費分として、国4分の3、県4分の1として、これを町村のほうに交付するものがございます。

○萩原委員 ということは、国が4分の3、4分の1を県と市町村が分けるということでしょう。県が大体35億ぐらいということは、市町村も入れて、そのぐらいになるのかな。

○西野財政課長 生活保護の費用については、主に県が関与しますが町村分になりますけれども、その町村分の生活保護費として国が4分の3、県が4分の1を負担しているということでございます。

○河野副委員長 1点だけ教えてください。たばこ税22億900万、これは市町村配分分を合わせると宮崎県でどのくらいになるんですか。

○田原市町村課長 当初予算では把握しておりませんが、市町村のたばこ税の関係が、20年度の決算の税収で68億3,000万円となっております。ですから、これと県のたばこ税を合わせた金額が県内全体のたばこ税の額ということになるかと思っております。290億程度かと思っております。

○武井委員 萩原委員の生活保護の件、もう一回、ちょっとわからなかったのを確認させていただきたいんですが、4分の3を国が手当てし

て、残りの4分の1を県が見る。県と町村で4分の1ということは、実質的には県が見ているのが、その4分の1の中を半分ずつ見ているという理解でいいということですか。

○西野財政課長 町村分については、県が国からの費用をすべて受け入れて、トータルで35億、そのうちの4分の1を県が負担して支払っていると。

○武井委員 最終的に町村側の負担というのは全体の何分の1とかになるんですか。ゼロですか。

○西野財政課長 町村の負担はございません。

○武井委員 わかりました。以上です。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 引き続き、数課ごとに班分けをして説明と質疑を行い、それが終了した後に総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

なお、歳出予算の説明につきましては、重点・新規事業を中心に、簡潔にお願いいたします。

この際、執行部の皆さんに申し上げますが、細かな数字の質疑等があった場合には、時間をとってくださって結構ですので、後ほど答弁するというようなことでお願いしたいと思います。

それでは、まず、第1班ということで、総務課、人事課、行政経営課、財政課、税務課の審査を行います。まず、総務課から順次説明をお願いいたします。

○堀野総務課長 総務課の平成22年度当初予算について御説明いたします。

お手元の平成22年度歳出予算説明資料の57ページをお開きください。総務課の平成22年度当初予算額は、15億832万6,000円でございます。平成21年度当初予算に比べ336万3,000円、率に

して0.2%の増となっております。

それでは、当初予算の主なものについて御説明いたします。59ページをお開きください。まず、(事項) 文書管理費7,075万8,000円でございます。これは、文書の收受発送及び文書の管理・保存に要する経費でございまして、嘱託職員等の人件費や文書管理システムの運用管理を行うための経費等でございます。

次に、60ページをお開きください。(事項) 文書センター運営費3,281万4,000円でございます。これは、本県公文書の適正な保全を図るとともに、歴史的価値のある明治期からの公文書や県史資料を良好な環境のもとに保存し、県民等の閲覧・利用に供するための経費等でございます。

次に、(事項) 庁舎公舎等管理費6億9,421万5,000円でございます。これは、庁舎等の光熱水費や保守管理のための各種業務委託費及び職員宿舍建設に要した費用を、地方職員共済組合へ償還するための経費等でございます。

次に、61ページをお開きください。(事項) 公有財産管理費2億9,842万6,000円でございます。これは、公有財産の管理等の経費でございまして、県有財産の災害共済保険料等の維持管理費や県有施設の公共下水道受益者負担金及び県有資産所在市町村交付金などがございます。なお、説明欄の4の㊦ 県有財産(普通財産)有効活用推進事業につきましては、後ほど、常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

次に、(事項) 県有施設災害復旧費9,270万円でございます。これは、災害により被災した県有施設の災害復旧に要する経費でございます。

続きまして、新規事業について御説明いたします。お手元の常任委員会資料の5ページをお開きください。㊦ 県有財産(普通財産)有効活用推進事業でございます。

まず、1の目的でございますが、現在、行政財産としての用途を廃止した普通財産につきましては、それまでの所管部局がそれぞれ管理・処分等を行っておりますが、景気の低迷や処分しやすい財産の減少等により、入札を実施しても落札しないなど処分がなかなか進まない状況にあります。ここ10年の実績で申し上げますと、処分財産の状況にもよりますが、年に2億円から多い年で10億円以上あったものが、昨年度が約1億7,000万円、本年度も同額程度という見込みの状況でございます。このため、今後は、体制を整備し、財産の売却・貸し付け等の利活用策を推進することにより収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、2の事業概要等でございます。(1)の未利用財産の利活用体制の強化といたしまして、普通財産に係る管理から売却・貸し付けに至る一連の事務処理を集中的に取り組む管理体制を総務課を中心に整備することとしております。

(2)の未利用財産の利活用の推進といたしましては、民間を活用した新たな取り組みとして、宅建業者を介した売却やインターネット、具体的には総合情報サイトのヤフージャパンの公有財産売却システムを活用した売却を行うこととしております。また、現行の入札等の財産処分の取り組みについても、物件情報の一層のPRに努めますとともに、1物件当たりの入札の開催回数をふやすなど、強化することとしております。このほか、普通財産の貸し付けなどの新たな利活用推進策について検討を進めることとしております。

事業費は、1,588万4,000円を計上しております。

総務課は以上であります。よろしくお願いたします。

○四本人事課長 人事課の平成22年度当初予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の63ページをごらんください。人事課の22年度当初予算額は、53億9,163万6,000円でございます。前年度当初に比べて10億6,417万8,000円、率にして16.5%の減となっております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。65ページをごらんください。まず、(目)一般管理費(事項)人事調整費で7億639万7,000円でございます。これは、非常勤職員の雇用、赴任旅費、産休及び休職者等の代替臨時職員の雇用など、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費でございます。

次に、(事項)人事給与費で42億8,583万2,000円でございます。66ページをごらんください。説明欄の2にありますように、退職手当41億7,360万がこの主なものでございますが、退職手当は、前年度当初に比べまして10億4,546万5,000円、率にして20.0%の減となっております。これは、退職見込みの数が平成21年度当初予算210名に対しまして、平成22年度は176名を見込んでおりまして、34名の減となったことによるものでございます。次に、説明欄の3の人事給与システム管理事業でございます。職員の人事管理や給与の計算などを効率的に行う人事給与システムの経費でございます。

次に、(事項)県職員研修費の3,365万7,000円でございますが、これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費でございます。今後とも、自治学院での研修を初め、職場研修の実施など、研修内容の充実を図っていくこととしております。

次に、(事項)職員派遣研修費の2,569万円でございます。これは、自治大学校への派遣研修

及び自治体国際化協会シンガポール事務所への派遣や上海外国語学校への語学研修派遣、並びに職員の自主企画による短期海外研修等に要するものでございます。

当課の当初予算については以上でございますが、総務政策常任委員会資料6ページをお開きいただきたいと思います。非常勤職員等への通勤費用の支給についてであります。

これは、平成22年度当初予算の各部局の事業の中で、非常勤職員等の通勤費用を今回、新たに計上しておりますので、その内容について御説明をいたします。まず、1の目的であります。非常勤職員及び臨時的任用職員に対する通勤費用につきまして、昨年度、国では、その支給を行うよう人事院より各省庁に対し通知が出されたところではありますが、本県においても、非常勤職員等が通勤のために負担する費用を軽減するため、平成22年度から通勤費用を支給したいと思っております。

次に、2の概要等ではありますが、非常勤職員等の自宅から勤務公署までの距離に応じ、日額100円から1,200円の通勤費用を報酬等の支給時にあわせて支給することとしております。

予算額は、一般会計全体で7,159万4,000円を計上しております。

人事課は以上であります。よろしく御説明いたします。

○桑山行政経営課長 行政経営課の平成22年度当初予算案について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の67ページをお開きください。行政経営課の22年度当初予算額は、1億6,427万9,000円でございます。前年度当初と比べて740万7,000円、率にして4.7%の増となっております。

それでは、主な事業について御説明いたしま

す。69ページをごらんいただきたいと思ひます。まず、(事項) 行政経費4,723万9,000円でございますが、これは、行政経理や行政改革の推進に要する経費でございます。説明欄の4の市町村権限移譲推進事業4,376万4,000円でございますが、この事業は、宮崎県における事務処理の特例に関する条例によりまして、市町村への権限移譲を行った事務について、その事務処理に要する財源措置といたしまして、市町村に交付金を交付するものでございます。

それから、(事項) 法制費867万7,000円を計上しております。70ページをごらんいただきたいと思ひます。説明欄の2の新公益法人制度推進事業295万3,000円でございます。この事業は、法人の公益性の認定等を行うための諮問機関として設置しております宮崎県公益認定等審議会の運営に必要な経費等を計上しているところでございます。

それから最後に、(事項) 県公報発行費925万7,000円でございますが、これは、条例・規則等の県民に周知すべき事項を掲載いたします県公報の発行に要する経費でございます。

予算案につきましては、以上でございます。

続きまして、その他報告事項といたしまして、平成22年度の主な組織改正について御説明いたします。

委員会資料の11ページをごらんください。まず、Iの組織改正の基本的な考え方ですが、厳しさを増す財政状況の中、新みやざき創造計画の着実な推進や重点施策に掲げられた課題へのスピード感を持った対応を図るため、必要な部分の強化を行いつつ、より簡素で効率的な組織体制となるよう見直しを行ったところでございます。

次に、IIの主な組織改正でございますが、枠内

にありますように、今回の組織改正では、まず、重点施策への対応といたしまして、1から3にありますように、雇用の確保と就業支援、中山間地域の活性化、低炭素社会の実現への対応のための組織体制の強化を図ることとしております。また、4と5にありますように、特定の行政課題への的確な対応、簡素・効率化を図るための体制見直し、こういった観点からの組織改正を行うこととしております。

こうした改正に伴いまして、一番下に表がございまして、知事部局の組織数につきましては、全体で2の減ということになります。

続いて、具体的内容について御説明いたします。次の12ページをごらんいただきたいと思ひます。まず、1の重点政策「雇用の確保と就業支援」への対応でございますが、まず、①商工政策課内への「金融対策室」の設置でございます。厳しい経済・雇用情勢を踏まえて、中小企業支援のかなめであります金融対策とその他の経済振興施策を一体的に実施することで、施策の効果的な推進を図るという観点から、部を統括いたします商工政策課内に金融対策室を設置するものでございます。これに伴い、経営金融課は廃止することとしております。

次に、②の企業立地推進局の体制強化でございますが、新規立地企業100社の達成に向けまして、企業誘致体制を強化するために、局内に「企業立地課」を設置いたしまして、専任の課長と課長補佐を配置するものでございます。新設する課長が局長とともに県を代表する立場で企業誘致に専念することによりまして、企業との調整や交渉を行う体制の強化が図られるものと考えております。なお、このほか、局の人員体制についても充実強化を図る予定でございます。

次に、13ページをごらんいただきたいと思  
います。2の中山間地域の活性化への対応であ  
りますが、まず、①の「中山間・地域政策課」、  
課への昇格であります。地方分権の進展に対  
応しまして、広域的な地域政策の強化を図るた  
めに、現在、総合政策課内の課内室であります  
中山間・地域対策室を課に昇格させるものでご  
ざいます。この課では、新たに、定住自立圏構  
想や移住の促進などの業務を所管するというこ  
とになります。

また、②の山村・木材振興課の課内室「みや  
ぎスギ活用推進室」でございますが、本県は  
杉素材生産量が18年連続日本一ということ  
を誇っておりますが、木材価格が低迷を続け  
ておりますことから、県産材の需要拡大に向  
けた対策に重点的に取り組み、木材産業の振  
興を図るという観点から設置するものでござ  
います。これに伴い、課長級のスタッフ職であ  
ります木材流通対策監については廃止という  
ことになります。

続きまして、14ページをごらんいただきた  
いと思えます。3つ目の低酸素社会の実現へ  
の対応であります。まず、①としまして、地  
球温暖化対策の一元化でございます。現在、  
環境森林課と同じ部内の環境管理課の2課  
にまたがっておりました業務を環境森林課  
に集約しまして、あわせまして、総合政策  
課のほうから太陽光発電の補助・啓発な  
どの新エネルギー業務を移管することにいた  
しまして、これによって環境森林課におい  
て地球温暖化対策を一元的に実施するとい  
うことにしたところでございます。これに  
伴いまして、下の表にありますが、専任の  
課長補佐と地球温暖化対策担当というもの  
を設置して、業務執行体制の強化を図るこ  
とにしております。

次に、②の環境対策推進課の体制整備であ  
りますが、近年は、廃棄物対策におきまして  
、循環型社会の構築に向けた取り組みの推  
進が図られておりますことを踏まえまして  
、課の名前を「循環社会推進課」に変更いた  
しますとともに、効率的な業務の推進とい  
う観点から、表の右側にありますように  
、許可・審査担当のような業務の内容に着  
目した区分で課内の再編を実施するもの  
でございます。

次に、4の特定の行政課題への的確な対  
応を図るための体制整備でございます。ま  
ず、①の総合政策課の「地方分権推進担  
当」の新設でございますが、これは、国  
におきまして、地域主権戦略会議の設  
置など、地方分権の推進に向けた動き  
が加速する中で、県、市町村を通じた  
地方分権推進の総合調整を図るため  
に、新たに設置するものでございま  
す。

次に、15ページのほうをごらんいただ  
きたいと思えます。②の医療業務課の課  
内室「薬務対策室」の設置でございます  
が、不正薬物乱用の増加など、薬物、  
医薬品を取り巻く環境の変化に対応す  
るため、その監視指導を機動的かつ迅  
速に取り組むことによりまして、薬務  
行政の円滑な推進を図るために設置  
するものでございます。これに伴い、  
課長職のスタッフ職であります薬務  
対策監は廃止ということになります。

次に、③の3つの土木事務所への「技  
術調整課」の新設でございます。入札・  
契約制度改革あるいは公共工事の品  
質確保等への対応を図るために、事  
業量の大きな宮崎、日向、延岡の  
3つの土木事務所に新たに設置する  
ものでございます。

16ページをごらんいただきたいと思  
います。最後が5の簡素・効率化を図  
るための体制見直しについてございま  
す。①から④、本庁2、

出先機関2、掲げておりますが、業務量の減少等が見られる所属につきまして、組織の簡素・効率化を図る観点から、統廃合を行うこととしております。

以上が新年度の主な組織改正の内容でありますけれども、今後とも、簡素・効率化を基本としながら、県民ニーズへの的確な対応や重点施策への取り組み強化の観点から、必要な見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

**○西野財政課長** 財政課の平成22年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の71ページをお開きください。財政課の平成22年度予算額は、966億2,294万5,000円でございます。平成21年度当初と比べまして7億7,420万9,000円、率にして0.8%の増となっております。

73ページでございます。以下、主な事項について御説明いたします。まず、(目)一般管理費(事項)諸費でございますが、25億3,481万7,000円を計上しております。これは、説明の欄に記載しておりますように、1つには、県税や税以外の収入につきまして還付が生じた場合の経費として24億円、2つ目に、各課ごとに執行額を見込むことが困難な経費など、いわゆる庁内一般共通経費といたしまして1億3,481万7,000円でございます。

次に、(目)財産管理費でございます。これは、財政課において所管しております基金に係る利子の積立金であります。まず、(事項)財政調整積立金で1,015万9,000円、それから、74ページの(事項)県債管理基金積立金で1,973万4,000円、(事項)県有施設維持整備基金積立金で210万円、(事項)宮崎県21世紀づくり基金積立金で48

万円、(事項)宮崎県地域活性化・公共投資臨時基金積立金で250万円を、それぞれ計上しております。

75ページでございます。次に、(目)元金(事項)起債元金償還金でございますが、これは、起債の元金の償還を行う経費でございます。778億3,612万8,000円を計上しております。

次に、(目)利子(事項)長期債等利子償還金でございますが、起債等の利子の償還を行う経費でございます。158億8,159万2,000円を計上しております。

次に、(事項)起債事務費は、県債借り入れに伴う地方債登録手数料等で2,295万7,000円を計上しております。

予算案につきましては、以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。議案第29号「全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について」であります。議案書は135ページでありますけれども、説明は常任委員会資料で行わせていただきます。

10ページをお開きください。本議案は、相模原市が平成22年4月1日から政令指定都市に移行することに伴い、相模原市の全国自治宝くじ事務協議会への加入及びこれに伴う当協議会規約の一部変更に関する協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○永田税務課長** 説明に入ります前に、先ほどの発言の訂正をお願いいたしたいと思っております。地方法人特別税の対象法人数は幾らかということでしたが、先ほど、全体の法人数が約\*2万

※25ページに訂正発言あり

2,000件ということでお答えしていましたが、20年度決算をもとに対象法人数を考えますと、22年度についても課税の対象法人が2万2,000件というふうなことでございます。先ほどの全体が2万2,000件というのは訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、税務課の当初歳出予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の77ページをお開きください。税務課の予算額は、247億6,357万9,000円でございます。前年度当初に比べ5億8,445万5,000円、率にして2.3%の減となっております。

79ページをごらんください。まず、(款)総務費の主な事項につきまして御説明いたします。

(事項)賦課徴収費の23億6,882万5,000円でございます。これは、県税の賦課徴収に要する経費でございます。その主なものといたしましては、説明の欄1の徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして2億5,390万4,000円を計上しております。これは、県税の徴税活動に必要な郵送料、印刷費、旅費等の事務経費でございます。次に、(3)個人県民税徴収取扱費交付金としまして17億1,320万円を計上いたしております。これは、個人県民税を賦課徴収している市町村に対し、その事務費として交付するものでございまして、各市町村における1月1日現在の納税義務者数に3,300円を乗じた額等を交付することになっております。次に、2の自主納税の推進費の(2)各種団体との協力体制推進費でございます。2億6,452万9,000円を計上いたしておりますが、その主なものとしましては、ウの軽油引取税徴収取扱費報償金で2億5,200万5,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者であります元売業者や特

約業者の徴収取り扱いに対する報償金でございます。

80ページをごらんください。次に、(款)諸支出金でございます。これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金と、県内の市町村に対しまして税金の一定割合を交付する法定交付金でございます。208億7,860万2,000円を計上しておりますが、前年度当初に比べ4億8,748万9,000円、率にして2.3%の減となっております。主な事項について御説明いたします。まず、(事項)地方消費税清算金につきましては、税金額を各都道府県と清算するために支出するものでございまして、86億8,329万1,000円を計上しております。

(事項)利子割交付金以下の各種交付金は、いずれも、市町村に対する法定交付金で、来年度の税金見込み額を基礎に算出したものでございます。事項別の説明は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

82ページをごらんください。(事項)利子割精算金につきましては、各都道府県との精算に要するものであり、200万円を計上いたしております。

次に、平成22年2月定例県議会提出議案の9ページをごらんください。債務負担行為の追加でございます。事項の税務課の欄でございますが、平成23年度自動車税定期分納税通知書等の印字・封入封緘業務を委託するものであり、円滑な業務の推進を図る観点から、平成22年度から平成23年度にかけての実施をお願いするものであり、限度額1,565万5,000円を計上しております。

予算案につきましては、以上でございます。

○高橋委員長 各課の説明が終了しました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○**福田委員** 予算説明資料の66ページ、退職手当の説明をいただいたわけではありますが、私、議会に入ってきたときから、行政の退職手当というのは、民間と違って単年度で予算計上されますから、将来どうなるかなと思っておったんですが、特に、企業会計等での病院等について不思議に思っておりましたが、早速、最近になって行き詰まってきておりますね。日本の企業会計でいきますと、当年度在籍している社員とか職員の数字に応じてそれぞれの引き当ての要件が違って来るわけですけれども、退職給与引当金をやって、全体的な平準化を図っていくのが民間の手法で、企業会計の原則にもなっているんですが、当面はまだ県も単年度支出が可能でございますが、将来にわたっての退給引当金の大局的な考え方をお聞きしたいんですが。

○**西野財政課長** 退職手当の財源についてでございますけれども、これにつきましては、毎年度、所要額を捻出しているところでございますけれども、最近では、毎年度、退職手当の財源として退職手当債、これにつきましては法令で認められているものですが、退職手当債を30億円程度発行してその財源の一部とさせていただいているところでございます。

○**福田委員** それはよく説明を聞いているからわかりますが、退職金は当然、働いた対価として皆さん、もらう権利があるわけですね。将来、順調に退職手当を支給するためには、恐らく国のほうでもそういうことを考えていると思いますが、退職給与引当金の平準化についての考え方はどうなっているんですかと聞いたんですよ。何か構想があるんですか。部長でもいいです。

○**山下総務部長** 一般会計の場合には、基本的に引当金というのはございませんで、仮に行うとすれば、基金に積み立てておくんだらうと思

います。病院事業会計とかは引当金で一部できているようですが、おっしゃったように、企業が計算するほどの水準は、まだ保てていないというのが現状のようです。将来的には、平準化という意味で言えば、大きな目でいけば、昭和22年から24年生まれの間、いわゆる団塊の世代の方たちが退職する際の退職手当をどうするかというのが、これは国も地方も共通ですけれども、大きな問題。その間にはこれを平準化という意味でいわゆる退職手当債というのを、これは後年度10年間に平準化するといえますか、当然、それには10年の間に職員を減らしたりとか、一定の行革を前提に退職手当債の発行を認めるという制度的な仕組みになっておまして、将来、人員構成がどんなふうになるかということなんですけれども、今の県職員の人員構成、いわゆる団塊の世代が通った後では、現在で45～46歳ぐらいがまたピークになります。そのときには、これが国全体の公務員の年齢構成とどんなふうに関係があるかということになるかと思いますが、基本的には、同じように、手法としては退職手当債という形になろうかと思えます。

○**福田委員** よく話題になっておるものですから、どういうふうにご考えておられるのか、お聞きしました。

続きまして、73ページ、還付等に要する経費が計上されていますが、これは当然、税額に対する還付は、確定申告を通じて、あるいは企業の決算を通じて行われるわけですが、昨年でしたか、いろんなテクニックを使って不正な還付を受けたことが報道されておりましたね。本県の税の還付に対するチェック体制、監視体制はどうなっているのか、お聞きしたいんですが。

○**永田税務課長** 国のほうで、消費税についての還付に対する不正というのが新聞記事に載っ

ておりましたけれども、県の場合は、還付は、基本的に法人県民税・事業税で多くが生じるわけですが、これにつきましては、国の税務署のほうの所得の確定によりまして、それに準じてかけますので、国のほうで査定をしたものが県税のほうですということになっておりますので、基本的には法人関係につきましては、県が直接還付をする際に調査をするとか、そういうことはございません。それから、ほかの税目についても、一部ありますけれども、基本的には還付の際に不正が生ずるようなことはないかというふうに考えております。

**○福田委員** 県税の段階での還付については不正はほとんどあり得ないというふうには理解していいんですね。

最後に、県有財産有効活用推進事業についてお尋ねします。先ほどの説明を聞いていますと、非常に財政が厳しい折ですから、遊休県有財産については売却を進めて確保したいということでしたが、それも大事なことだと考えておりますが、新たな利活用推進策等の検討と出ておるんですが、これは何か具体的なことはあるんですか。

**○堀野総務課長** 具体的には、貸し付けの推進なんですけれども、現在、普通財産の貸し付けについては、相手方からの要望を待って貸し付けをしているということをやっております。現在、売却を中心に進めておりますけれども、なかなか売却が進まない土地について、新たに不動産業の方を介して貸し付けを募集すると申しますか、新たにそういったニーズにこたえていくというふうな策を検討していきたいというふうに考えております。

**○福田委員** 私は、いつも考えるんですが、県の遊休財産の中で高度な利活用をすることに

よってかなりの収益が生まれるものもあるなど考えておまして、昨年末でしたか、私、黒木知事時代に取得した川崎港の5反歩の広々とした土地を何回も見に行っているんですが、惜しいなど。周辺であれだけの広大な面積が、実際は更地として貸し付けされているんですが、ああいう使われ方をしているのはあの地域だけなんです。この辺についても、首都圏で当時、非常に財政が厳しい中で、当時の知事を初め執行部の皆さん方が、宮崎県の将来を思って取得された有効な財産ですね。あれは市ヶ谷に次ぐ財産ですよ。これなんかも早急に有効利用を考えてほしいということをお願いしておきたいと思います。答えについては結構かと思います。

それから最後に、課税法人数が2万2,000件とおっしゃいましたが、これは決算が赤字で課税されない法人がほかにあるわけですね。これはどれぐらいあるんでしょうか。

**○永田税務課長** 対象となる全体の法人数が約\*5万法人ということで考えておりますので、2万2,000件を引いた2万8,000件ぐらいでしょうか、そのくらいというふうに考えております。

**○権藤委員** 歳出予算説明資料の69ページなんですけど、行政管理費の4の市町村権限移譲推進事業の4,370万、これは、市町村に理解をしてもらって移譲していけば、当然仕事に移ると、その見合いとして幾分かの事務費を移していくというようなことだろうと思うんですが、最近の合併等を含めた後のそういう事業の推進が理解に基づいて順調にいくものといかないものとか、そういうのがあるのかどうか等を含めて、この事業の中身をもう少し御説明をお願いしたいと思います。

**○桑山行政経営課長** 市町村権限移譲推進事業

※25ページに訂正発言あり

でございますが、これにつきましては、委員もおっしゃいましたように、県の事務を市町村にやっていただくということに伴いまして、地方財政法におきましても、そういった経費については県が負担するということになっておりまして、この交付金によりまして、内訳の話になりますが、処理した件数割、そういったものをこの交付金の中で算定して権限移譲を行った各市町村に実績に応じた交付を行っているところであります。それで、市町村合併等を踏まえた今後の影響といたしますか、今後の見通しということかと思っておりますが、基本的には、この権限移譲につきましては、県がメニューを示しまして、現在、2,425の事務がございますが、その中から市町村が希望するものについて移譲を行うということで、市町村によっては、行革であったりとか、あるいは市町村の規模の問題であったりとかでなかなか難しい面もあるかと思っておりますが、私どもとしては、県内3つの地区で説明会を行うなどして、住民にとってメリットのある話だと思っておりますので、なるべく引き受けていただくようお願いをしているところであります。今後、合併に伴ってということではありますが、できる限り市町村には引き受けていただけるような努力を今後とも続けていきたいというふうに思っております。

**○権藤委員** なかなか県のほうも、この前から行財政改革で300名とか減って目標に近づきつつあるという現状の中で、市町村で引き受けてもらうことのほうが、市町村は大変かもしれませんが、住民との関係からいけば、いろんな手続その他でスムーズではないかというふうに考えるものですから、勝手に単価を決めたりはできないんだらうと思っておりますが、今後も推進方を……。見てみると何か昨年より少し減ってい

るぐらいになるんですか。

**○桑山行政経営課長** 昨年の当初予算との比較でいきますと1.8%の増となっておりますが、先般、補正について認めていただきましたが、21年度の補正後の最終予算額が3,310万ということで、これとの対比でいきますと当初は30%ほどの増ということになっておりまして、また当然、補正の減というのがあり得ようかと思っておりますが、今般、市町村に交付する交付金の事務処理の単価を幾らか上げるなど改善に努めておりますので、今後とも努力していきたいというふうに思っております。

**○権藤委員** それから、委員会資料の5ページ、先ほども質問が出ました県有財産有効活用推進事業、これについては、総務課所管のものというのは、例えば高岡に行くところの林業センターですか、ああいうものとか、商工のままに残っているのかどうかかわらんのですが、港を造成して、それを払い下げていこうというのを商工が取り上げたり、土木が取り上げたりして、やったりとったりしてきて、依然として進んでいない広い物件もあると思うんです。こういうものは範疇外になるのか、このシステムで全部取り囲んでいくのか、そのあたりはどんなふうになっているんでしょうか。

**○堀野総務課長** 2月現在で未利用地というのが35件ございます。このうち知事部局所管が16件、教育委員会が7件、警察が12件ございます。委員のほうからお話のありました林業試験場の跡地につきましては、あそこはまだ開発は進んでおりませんが、既にJAのほうに売却しておりますので、この中には含まれておりません。また、基本的には、先ほど説明の中で申し上げましたけれども、行政財産等の用途を廃止して普通財産化したもの、それについて売却

を進めていこうというふうに考えておまして、港のほうの企業用地とか、あれは港湾課所管だと思えますけれども、そういった一定の目的のもとに今後、分譲予定している土地はこの中には含まれておりません。以上です。

**○権藤委員** 特に港なんかができ上がって、早期にやるということで、ちょこちょことはできましたけれども、金額も面積も相当大きいし、そういうものをピックアップして、この制度は庁内全域、教育委員会も警察も含めて、例えば警察庁舎が建てかえた後の残った土地とか、そういうものも含めて、やっぱり格上げして何かルールをつくって、これは休止状態だと、それはあるのかもしれませんが、我々から見ると時間が物すごくたたないと遊休資産には上がらないと。前の用途にずっと帰属したような形で来ているような気がするものですから、これは総務課に移ったものということでしょうけれども、それ以外の部分についても、全庁的に議論を深めてもらって、見直しなり、全庁的なシステムで検討して、そういうものも有効処分、活用、貸し付け、そういうようなことを検討していただいて、ずっとある中にいろんなものがあるという感覚はするけれども、それがきちんきちんと3年、5年置きに整理されているという気がなかなかしないんですよ。そういったものも、これとは別になるのかもしれませんが、検討して、県庁全体の遊休資産の管理のあり方をぜひ今後は取り上げていただきたい、これは要望にとどめておきたいと思えます。以上です。

**○武井委員** 予算書のほうを御質問してまいります。まず、59ページ、総務課のほうから行きたいんですけれども、連絡調整費が423万が899万とことしの当初と比べて非常に上がっている理由をお聞かせください。

**○堀野総務課長** 説明の欄の3の調整事務費の500万でございますけれども、これが新たに加わっております。これは、メリットシステムと申しまして、3年間の補正額と今年度の補正額を比較して、平均を超えるものについては、一定のメリットを各部に与えるというシステムがございます。それによってこの500万というのを計上しているところでございます。

**○武井委員** 要は、去年まで総務部なりが頑張つて、結果としてメリットシステムによる受益金みたいな感覚なのか、それともこの500万は、今後、どこぞの課に分配をしていくというための基金的なものなのか、どういう位置づけの金額になるのか、お聞かせください。

**○堀野総務課長** 総務部全体での金額になりますので、必要に応じて各課のほうに支出する、必要に応じて分配すると申しますか、そういった形になるんだろうと思えます。

**○武井委員** 確認なんです、すべての部において調整課にこの500万が割り当てになっているということの中の総務部の割り当て分というような理解でよろしいということですか。

**○堀野総務課長** 各部の状況はわかりませんが、そういった部分で一定のメリットを出しているところについては措置されているというふうに考えております。

**○武井委員** 次に移りますが、総合文書管理システム運営事業の2,345万6,000円なんですけれども、去年から見ますと予算的にはほとんど変わっていない。毎年この金額がかかるということは、どういう契約になって、どういった業者さんに支払いをしているのか、お聞かせください。

**○堀野総務課長** 総合文書管理システムにつきましては、今年度見直しをしまして、システム

を変えました。昨年までのシステムというのが、管理業務、決済業務等々の大きなシステムを使っておりましたので、そのリース料というのがかかっておりました。21年度をもって廃止したんですけれども、機器のリース期間がたしか3年間だったと思うんですけれども、来年度の7月までございます。その関係で、去年は1年分計上したんですけれども、ことしは半分のリース料ということになっております。

**○武井委員** ということは、新しくシステムを変えて、つまりは旧来のシステム、今は既不使用していないものに対しての支払いが発生しているという理解でよろしいということですね。

**○堀野総務課長** 結果的には御指摘のとおりであります。リース業者のほうで、本元の業者のほうから購入しておりますので、その分について、契約上、負担しないといけないという状況になってしまいました。以上です。

**○武井委員** 確認なんですけれども、いろいろ検討されたんだろうと思うんですが、今の既存のシステムを使わないというのは非常に無駄なわけですから、例えば更新を来年の7月以降にするであるとか、ないしは、打ち切りなら打ち切りで違約金を払ったほうがそれよりも安いとか、そういうこともあったんじゃないか。使わないものに対して支払いを続けていくということに対しては若干疑問があるんですが、どの程度のいろんな検討・検証がなされた結果こういう結論になったのか、伺います。

**○堀野総務課長** 旧システムについてはなかなか使いづらいという状況がございましたけれども、リース料に加えて保守料も入っておりました。この保守料が実績ベースでいきますと1,300万ということでございまして、その分が、そのシステムを変えることによって削減できたとい

う効果はございます。また、旧システムのリース料につきましては、私どもも議会でも御指摘を受けた部分がございましたので、業者のほうと弁護士に相談しながら交渉しましたけれども、やはりそれが聞いていただけなかったという結果がございます。以上です。

**○武井委員** わかりました。

次に移ります。浄書管理費を1件教えていただきたいんですが、浄書というのは、どういったような……。

**○堀野総務課長** 印刷というふうに考えていただければ結構だと思います。

**○武井委員** 例えばこういったようなものというように含めてということですか。

**○堀野総務課長** 印刷の形態というのはいろいろあると思うんですけれども、外注と庁内で印刷しているのがございまして、本館の地下1階になるんですけれども、印刷室がございます。軽印刷といいますか、比較的簡単な印刷については庁内でやっていく、そうすることによって外注するよりも経費がかかりませんので、そういったことでやっております。

**○武井委員** 金額も大きいものですかね。これは庁内でやっているということですか。

**○西野財政課長** 議案等の印刷につきましては、財政課所管の一般管理費の中で対応させていただいております。外注でございます。

**○武井委員** わかりました。

次に移りますが、財産管理費の庁舎管理のところの財産収入が2,317万、東京ビルのほうも200万ぐらい上がっているんですが、これは、売店などの店舗からの賃料、または東京ビルであれば学生さんからの収入であるとか、インキュベーションからの収入であるとか、そういったような理解でよろしいのか、伺います。

○堀野総務課長 2,317万1,000円ですけれども、職員宿舍の貸付料の中の一部でございます。200万9,000円につきましては、東京職員寮の利用料の中からでございます。

○武井委員 売店等からの家賃収入的なものというのはどういうふうになっているのか、伺います。

○堀野総務課長 売店等、県庁地下1階のお話かと思えますけれども、これにつきましては、行政財産の目的外使用許可という形をやっておりまして、その分が財産収入として計上されるという形になります。

○武井委員 この中にはそれは入っていないということですか。売店とか旅行カウンターとかいろいろあると思うんですけれども、どういったところにそういったところの収入は上がるのか、伺います。

○堀野総務課長 59ページに(事項)職員費という欄がございますけれども、その欄の使用料及び手数料1,234万6,000円でございますけれども、この分の中に計上されております。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。公有財産管理費の県有資産所在市町村交付金というのがあるんですけれども、市町村に交付しなければいけない理由というのは何か、お聞かせください。

○堀野総務課長 市町村交付金というのは、固定資産税相当額になっております。これは、普通財産の関係でございますけれども、\*行政財産は除くんですが、普通財産について、例えば職員宿舍とか、貸付地とか、通常、民間と変わらないような利用形態をしているものについては、この市町村交付金で固定資産税相当額を支出するということになっております。以上です。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。災害復旧費ですけれども、9,270万計上されているんですが、何が起こるかわからないというところがあるんでしょうけれども、今年度的に、今まではこれをどれくらい実際使ったのかとか。

○堀野総務課長 平成21年度はゼロ件でございました。平成20年度が8件の5,963万6,000円、19年度が16件の4,654万7,000円でございます。

○武井委員 わかりました。

次、人事課に移らせていただきますが、いろいろ経費が出ているんですが、きのうも、あれは教育委員会でしたけれども、懲戒が出たりとか、この前も準公金の問題なんかいろいろあったりしたんですが、そういったいわゆるモラル向上への取り組み、職員意識啓発とか、そういったようなものというのは具体的にこういった形で取り組まれているのか、伺います。

○四本人事課長 予算書の中ではなかなかあれですけれども、例えば、自治学院において行う職員の研修に要する県職員研修費というのがございますが、自治学院の研修の中でコンプライアンスについて研修を行う、また、各所属においてコンプライアンスリーダーを定めまして、啓発に努める、あるいはまた、各所属ごとにコンプライアンスの研修を行ってもらおう、そういうさまざまな取り組みをしておるところでございます。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、職員派遣研修の経費が倍ちょっとになっているんですけれども、1,210万円だったのが2,570万ですか、上がっているんですが、これは、差額的に見ると、海外研修分ぐらいが差額で出たのかなと思うんですが、これはこういった内訳なのか。

※25ページに訂正発言あり

○**四本人事課長** 1つは、上海外国語学校に語学研修に派遣をすることにしておりまして、これは21年度は該当がございませんでしたが、22年度に1人派遣をいたします。この分が約600万、それから、自治体国際化協会のシンガポール事務所に1人職員を出しますので、その経費といったようなものが21年度よりふえておる要素になっております。

○**武井委員** クレアシンガポールと外国語大学の件なんですけど、結局、外国語大学は1年600万かけて出して、上海の事務所で2年働くということなんですけど、ですから、1年置きに600万かかっていくということなんですけど、そういう意味でいったら、それなりのコストもかけるわけですから、例えば、上海駐在の任期を4年等にすれば、平たく言えば、行く人員を半分にできるということでもあろうかと思うんですけど、そのあたりというのは、やっぱり1年学校に丸々通わせるということですから、結構大きなことなんですけど、そのあたりはもっと検討の余地はないのか、伺います。

○**四本人事課長** 上海事務所そのものの位置づけといいますか、役割というのは当然、実際の仕事の中身的には、主に商工観光労働部のほうで考えていくような、そこと今後、体制とかいうふうなものについては検討していかなくちゃいけないと思いますが、海外に語学研修1年プラス4年とかいうことになると、一般的に言えば、なかなか派遣しづらいかなというふうに考えております。

○**武井委員** また、考えていただきたいと思えます。

○**権藤委員** 今の上海の大学とか、ああいうのは現地に行ってみると、やっぱり企業が百何十社とか、そういう企業グループの経営者という

んなことをしたりして、個人的には大変かなという感じもするんですが、今が1年の2年ということであれば、1年の3年とか、そういうようなことをやはり検討してほしいなど、みんな現地の人たちは情報とかでありがたがっている面もあるし、こっちから行っている人も向こうからもらって、定例的な会合とか懇親も深めているみたいですから、またそれは個人の問題とバランスをとりながら、検討していただきたいということを私からもお願いしたいということです。以上です。

○**高橋委員長** それでは、暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後0時59分再開

○**高橋委員長** 委員会を再開いたします。

○**堀野総務課長** 先ほどの発言を修正させていただきたいと思えます。先ほど、武井委員の御質問の中に市町村交付金のお話がありました。その中で財産について、普通財産について対象になると申し上げたんですけれども、一部行政財産でも、県営住宅についてはこの市町村交付金の対象になりますので、発言を訂正させていただきたいと思えます。以上でございます。

○**永田税務課長** 私のほうも発言の訂正をさせていただきたいと思えます。先ほど、発言の訂正をしましたものの、再度の訂正で大変申しわけないんですが、地方法人特別税の対象の法人は幾つかという御質問でした。20年度でいたしますと、申告の法人の総数が2万2,000件ですので、一応、これが対象にはなるんですが、うち法人事業税を課税された件数が20年度で約8,500件でしたので、実質的にはこの8,500法人が対象になるかと思えます。

それで、先ほど、赤字法人はどのくらいある

のかという御質問でした。2万2,000から8,500件を引いた約1万3,500件が赤字法人である、約40%であるというようなことに訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げました約5万件というのは、県内の事業所の総数、ですから、1法人が何カ所も事業所を持っている場合をダブルカウントしていますので、県内の法人が約5万件ほどあるということでしたので、訂正をさせていただきたいと思います。

○高橋委員長 引き続き質疑を続けます。

○武井委員 さっき、人事課の職員海外研修のところを少しお話をしたかと思うんですが、その件で、県の職員を2週間、派遣をして研修をするというような事業があると思うんですが、それもここに含まれるのか。

○四本人事課長 海外ですか。

○武井委員 海外です。

○四本人事課長 ございます。予算的には、自主研修といいますか、みずから企画をさせまして、こちらで内容を査定いたしまして、最大6名を派遣するというようにしております。

○武井委員 そういったものというのは、具体的にどういうふうな形で成果報告が出されるのか、また、そういうところに研修に行った人というのは、次の人事異動等も含めて、そういうものが生かされるようなものになるのか、つまり実効性みたいなものについて伺います。

○四本人事課長 報告についてはちょっとお待ちいただきたいと思います。

実績をどう生かすかでございますが、例えば、技術職員の場合は、それぞれの自分の専門分野に沿ったものをもともと企画をして行くというようなこともありますし、内容については、帰った後の仕事の中で生かされていくというふうに

考えております。

○武井委員 人事課として人事異動とかについて、実際に研修してきたということが、技術職員であればある程度わかるんですが、事務の職員ですと、全くそれと違うところに行けば、実際的にそういったものがどれほど生かされるのか、海外まで行かせるわけですから、そういった意味では、できるだけそういったものが今後の業務に反映されるような人事課としても意識づけが必要じゃないかなと考えますが、いかがですか。

○四本人事課長 当然、そういう海外自主研修をやったということで、その意欲ということももちろん評価いたしますし、また、それぞれの個々の中身についても、一応勘案した上で人事上は考えていくということになると思います。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、行政経営課の訴訟事務なんですけれども、行政経営課が所管する訴訟に関するものというのはどういった業務になるのか、お聞かせください。

○桑山行政経営課長 訴訟事務につきましては、特に、うちの課自身が訴訟の主体となりますといいますか、そういうものは自分のところの業務に限る話でありまして、全庁的に行政経営課としては訴訟案件が出てきた場合にはサポートをしているという状況になりまして、ちなみに、21年度でありますと、継続した訴訟案件が2件ございまして、それから年度中に県営住宅の明け渡し訴訟が3つ発生して、5つのうち4つは結審して県の勝訴という状況になっております。

○武井委員 ということは、県の関係の訴訟を担当されるということで、弁護士の先生の顧問料みたいなものもこういったものに含まれているという理解でよろしいんですか。

○桑山行政経営課長 訴訟費という予算の費目がございます。この中で弁護士に対する法律相談料というものを予算にして100万8,000円計上しております。行政分野に明るい弁護士の方に月額8万4,000円という金額をお支払いして、いろいろな損害賠償の事案とか、問題が生じた場合には相談をさせていただいておるという状況になります。

○武井委員 一般的に言う顧問契約というのは違うんですか。

○桑山行政経営課長 顧問弁護士という位置づけにはしておりませんが、特定の弁護士の方と年間を通じて契約しております。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。県の法規検索システムの運営経費がありますけれども、先ほどの総務課にもお聞きしたことと同じなんですけど、どういった契約になっていて、どういった内容なのか、お聞かせください。私もよく使うんですが……。

○桑山行政経営課長 これにつきましては、第一法規という法規関係の会社と契約をいたしまして、年間のサーバーあるいは周辺機器の借り上げ料を支払っているところでございます。

○武井委員 ということは、この352万というのはランニングコストで、毎年、金額は若干増減はあるかもしれませんが、基本的にはこの金額がシステムを維持していくためにかかるということでしょうか。

○桑山行政経営課長 おっしゃるとおりです。

○武井委員 あのシステムで、条例もいろいろあるんでしょうけれども、年間352万は結構高額だなと思うんですが、そういったものの契約というのは、何年契約で、どの段階かで業者をかえるなり見直しをするなり、随契でずっとこういう形で行かざるを得ないような仕組みなのか、

伺います。

○桑山行政経営課長 中身として、本県の条例規則等を入れております関係上、なかなか契約の相手先をかえるということは難しいのではないかと思います。ただ、単年度契約でやっておりますけれども、こういうシステムを入れることによりまして、例えば、ある条例を改正するときに、関連して改正する規則とか条例があるかないか、そういうものが言葉で検索すれば容易にわかるとか、こういうシステム導入によって相当な省力化は図られていると思います。

○武井委員 情報政策課にこういったIT担当の方が任期つきで来ておられると思うんですが、例えば、このシステムについて予算立てするに当たって、そういう方に見てもらって、この金額が適正かどうかというようなことのジャッジメントをもらったり、そういうことはあったのか、伺います。

○桑山行政経営課長 このシステム導入に際しては、特に情報政策課のほうとの協議はやっておりませんが、他県の契約の状況とか、そういうものを勘案しまして、うちのこの契約の金額の妥当性については確認といたしますか、そういうことはやっております。

○武井委員 わかりました。以上です。

○四本人事課長 先ほど、武井委員の御質問で答えていない部分がございます。海外自主研修の報告でございますが、今のところ、人事課のほうにレポートを提出させているということでございます。

○武井委員 個人名もあるのかもしれませんが、県のホームページで公開をするであるとか、例えばこの委員会あたりで資料としてお願いすれば出してもらえたりするのか、そのあたりはいかがですか。



年毎年の負担を抑制するために、過去でありましたら、高金利時代に借り入れたものを借りかえたり、公債費の抑制に取り組んできているところでありまして、そういった高金利のものが今後、償還されてしまうということも考え合わせますと、現在借り入れているものについては、平均的にも徐々に下がっていくんじゃないかというところでございます。

○押川委員 わかりました。

それから、79ページでありますけれども、自主納税の推進費の中のウでありますけれども、軽油引取税、先ほど、元売業者あたりに報償費として戻すということでありましたけれども、トラック協会とかバス協会あたりの対応はどうなっているのか、わかる範囲でお聞きしたいと思います。

○永田税務課長 軽油引取税の取扱費報償金については、特別徴収義務者、いわゆる税を特別徴収していただく元売業者とかに交付をしているものですが、バス協会、トラック協会については、商工観光労働部の事業で行っております。例えば、バス協会に対しては、21年度決算見込みで約1,300万、トラック協会のほうに約1億6,400万ほど措置をされておるといふふうに聞いております。

○押川委員 わかりました。

○萩原委員 起債と公債費について伺います。歳出のほうで公債費937億円、元金が778億円、利子のほうが158億円、わかる範囲で結構ですが、現在の起債の件数は何本ぐらいあって、さっきのとちょっと重複しますが、一番高い金利は何%ぐらいのものがあるのか。とりあえず、それを。

○西野財政課長 起債の件数でございますが、549件でございます、今借り入れている中

で最も高い利率のものは6%台後半でございます。

○萩原委員 さっき、借りかえで金利をなるべく下げようということがあったと思うんですが、借りかえのできない部分もあるはずですね。例えば、国とか、国の機関関係から借り入れた場合、そういうのがあると思うんですが、何分、利子が158億円というのは県債の9,400億の金利だろうと思うんですけれども、今、公債費、宮崎県が16.2%ですが、危険水域というか、赤信号がともるのは何%ぐらいが限界なんですか。

○西野財政課長 起債の指標についてはさまざまなのがございまして、例えば、実質公債費比率という指標がございまして。これについては、起債について元利償還が、例えば財源措置がなされているものがございまして、そういったものを考慮した上で、どれぐらい実質的に公債費というのがあるかということですが、18%以上になると、起債に対し許可が必要であるというふうにされております。本県におきましては、実質公債費率は12.6%ということで、その水準を下回っているところでございます。

○萩原委員 歳入の県債947億円、これの主な相手先はどういうところですか。

○西野財政課長 毎年の県債の借入先でございますけれども、来年度発行するものについては、実際事業費が確定して、恐らく23年の5月ぐらいに借り入れというのが一番大きな部分を占めるかと思っております。例えば、既に発行している実績から申しますと、20年度分については、21年度、今年度の5月に借り入れたところでございますけれども、そのうち政府資金、市中銀行ということで、大まかに申し上げますと、政府資金、いわゆる財務省からの財政融資資金、それ

が約18%程度、残りをその他の市中銀行等から借り入れているところがございます。

○萩原委員 市中銀行は、宮崎県でトップは宮崎銀行ですけれども、地元銀行以外に市中銀行も入るわけですか。

○西野財政課長 20年度発行分につきましては、御指摘のとおり、大部分が指定金融機関である宮崎銀行からございまして、その他太陽銀行、県信連、九州労働金庫から借り入れを受けております。

○萩原委員 金利はばらばらだろうと思うんですけども、ほぼ同じぐらいの金利ですか。

○西野財政課長 各行とそういった条件を交渉して決定するわけですけれども、結果として、宮崎銀行以下、すべて同じ条件で借り入れを行っております。

○萩原委員 549件の公債費、これの返済方法はどうか。毎月なんですか、教えてください。

○西野財政課長 起債、さまざまな借入先がございまして、いずれも、年2回、元金の支払いを行っております。

○萩原委員 年2回ということは、財政課がどういう管理をしておるのかわからんけれども、549件は大変な件数でしょう。それを年に2回、ばたばたして返済が足らんやっただとかいうときは、たまにはついうっかり督促が来たということはないですか。

○西野財政課長 県債の元利償還については、義務的経費ということで、すべて所要額を当初予算で措置しているところがございます。その時々によって、予算措置していたとしても、例えば、会計管理局で手元に現金があるかどうかというときも出てこようかと思えます。そういった場合には、歳計現金が足りないという場合に

は、財政調整基金から一時的に借り入れる、法的にも一時借入金というふうに申ししておりますけれども、あくまでも予算で決められたものを執行するために必要な資金のやりくりというのは、法令に定められた手段の中でやっているところがございます。

○萩原委員 非常に初歩的なことを聞きますけれども、振り込むにしても大変大きな金額ですね。そういうのは具体的にはどういうふうにしてやるんですか。民間だったら手形とか切るけれども。

○西野財政課長 具体的な償還方法でございまして、年2回、借入先から請求が来ます。それで、こちらとしては請求に沿ってその請求額どおり歳出の手続を踏まえまして、指定金融機関を通してそれぞれのほうに請求額をお支払いすると、それについては、必要な事務手続を経た上で執行させていただいております。

○萩原委員 年2回というのは、元金と利子を年に2回ですか。それとも、元金は元金、利子は利子で年2回なのか、その辺はどうか。

○西野財政課長 元金も利子もそれぞれ、タイミングはずれるかもしれませんが、年2回お支払いしております。

○前屋敷委員 予算説明資料の60ページ、情報公開推進費ですけれども、昨年と比べて150万ぐらい減額ですけれども、その中身を。

○堀野総務課長 法規の追録とか図書購入費がございまして、その分を節減したというのが一つ、これは128万ぐらいございます。あと、パソコンリース料の減ということで20万ほどございます。

○前屋敷委員 4の資料整備費というのがかなり落ちていたんですけども、今のはその中の

身になるんですね。

○堀野総務課長 そのとおりでございます。

○前屋敷委員 61ページの財産管理費の中の東京ビル運営費2,900万、ここは指定管理になっていたんですか。

○堀野総務課長 平成18年度から指定管理者制度を導入しております、現在、指定管理でやっております。

○前屋敷委員 このビルの活用と申しますか、内容はどういうふうになっていますか。前は宿泊施設があったりとか、学生寮はもちろんあると思うんですけども、今の状況。

○堀野総務課長 基本的には、東京事務所の職員寮がございます。さらに、東京学生寮が5階から上になっておりますけれども、定員100名であります。さらに、県から派遣されている研修職員等の職員宿舎、さらには商工観光労働部所管の部分でございますけれども、フロンティアというところがございまして、宮崎から東京のほうに進出している企業の貸し事務所のスペース、そういったもので構成されております。

○前屋敷委員 学生寮が定員100名でしたけれども、今、100名活用されているんですか。

○堀野総務課長 1～2年生まで入居できるんですけれども、2年目になると退居します。それで、毎年、退寮者を見込んで募集いたします。今年度もそうなんですけれども、現時点では、待機待ちと申しますか、希望を含めて定員100名を超える入居状況になります。ただ、もうしばらくしますと試験結果が出ますので、希望どおりいかないケース、東京を希望していたのが大阪になってしまったとか、残念ながらもう一年という方もいらっしゃると思いますので、そういった方を含めると定員に満たない状況になりまして、それに追加募集をしても100名にいかない

というケースが出ています。

○前屋敷委員 ちなみに、学生寮の寮費は幾らなんですか。

○堀野総務課長 月、1万8,600円が寮費でございます。

○前屋敷委員 委員会資料の人事課、非常勤職員への通勤費の支給についてですが、対象職員は非常勤職員及び臨時的任用職員というふうになってはいますが、それぞれ人数的には何名ほどが対象になっているんですか。

○四本人事課長 平成20年度の任用実績で、知事部局の臨時職員が216名、非常勤職員が1,317名ということでございます。

○前屋敷委員 いわゆる臨時職員と言われる方々は全く対象にはなっていないんですか。

○四本人事課長 対象になります。

○前屋敷委員 以上です。

○高橋委員長 議案についてほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 なければ、次に、その他報告事項について質疑はありませんか。

○武井委員 組織改編の件でお伺いしますが、できたり減ったりとしているんですが、全体で見ると県庁の課の数とかはどういうふうにか減ったのか、そのあたりをお聞かせください。何部・何室・何局体制みたいなものがあると思うんですが。

○桑山行政経営課長 今回お示ししております常任委員会資料の11ページに本年度との比較を書いてございます。21年度が8部61課、出先機関82、合計143から、本庁の課、出先機関それぞれ1減りまして、トータルで2減の141ということでございます。

○武井委員 わかりました。

さっきもちょっと説明があったんですが、企業誘致なんですけれども、局があって次長がいてというのを、今度、課長補佐にする、これで体制が強くなるということの理由をお聞かせいただきたいんですが。

○桑山行政経営課長 委員会資料の12ページの下のほうに企業立地推進局の新旧の体制の違いを書いておりますが、これまでは、局長の下に課長級の局次長という職員がいて、その下には担当のグループ、係が存在していた。これに課を置くことによりまして、局次長の分が課長と課長補佐に分かれる。従来、局次長は対外的な業務と内部管理業務をあわせ持っておりましたけれども、課長と課長補佐を置くことによりまして、課長補佐は内部的業務に主に専念する、課長は局長とともに対外的な企業誘致業務に携わることによりまして、誘致の推進体制が強化されるというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。期待したいと思います。

最後に、15ページの医療薬務課の件ですが、薬務対策室というのができるということなんです、これは室長みたいなのは事務なのか、それとも薬剤師さんとかの技術の方がつくことになるのか、お聞かせください。

○桑山行政経営課長 具体的には、人事上の問題になりますので、私のほうから申し上げることはできませんけれども、現在は薬務対策監は薬剤師の方がポストについていらっしゃいます。

○武井委員 方向性としてはそういう方向性が必要だろうと思います。

最後ですが、土木事務所の件、もともと例の再編のときに、あのときは技術検査課でしたか、置くというような話があったんですが、ああいう形で議会で否決になりましたので、それを踏

まえてということなんですが、3土木事務所に、大きいところということで技術調整課を置いたということですが、この3事務所だけなのか、将来的には、1年目はこういう形にして、串間とかはあれですけども、基本的には、何年か後にはすべての土木事務所をこういう形に変えていくといったような第一弾的な位置づけであるのか、その辺をお聞かせください。

○桑山行政経営課長 技術調整課につきましては、業務量の多い順に上から3つの事務所に今回置いたということで、担当する者が入札・契約制度改革とか品質確保といったものがございまして、業務量の多いところから、行革を進めている中で回せる人員の数には限りがありますので、当面、この3つの大きいところに置いたということで、今後、その効果等をまた検証しながら、ほかの事務所への配置も検討していきたいと考えております。

○武井委員 以上です。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了します。

それでは、第2班、市町村課、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行います。それでは、市町村課から順次、説明をお願いいたします。

○田原市町村課長 市町村課の平成22年度当初予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の83ページをお開きください。市町村課の平成22年度当初予算額は、46億720万9,000円でございます。平成21年度当初予算に比べ4億1,938万2,000円、率にして8.3%の減となっております。

その主なものについて御説明いたします。85

ページをお開きください。まず、(事項) 自治調整費であります。これは、市町村の行財政運営に関する助言等に要する経費でありまして、予算額は1億680万6,000円をお願いしております。このうち主なものでありますが、86ページをお開きください。7の住民基本台帳ネットワークシステム事業費であります。これは、情報化社会に対応しました住民サービスの向上を図るため、全国でネットワーク化されております住民基本台帳ネットワークシステムの全都道府県共同の負担経費や機器使用料等の運用経費でありまして、8,740万5,000円をお願いしております。

次に、(事項) 市町村合併支援費であります。これは、市町村合併支援に要する経費でありまして、予算額11億5,531万5,000円をお願いしております。内訳でございますが、アの市町村合併支援事業は、旧合併特例法のもとで合併しました市町に対して交付する市町村合併支援交付金等でありまして、3億6,252万1,000円をお願いしております。次に、イの新市町村合併支援事業は、現行合併特例法のもとで合併しました市町に対して交付する新市町村合併支援交付金等でありまして、3億9,456万9,000円をお願いしております。次に、ウの合併関係市町村財政健全化支援事業は、高金利地方債の繰り上げ償還を支援する貸付制度でございますが、貸し付けに係る償還金のうち、県の市町村21世紀基金を財源とするものにつきまして、同基金へ3億9,822万5,000円を繰り出すものであります。

次に、(事項) 市町村公共施設整備促進費であります。これは、安心・安全な地域づくりや行財政経営健全化など、市町村が当面いたします課題の解決のために取り組む事業を対象に、元氣市町村支援資金貸付金の名称で無利子で貸し付けるものでございます。予算額は9億15

万3,000円をお願いしております。

次に、87ページをごらんください。(事項) 市町村振興宝くじ事業費であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されますサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金等につきまして、一たん、県が配分を受けた後に、その全額を財団法人宮崎縣市町村振興協会に交付するものであります。予算額は7億1,189万6,000円をお願いしております。

次に、88ページをお開きください。(事項) 知事選挙臨時啓発費から89ページの(事項) 参議院議員選挙執行費までは、それぞれ、ことし7月に任期満了となります参議院議員の選挙、来年1月に任期満了となります知事の選挙、及び来年4月に任期満了になります県議会議員の選挙に要する経費であります。まず、(事項) 知事選挙臨時啓発費であります。これは、知事選挙における新聞広告等、臨時啓発に要する経費でありまして、1,703万6,000円をお願いしております。

次に、(事項) 県議会議員選挙臨時啓発費であります。これは、県議会議員選挙におきますラジオ・テレビのスポット放送等、臨時啓発に要する経費でありまして、465万7,000円をお願いしております。

次に、(事項) 参議院議員選挙臨時啓発費であります。これは、参議院議員選挙におきます街頭啓発等、臨時啓発に要する経費でありまして、431万5,000円をお願いしております。

次に、(事項) 知事選挙執行費であります。これは、知事選挙の執行に要する経費でございます。内訳でございますが、委員会事務費としまして、人件費などの経費1,332万円を、また管理執行費としまして、投開票など市町村が行いま

す事務に対する市町村交付金や、候補者の選挙運動に対する公費負担に要する経費など、5億7,096万9,000円をお願いしております。なお、管理執行費の中には、今回から新たに公費負担の対象といたします選挙運動用ビラの作成費用も計上しております。

次に、(事項) 県議会議員選挙執行費でございます。これは、県議会議員選挙の執行に要する経費でございます。1億3,697万7,000円をお願いしております。内訳でございますが、89ページをごらんください。委員会事務費としまして756万2,000円を、管理執行経費としまして1億2,941万5,000円をお願いしております。なお、管理執行経費の中には、今回から新たに選挙公報を発行するための準備費用も計上しております。

次に、(事項) 参議院議員選挙執行費であります。これは、参議院議員選挙の執行に要する経費でございます。6億7,516万8,000円をお願いしております。内訳でございますが、委員会事務費としまして1,547万3,000円を、管理執行経費としまして6億5,969万5,000円をお願いしております。なお、参議院議員選挙に関する経費の財源につきましては、全額、国費となっております。

次に、平成22年2月定例県議会提出議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為の追加でございます。市町村課の欄でございますが、県議会議員の選挙に係る経費につきまして、円滑な業務の推進と適正な選挙を執行する観点から、平成22年度から平成23年度にかけましてお願いするものでございます。

1つ目の県議会議員選挙臨時啓発費は、テレビ・ラジオ・新聞等の各種広告の制作や放送等につきまして、広告代理店と委託契約を締結するた

めに、限度額671万9,000円を、また、2つ目の県議会議員選挙執行費は、選挙公報の発行につきまして、業者と契約を締結するために、限度額928万2,000円をお願いしております。

次に、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明をいたします。議案書では65ページになりますが、お手元の常任委員会資料により御説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。まず、1の改正の理由についてでございます。平成20年1月1日の政治資金規正法の一部を改正する法律の施行によりまして、国会議員関係政治団体につきましては、少額領収書等の写しの開示制度が新設されまして、平成21年分の政治団体収支報告書の要旨の公表日から運用が開始されることとなったため、今回、写しの交付に要する手数料の規定を整備するものでございます。下のほうに参考としまして、法改正に伴います政治資金に係る収支公開制度の概要をお示ししております。図の左側が改正前、右側が改正後の制度でございます。今回の条例改正に関係いたしますのは、表の太枠で囲んだ部分でございます。法改正によりまして、国会議員関係政治団体につきましては、収支報告の適正の確保と透明性の向上の観点から、収支報告書に人件費以外の1万円を超える支出の明細を記載し、その領収書の写しを添付するとともに、1万円以下の支出につきましても、領収書等の保存義務が課せられ、何人もその写しの閲覧または交付を請求することができることとなったところであります。

2の改正の内容についてでございます。写しの交付方法及び手数料額は、表に記載しておりますとおり、複写機により用紙に複写したもの

の交付につきましては、用紙1枚につき10円、スキャナーにより読み取ってできました電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付につきましては、光ディスク1枚につき100円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額でありまして、いずれも、現行の収支報告書等の写しの交付の場合の交付方法及び手数料額と同一としております。

最後に、3の施行期日であります。平成22年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センターの平成22年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の91ページをお開きください。総務事務センターの平成22年度当初予算額は、11億9,962万9,000円でありまして、平成21年度当初予算と比べ423万3,000円、率にして0.35%の減となっております。

そのうち主なものについて御説明いたします。93ページをお開きください。(款)総務費10億6,874万3,000円でございます。その主なものについて御説明いたします。まず、(事項)総務事務センター運営費でございます。これは、本庁の総務事務センター及び各県税・総務事務所に設置しています総務事務センターの運営費でございます。予算は2,214万2,000円をお願いしております。

次に、(事項)健康管理費でございます。予算額は6,423万4,000円をお願いしております。内容につきましては、94ページをお開きください。説明欄の2の定期健康診断事業費です。これは、全職員を対象とした一次、二次の定期健康診断を、それから3の特殊業務従事職員健康診断事業費は、放射線業務などの特殊業務に従事する

職員を対象とした健康診断をそれぞれ実施する経費等であります。また、4の職員の心の健康づくり推進事業についてでございますが、そのうち(3)のメンタルヘルス対策経費として計上しました442万3,000円につきましては、さまざまな精神的ストレスに起因するメンタル面の不調を訴える者や心の病による休職者等が増加傾向にあるため、職員のメンタルヘルス対策として、研修やきめ細かい相談を行うとともに、休職者等の円滑な職場復帰に向けた支援を行うものであります。

次に、(事項)職員厚生費でございます。予算額は9,501万1,000円をお願いしております。このうち説明欄1の保健体育施設管理費は、主に職員健康プラザの建設費の地方職員共済組合への償還費や清掃、警備、保守点検委託に要する経費でございます。

次に、(事項)物品管理及び調達事務費でございます。これは、物品の適正な管理と効率的な活用を促進し、調達の適正化を図るための経費等でございます。予算額は996万1,000円をお願いしております。そのうち説明欄2の物品管理システム指導強化事業につきましては、不適正な事務処理の再発防止策の一環として、平成20年度から取り組んでいる事業であります。出先機関への物品管理事務の指導及び本庁における総務事務センターでの物品の納品、検査を行うことにより、物品管理事務の適正な運用を図るものであります。次に、3の㊦物品調達システム効率化推進事業につきましては、後ほど、御説明いたします。

次に、(事項)車両管理事務費でございます。これは、県有車両の適正な維持管理や任意保険の加入、運行業務の一部委託、また、効率的な運行、指導、助言、交通事故の防止などに対す

る経費でございます。予算額は2,441万3,000円をお願いしております。

次に、(事項) 恩給及び退職年金費でございます。これは、知事部局職員31名に係る恩給関係の経費でございます。予算額は3,046万6,000円をお願いしております。

次の(款) 警察費(事項) 恩給及び退職年金費につきましても、元警察職員136名に係る恩給関係の経費でございます。予算は1億3,088万6,000円をお願いしております。

次に、新規事業について御説明いたします。総務政策常任委員会資料の7ページでございます。㊸物品調達システム効率化推進事業でございます。

この事業は、インターネットを活用した物品調達の簡素で効率的な事務処理を図るとともに、公正・透明で競争性の高い契約の実施を確保するため、電子調達システムの導入に向けた調査検証等を実施するものであります。

事業概要としまして、まず、(1)の電子調達システム導入に向けた調査検証であります。これは、予定価格が160万円以下の随意契約を対象とした物品の電子調達システム導入に向けまして、想定処理件数とか費用対効果の観点から、最適なシステム環境について、技術的処理、開発手法、また開発費用の算定などについて調査検証を委託するものであります。次に、(2)の印刷物積算ソフトの導入であります。これは、印刷物積算業務の効率化、また標準化を図るため、印刷物の積算ソフトを導入するものであります。

事業費としまして500万9,000円をお願いしております。

説明は以上であります。

○武田危機管理課長 危機管理課の平成22年度

当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の97ページをお開きください。平成22年度当初予算の総額は、3億4,225万円であります。21年度当初予算に比べ1,890万5,000円、率にして5.2%の減となっております。

次に、99ページをごらんください。主な事業について御説明いたします。まず、(事項) 防災対策費4,107万4,000円ありますが、これは、防災体制の整備及び災害対策に要する経費で、次の100ページにかけまして1から11までの事業であります。そのうち9から11の事業につきましては、後ほど、委員会資料で御説明いたします。

100ページの(事項) 危機管理総合調整推進事業費989万1,000円及び(事項) 国民保護推進事業費506万1,000円ありますが、これは、危機管理に関する調整・研修及び災害監視室による24時間監視体制に要する経費と、国民保護計画の普及推進等に要する経費や国民保護訓練を国などと取り組むための事業費であります。

次に、委員会資料の8ページをお開きください。㊸自助・共助・公助防災スクラム推進事業について御説明いたします。

この事業は、防災対策推進条例に規定されております宮崎県防災の日を中心として、実践的な防災対策を学ぶ防災フェアや県民参加型の総合防災訓練を実施することによりまして、自助・共助・公助の充実と連携を図るものであります。

事業の中身としましては、まず、(1)の県民防災フェア事業は、大学や企業、ボランティア団体、防災関係機関等と連携・協力しながら、体験・体感型の総合的な防災フェアを実施しまして、防災意識の向上や防災への具体的な取り組みを促進するものであります。

次に、(2)の県防災の日の推進事業は、新聞広告やラジオスポット広告、ポスター等により、県防災の日の普及促進を図るものであります。

次に、(3)の県総合防災訓練事業は、県民参加型による県総合防災訓練を実施し、関係機関との連携強化、防災意識の強化を同じく図るものであります。

なお、(2)と(3)の事業については、継続の事業でございます。

事業費は、943万8,000円を計上しています。

次に、その他の主な重点事業について御説明いたします。委員会資料の4ページをごらんください。まず、地域防災力向上促進事業について御説明いたします。この事業は、県内各地域の自主防災組織の育成を図るとともに、新たな自主防災組織の結成や既存組織の活性化を図ることを目的としております。事業の中身としましては、市町村が自主防災組織に対しまして、資機材の整備を実施する場合において、県がその事業費の一部を補助するものであります。事業費は500万円を計上しております。

次に、県民防災力向上事業についてでございます。この事業は、通常は地域や事業所において防災活動を行い、一たん災害が発生しますと、その中核となって防災活動を行うことのできる人材を育成するとともに、県民の一人一人が防災知識を学ぶ機会を得ることを目的とした事業であります。その中身としましては、地域や事業所において防災活動の中核となる防災士を幅広く養成する防災士養成事業、地域や事業所の要請に応じまして、防災士等々の防災専門家を派遣しまして行う防災出前講座事業、市町村職員が地域で主体となって防災指導を実施できますように、防災研修会を開催する市町村職員研修事業で、県民の防災力の向上を図ってまいり

たいと考えております。事業費は243万6,000円を計上しております。

私からは以上でございます。

○川野消防保安課長 消防保安課の平成22年度当初予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の103ページでございます。消防保安課の平成22年度当初予算の総額は、5億2,272万6,000円でございます。平成21年度当初予算に比べ2,156万2,000円、4%の減となっております。

105ページをごらんください。主な事業につきまして、御説明いたします。まず、(事項)防災行政無線管理費2億4,283万4,000円であります。これは、非常災害時に使用する防災行政無線等の維持管理や保守委託、設備更新等に要する経費でございます。

次に、(事項)航空消防防災推進事業費1億6,206万4,000円であります。これは、防災救急ヘリコプターの管理・運航に要する経費でございます。運航委託料や1年点検費、燃料費などが主なものでございます。

次に、(事項)消防防災施設設備整備促進事業費3,950万円でございます。これは、市町村が実施する消防防災施設等の整備促進や、緊急消防援助隊の体制強化等に要する経費でございます。市町村への補助金が主なものでございます。

次に、106ページをお開きください。(事項)消防指導費1,570万9,000円であります。これは、市町村に対する消防指導や救急救命士の養成、消防団員の加入促進等の消防力の強化等に要する経費でございます。

次に、(事項)予防指導費1,813万6,000円でございます。これは、消防設備士や危険物取扱者の免状交付、講習等に要する経費でございます。

次に、(事項)消防学校費3,839万1,000円でご

ございます。これは、消防職員や消防団員を対象に、消防学校が実施する教育訓練や消防学校の管理運営等に要する経費でございます。

そのほか、(事項) 火薬類取締費66万5,000円、次のページの(事項) 高圧ガス保安対策費476万6,000円及び(事項) 電気保安対策費66万1,000円につきましては、それぞれの取り締まりや指導等の保安業務に要する経費でございます。

消防保安課は以上でございます。

○高橋委員長 各課の説明が終了しました。まず、議案について質疑はございませんか。

○武井委員 86ページから伺いますが、住民基本台帳ネットワークなんですけれども、8,740万がその他特定に出ているんですけれども、基本的に10分の10、国から交付税措置がされるという理解でよろしいのか、伺います。

○田原市町村課長 補正の委員会でも申しあげましたように、交付税措置ということで、基準財政需要額の算定経費の中に入っているということでございます。包括経費という形で措置されておりますので、その額が幾らになるかというところについては算定が難しいわけでございますけれども、基準財政需要額として必要な経費が計上してあるということでございます。

○武井委員 わかりました。

87ページ、選挙啓発費なんですけれども、当然、選挙があるからふえてくるということなんです。常時啓発なんかも明推協を見てもしているんですが、例年、非常に似たようなポスターコンクールであるとか、いろんなこともなさるわけですが、投票率の改善というのはいくらになされないわけなんですけれども、そういった意味で、予算の中でもっと実効性のあるような取り組みということについてはどのような議論がされたのか、伺います。

○田原市町村課長 今、私ども、常時啓発という形で毎年度行う、今ございましたように、ポスターの作品展とかをやっているわけでございますけれども、それにまたあわせて、選挙ごとに臨時啓発を行うという形で投票率の向上に努めているところでございます。私どもとしましては、投票率が低下しているという現状の大きな要因は、若者の選挙離れ、政治離れというのが大きな一つの要因だろうと考えているところでございまして、常時啓発におきましても、「わけもんの主張」とか「しゃべり場せんきょ」とか、そういった学生選挙サポーターという若い方々の支援を仰ぎまして、若い人を対象にした啓発に努めることによって、投票率の向上に努めたいというふうに考えているところでございます。

○武井委員 やっている方というのは、どうしてもごくごく限られた人になってしまうと思うんですが、今年度の予算の中で例年はない、また新しい取り組み等で投票率向上に向けて何か取り組もうという事業があれば、お聞かせください。

○田原市町村課長 常時啓発になろうかと思えますけれども、その中身につきましては、今年度とほぼ同じような形の事業を考えているところでございまして、今申しあげましたように、そのやり方の中で投票率の低いところにターゲットを絞る形で事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○武井委員 以前は高齢者に苗木を配ったりとかいうものもあったんですが、大分その辺も改善なされてきていると思います。またぜひ、内容の検討をお願いしたいと思います。

続いて、選挙の啓発を教えてくださいたいんですが、管理執行費が知事選挙は5億7,000万で、

県議会議員選挙は1億2,000万ということなんですけれども、投開票とか、そういった業務についてはほぼ変わらずにあるわけですし、選挙ポスター掲示板等もほぼ同じように立つわけなんですけど、これだけ大きな違いが出てくるというのは、どういったところが違うのか、お聞かせください。

**○田原市町村課長** 毎回こういった形になるわけでございますけれども、県議会議員選挙につきましては、4月の第2週の日曜日、統一地方選で大体やられております。その前年度から準備にかかって、そして選挙の年度という2カ年度にまたがって予算を組むという形で、例年、予算措置をさせていただいておるところでございます。再来年度の予算につきましては、また再来年度、計上させていただくわけでございますけれども、私ども、今、考えておりますのは、県議会議員選挙につきましては、22年度、23年度合わせまして約6億5,000万程度の執行経費というふうに考えているところでございます。

**○武井委員** 経費的にはむしろ、若干多いぐらいなのかなという思いがしたんですが、ちょっとわからなかったのは、債務負担行為が一方では出ていて、一方では2カ年に分けるというものがあるということなんですけど、それは、啓発等の広告系で契約を結ばなければいけないものに関してのみ債務負担行為で前年度に上げるという形になるんですか。

**○田原市町村課長** 今、委員御指摘のとおりでございます。前年度中に契約を結ぶ必要がある啓発の事業とか、選挙公報の印刷のための契約とか、そういったものを前年度中に行う必要がありますので、その部分に関して債務負担行為ということで今回、お願いをしているところでございます。

**○武井委員** わかりました。

次に移ります。総務事務センターにお伺いをいたしますが、94ページの定期健康診断4,948万、5,000万近く出ているわけなんですけど、これは、委託先というのはどこで、どういった契約で委託をしているか、お聞かせください。

**○柄本総務事務センター課長** ことしの実績から言いますと、財団法人の健康づくり協会のほうにメインでお願いしております。

**○武井委員** 健康づくり協会、県の外郭団体と言えば外郭団体なんですけれども、ただ、今、いろんなところが健康診断事業というのを実施しているわけですが、入札といいますか、健康づくり協会をセレクションした経緯、理由についてお聞かせください。

**○柄本総務事務センター課長** 定期健康診断につきましては、法律で定まった項目、それから県下一斉といいますか、同じような健診項目、同じようなレベルでの検査、たくさんの職員を抱えている中でのいろんな検査がございます。それにつきまして、毎年1月、2月ごろに県内の大きな診療機関もしくは健診機関に、それらの条件で対応できますかどうかという照会をかけた上で、そのすべてがクリアされた委託先ということで健康づくり協会を結果的に選定しているということになります。

**○武井委員** 入札とか、具体的にちゃんとした公募の手続等を踏んだ結果、健康づくり協会になっているのか、伺います。

**○柄本総務事務センター課長** 今のような照会もしくは対応条件の確認につきましては、事前準備の形で進めさせてもらっていますので、公募とかコンペとか入札の結果という意味ではございません。

**○武井委員** ということは、随契しているとい

う理解でよろしいということですね。

○柄本総務事務センター課長 契約上はそういう形になります。

○武井委員 健康診断はしていかないといけないわけなんですけれども、健康づくり協会との契約というのは、1人単価とかというような形になるんですか。

○柄本総務事務センター課長 健康診断の項目につきましては、結核レントゲン検査、血液、聴覚、心電図とか、いろんな項目がございます。その項目ごとに単価を決めまして、人数を掛けていくという支払い方になります。

○武井委員 平均的な40歳男性とかで大体1人幾らになるとかあるんですか。

○柄本総務事務センター課長 定期健康診断につきましては、みんな同じような検査ではなくて、年齢によって区分したりしております。その一番高いケースといいますか、高齢の者につきましては、1人当たり6,400円の基本コースと診察料を600円という形で取っていますので、7,000円程度になろうかと思えます。

○武井委員 7,000円ぐらいということなんですけど、今、県の公社等を見直しなんていうような話もいろいろ出てきている中で、協会からしたら非常に大きなお客さんなんだろうなと思うんですけれども、民間会社なんかですと全国区されている会社なんかもあるんですけれども、こういったところと金額の交渉をするであるとか、もっと透明性を持って選定をするとか、具体的に金額面を削減しようとかいうような話というのはなされてきたのか、伺います。

○柄本総務事務センター課長 定期健康診断につきましては、先ほど申し上げましたように、県の場合、宮崎市内には結構職員が集中しているわけでごございますけれども、北は西臼杵から、

また西米良とか僻地といいますか、非常に遠隔の地の職員に対する健康診断にも対応しなきゃならないというところで、私どもは市場価格等を民間の診療機関からも聴取した結果、ある意味、宮崎市内だけであれば多少サービスがいい業者も中にはございますが、押しなべて、コストのかかる僻地まで含めてバランスのとれたといいますか、適正な価格が提示できた、また確認できた結果の額だというふうに思っております。

○武井委員 全県でやるのは必要だというのはわかるんです。さっきからおっしゃることはよくわかるんですが、申し上げたいのは、健康づくり協会の1人単価、高い方で7,000円であるというような話もあったわけなんですけど、ちゃんとした交渉とか、客観的に見て、ここはもうちょっと下げられるんじゃないかとか、そういったことを庁内で、しかるべき医療のスタッフもいるわけですから、例えば保健所なんかにはドクターもいたりするわけですから、そういった経費的に交渉とかをちゃんとなさったのかどうか。

○柄本総務事務センター課長 基本的に、この単価を見る場合における確認作業のよりどころになるのは、一つは医療関係の保険点数をベースにした形での額だというふうに認識しております。

○武井委員 繰り返しになりますから最後にしますが、実際にほかのところと比べてどうなのかとか、交渉でもうちょっとことしは下げられないかとか、かかるのはしょうがない、やらなきゃいけないわけですから、経費削減という交渉がなされているのか、結局、それがなされないままにずっと健康づくり協会に毎年毎年させているというのは、そこに疑義があるんですけ

れども、この問題を最後にしますけれども、こ  
としは単価を少し下げられないかとかいった意  
味での交渉というのは全くなさっていないのか  
どうか。随契でやっているんだったら、それも  
やらなくて随契というのはあんまりだなと思う  
んですが。

**○柄本総務事務センター課長** 今の単価の問題  
につきましては、毎年、先ほど申し上げました  
ように、各項目、血液、心電図、眼科、尿、問  
診検査とかございますが、私どもの判断では、  
妥当な額だと思っておりますが、さらに、コス  
トを詰められるところ、また集団健診というメ  
リットを生かしたコスト削減ができれば、その  
辺については見直しをやっていききたいというふ  
うに考えております。

**○武井委員** 検討をお願いします。

次に移りますが、保健体育施設、いわゆる健  
康プラザの件ですけれども、以前、議会の中  
でもお話ししたんですけれども、共済組合なん  
かにずっと9,300万お金を払い続けなきゃい  
けないわけですね。土地の償却の経費を払って  
いかなきゃいけない。逆にこれを払い終わる  
までは職員しか基本的には使うことができない  
というような説明を受けているかと思うんです  
が、そのあたりの仕組みというのはどうなの  
か。相変わらず職員しか使えないのか、この  
辺について伺います。

**○柄本総務事務センター課長** 今、委員がお  
っしゃったように、この健康プラザについま  
しては、今、職員共済組合本部のほうに所有  
しているわけでございます。経緯を申し上げます  
と、平成11年にこの建設をしたわけございま  
すが、それに対しまして、県が賃借料という形  
で15年契約で償還といたしますか、賃借料  
を支払っているわけでございます。その年数  
が年次でいきま

すと平成27年までということでございます。  
その償還が終わった時点で、契約に基づいて  
所有権を県のほうに無償で譲渡するというル  
ールになっているわけでございます。したが  
いまして、この契約どおりにいきますと、27  
年までは定額としまして、正確に言いますと  
8,200万程度でございますけれども、この  
額を共済組合員のほうに賃借料として支払  
いをしていくという形をとっていくことにな  
ると思います。

**○武井委員** それはわかっているんですが、  
県庁の横で一等地にある施設ですから、その  
間には、基本的には職員共済組合が持って  
いる以上は職員しか使えないという仕組み  
については変わらないのかということをお  
伺いします。

**○柄本総務事務センター課長** 先ほどの質  
問の中でそういう利用形態のことございま  
したけれども、原則としまして、これは共  
済組合の保健体育施設という位置づけで  
ございまして、それは崩せないだろうと思  
います。しかし、そういう利用をそがな  
いといいますか、支障のない範囲で、ある  
意味公共性の高い行事あたりには積極的  
に使用を認めていきたいというふうに思  
っております。ここ最近、数件ほどそう  
いう例が出てきております。

**○武井委員** 2年ぐらい前にも同じよう  
なお答えがあって、そういった意味では少  
しずつ改善の方向性はあるんだろうなと  
いうのはわかるんですが、一般の方が公  
募という形でもっと使えるような仕組  
みづくりとかいうのはできてい  
かないのか、職員と一緒に使え  
るとか、いろんな条件があるよ  
うなんですけれども、一般の  
人の使用というのをもっと促  
進させていくことはできない  
のか、伺います。

**○柄本総務事務センター課長** 今のような趣  
旨のもとに、従前は非常に厳しい条件をつ

たわけでございますけれども、支障がない範囲であれば職員以外の使用を積極的に認めていこうという形で今後とも進めていきたいと思えます。ただ、使用料を支払わないという形で広げるとのことにつきましては、保健体育施設という共済組合の施設上、現時点ではそこまでは難しいかなというふうに考えております。

○武井委員 わかりました。引き続き検討をお願いします。

続いて、車両管理事務費、今年度が1,117万が来年度は2,441万ということで上がっているんですが、この理由をお聞かせください。集中管理というのはことしから始めたということなんですか。

○柄本総務事務センター課長 委員お尋ねの件につきましては、車両管理事務費の2の自動車の集中管理に要する経費の部分だと思います。そこについて御説明申し上げます。この中が、前年度の当初予算に比べて相当大幅に増加しているわけでございます。この要因は、大きく言いますと2つほどございます。1つは、任意保険料の増加が余儀なくされているというか、負担がふえるということでございます。これは、残念ながら、私どもの県有車両につきましては、任意保険を掛けている中で、保険料率というのが毎年決まります、それで21年度までは保険料率につきましては、非常に有利な、一番料率の高いところで保険が掛けられた、ところが21年度、保険料の支払いが非常にふえたものですから、いわゆる割引率が下がったということになりまして、それに伴いまして、保険料の予算額をふやさざるを得なくなるというのが一つでございます。もう一つは、県有車両につきましては、基本的には県職員が運転するという形になっておりますが、運転の取り回しといいますか、

運転業務につきまして、一部、具体的には副知事車でございますけれども、外部の運転手を入れて運転してみようという計画を今、立てておりますので、それに係る費用として、こちらのほうで480万ほどの予算を計上しているということでございます。

○武井委員 平たく言いますと、県職員が去年、県有車両でいっぱい事故を起こしたものだから、保険料が上がったということだと、まず1点目については理解をするわけですが、各部でそれぞれ県有車両の事故については委員会に報告が上がってくるわけですが、一体どれぐらい県有車両での事故が増加して、結果として保険料率が昨年と比べてどの程度変化があったのか、お聞かせください。

○柄本総務事務センター課長 まず、事故の件数について申し上げます。21年度、今年度は1月末ということになりますが、25件でございます。20年度は34件、19年度は25件ということでございますので、件数的な増加から見るとさほど著しいものはないわけでございますが、事故の内容、保険料の支払いにつきましては、若干、多目の支払いが今年度ございまして、ちなみに、20年度中に支払った任意保険の支払い総額は217万9,000円ほどでした。21年度の1月末現在で、今、任意保険料の支払い額が510万程度となっておりますので、これに伴いまして、法律に基づきまして設立されております損害保険料率算出機構というところが公式に判定した割引率が、前年度は75%でございましたが、今年度は56%にするという通知が来ましたものですから、これに伴いまして保険料の予算額をふやしたところでございます。

○武井委員 平たく言えば、事故が多いということなので、後で総括でまた別で伺っていこう

と思うんですが、わかりました。

集中管理をすることによって、コストがここでは上がっているわけですが、逆に言うと、庁内のほかの部署とかでは下がって、結果としては庁内では集中管理することによって経費が下がると、それも変わらずに上がるんだったらやらないほうがましなわけで、そういった意味でいくと、これをやることによってほかのところでは経費的には下がる部分というのがそれなりに出てくるという理解でよろしいのでしょうか。

○柄本総務事務センター課長 それは県の公用車の運転という意味でございましょうか。

○武井委員 集中管理した結果、予算が昨年よりふえているということは、当然、よそで下がっていなければ意味がないということになるかと思えますが。

○柄本総務事務センター課長 県の公用車の運行の実態を見ますと、本庁におきましては、14台ほど、総務事務センターでだれでもいつでも使えるような共用車というのを持っております。その他、各課が所有する車両、出先機関は出先機関で所有する車両につきましては、総務事務センター以外のところは専任の運転手じゃないことが多いと思うんですけれども、県職員が直接運転しているという形をとっております。総務事務センターの場合は、現在、専任の運転手が数名おりますが、そのうちの一部を運行委託に回すという形にしたわけでございます。

○武井委員 申し上げているのは、副知事のところを外部委託するというのはわかるんですけれども、運行委託をするということは、逆に言うと、その分で人の雇用が減るから人件費が減るとか、つまり、コストをかけてこれをやることによって、ほかのどういうところでのプラスが出てくるのかということをお聞かせください。

全くないんだったら何のためにやるのかがよくわからないんですね。

○柄本総務事務センター課長 今回、副知事車を導入することに取りかかったわけですが、運転士のほうのローテーションと申しますか、任用形態と申しますか、退職者が1人出まして、1人、実質的に運転士が減ったということが一つの大きな要因ではございます。

○武井委員 それでしたら、結局、これによってコストはふえるけれども、今までは県職員が1人おったけれども、その分の人件費が退職者不補充によって浮くというような理解をしいということですね。

○柄本総務事務センター課長 総務事務センター内の範囲で言えばそういうことになります。

○武井委員 わかりました。以上です。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○押川委員 95ページ、警察費の中の恩給及び退職年金費ということで1億3,000万、100万ちょっと減っていると思えますけれども、この内容を教えてください。

○柄本総務事務センター課長 恩給退職年金というのは、見た目から申し上げますと、今のいわゆる国民年金とか共済年金というようなイメージがあるわけですが、制度的に申し上げますと、恩給につきましては、昭和22年、地方自治法が施行された時点において、以前の恩給法を受けていた方が、地方職員共済組合法というのが昭和37年にできました。それまでに退職した人につきましては、退職共済年金が適用になりませんので、その前の恩給法が依然として適用になるという形になります。したがって、非常に高齢の方が多数を占めているという形になります。

○押川委員 何名ぐらいいらっしゃいますか。

○柄本総務事務センター課長 警察費におきましては、今現在、136名を計上しておりますが、毎年5名から10名ずつ死亡者が出て、減っている状況でございます。

○押川委員 わかりました。

危機管理課長にお願いしたいわけですが、8ページ、今回、自助・共助・公助防災スクラム推進事業ということで、事業概要の中に、大学や企業、ボランティア団体等々を含んだ中で、体験あるいは体感型の総合的な防災フェアを実施されるということでありまして、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思いません。

○武田危機管理課長 自助・共助・公助防災スクラムということで、自助・共助・公助、そのとおりでございまして、私的にあるいは地域で、あるいは公的な機関ということで、この三者が連携してスクラムを組んで防災力を上げようというネーミングでございまして、その中で今回は、特に、今、委員御指摘のとおり、体験してみるという体験型、これをテーマとしております。起震車あるいは降雨車、こういった専用の体験する車等がございまして、県民がフェアで体感していただく、あるいは自分の地域でどういうふうに浸水していくんだというような、DIGという図面を作成することも実際体験していただくことによって、今まで見てきていた、ぼんやりといいますか、眺めてきていたパネルとか以上に、自分のものとして県民にとらえていただきたい、そういったフェアにしていきたいというのが今回の特徴であります。大学関係機関等とも連携をとりながらこのフェアをやりたいと考えておりますけれども、できれば実行委員会形式でやっていきたいと。その心は、どのようにやっていこうかということで各

機関が連携をとっていく、これが大事だと。防災においてはそれぞれが動いても仕方ありませんので、横の連携が一番でありますので、そういったことで総合防災訓練もやっているわけでありまして、そういった効果をねらってこのフェアをやりたいというふうに考えております。以上でございます。

○押川委員 大学もいろいろありますし、企業もいろいろあるわけでありまして、この選定とか、あるいは毎年、宮崎県の場合、地域を県北、県央、県南あたりに振り割っての事業になっていくのか、そこあたりをもう少しお聞かせください。

○武田危機管理課長 今後は、県央、県南、県北、県西、こういった単位ごとに巡回してこのフェアをやりたいと思っておりますし、その地域に行ったときに、その地域の関係機関を中心に、大学ももちろんですが、企業等とも連携をとって、県全体レベルで意識がアップできたらいいなということで、一応、そういう構想で今、考えているところです。

○押川委員 今、消防団確保がなかなか難しい中において、大学生あたりを消防団に加入しようとか、ボランティアでというような話は実は聞いているんですが、ここらあたりのねらいもあるのでしょうか。

○武田危機管理課長 消防団といいますか、いろんな災害が発生した場合の広い意味でのボランティア、これは17年の災害のときに、生目台のほうで、みんな働きに出ていた、あそこは水が出なかったようございまして、これを高齢者宅に、あるいは3階、4階の公営住宅に運んだのは地元の中学生で、これが非常に活躍したというような話も聞いております。したがって、そういったことも眺めながら、働

き盛りのといいますか、一番力のある年齢層も含めて、広くボランティアとして体験していただくことで社会に貢献していただいたらということ考えているところでございます。

○押川委員 わかりました。こういう状況の中ではみんなで助け合いの中でやっていこうということに理解をいたします。

今回、危機管理課長は西都署のほうに行かれるわけですが、ありがとうございます。後任としては、どういう方が、警察官の方が後任として部署に来られるんですか。わかれば。

○武田危機管理課長 まだ発令じゃなくて、内示という形でいただいておりますけれども、多分、そういった部門の者が後任としては座るんだろうということ考えております。当然、新聞発表等がありましたから、内示といたしましてもあれですけども、非常に災害に強い後任だろうというふうに考えております。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、第2班の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

---

午後2時38分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑がすべて終了しましたので、これからは総括質疑を行います。総務部全般について質疑を求めたいと思います。

○武井委員 まず、歳入のところ、具体的なことはいろいろと先ほど税務課長からもお話があったんですが、県税の確保、すなわち滞納者とか、宮崎市なんかは、特別滞納整理をかなり課を増員して今度取り組むというような話も聞

いたんですけれども、そういったような形での県税の未収についての取り組みということをし、どのようにされていくのか、お伺いいたします。

○永田税務課長 県税収入につきましては、特に課税額が減っておるということで、課税をしました税につきまして、収入確保を図っていくことが大変重要なことでは認識しております。特に、平成19年度から税源が移譲されました個人県民税、これについては、市町村のほうで賦課徴収をしておるわけですけども、決算ベースで個人県民税の未済が相当な割合を占めるというようなことで、3年ほど前から併任人事交流といたしまして、県の徴収の職員を市町村に派遣いたしまして、市町村の徴収について助言あるいは支援を行うというようなこともやってきておまして、今後の収入確保対策については、ここが一番重要なことになろうかなというふうに思っております。

○武井委員 今、県税・総務事務所になっていきますけれども、そういったところの体制、実際に担当している職員の方なんかいろいろ話を聞きますと、かなり夜遅くまでされて、大体夜遅くしかいない人のところへ行ったりしますから、大変だというようなことはよく伺うんですが、現状の体制の中でそういった課題について解決に向かって進める、現状の体制としてはそれがより県税収入が回復できる状況にあるのかどうか、伺います。

○永田税務課長 県税事務所自体の体制については、今のところ、任命がえ職員が相当、徴収部門に配置をされておまして、徴収の職員自体は実数は非常にふえておるような状況です。ただ、任命がえ職員の方はなかなか仕事になれないというようなこともありまして、いろんな

研修等をしながらか、何とか一人前の徴収職員ということで今、育成を図っておるところなんですけれども、県税自体の税收確保については、ここ数年で相当収入未済を減らしておりまして、その原因は、各県税におきまして、差し押さえとか、そういったものに相当力を入れ始めたというようなことが大きな原因、それから、例えば自動車税につきましては、インターネットを通じた公売とか、コンビニ収納、クレジットの収納、そういったことで利便性も確保しているということで未済額がずっと減ってきておると理解をしておるところです。

○武井委員 確認ですけれども、今の段階で捕捉できる県税未済というのは総額幾らあるか、伺います。

○永田税務課長 ことしの1月末で収入未済額が県税計で134億2,800万となっております、対前年比で未済額は99.7%というふうになっております。

○武井委員 99.7ということは、かつてないところもあるんでしょうけれども、これだけの景気状況とかもあるかと思うんですが、平たく言えば、ことし、また今後ふえていかないかなという危惧があるんですけれども、そういった意味で体制とかのことをお聞きしたところでございました。

引き続き、自動車税なんですけれども、実際に車の差し押さえとか、歯どめをかけるとか、そういったような対応というのを今までどの程度されたのか、また、ことしはそういったことに対してどういうふうに取り組んでいくのか、伺います。

○永田税務課長 例えば、タイヤロック装置による自動車の一斉差し押さえについては、昨年7月に13日間を対象として実施しておりまして、

対象者7人についてタイヤロックをしたところです。その結果、自主的に納税をされた方が6名、最後の公売まで行った方が1名というような結果です。県内一斉でのタイヤロックの実施については、この7月だけで行っておりますけれども、各県税において随時、タイヤロックをしておるところもこのほかにございます。

○武井委員 そういったものは、県のウェブに掲載するでも何でも、払っていない人に聞いても、結構たかをくくっているような人も——払っていない人に限ってそういう場合が多いのかもしれませんが、また積極的な対応をお願いしたいと思います。

それから、先ほど、県の公用車の保険料が上がったみたいな話があったんですが、私が聞くのはばかられるところがあるんですが、人事課において、実際に県有車両を運転していて事故を起こすとか、違反をするとか、そういったことを繰り返す職員というのは何か処分があるのか、また、そういったことが累積すると県有車の運転をさせないとか、そういったようなことというのは何かあるのか、お聞かせください。

○四本人事課長 県有車両、いわゆる公用車であるかどうかということは区別をしておりますが、一般に職員が交通違反なり事故を起こすということは、場合によっては処分の対象になるわけございまして、今年度、11月までの時点で速度違反によりまして7名を戒告処分、御案内のとおり、1名を酒気帯び運転及び速度超過で免職の処分しております。交通安全といえますか、交通ルールを守り、また事故を起こさないようにということは機会あるごとに、口を酸っぱくして職員には指導しておるところですが、なかなか根絶というわけにはいかない。それから、委員の質問の趣旨に沿ってお答えす

るとすれば、基本的には、例えば速度超過の場合、30キロ以上を懲戒処分の対象にしておりますが、30キロ以下であっても、例えば、今年度の中の例で言いますと、20キロ台のオーバーを3回やったというのもやはり累犯ということで戒告処分の対象にしておる事例があります。

**○武井委員** 気をつけます。申し上げた一番の趣旨というのは、公用車で職員が事故を起こした結果、保険料が上がるということは、平たく言えば県としてコストがグロスで上がっていくということになるわけですから、それを個人に払わせなさいということはもちろんにせよ、そういったような職員の事故によって県の負担がふえていくということについて、そういった意味では、より大きな事故を起こすということであれば、何がしか処分というか、あなたの事故で県の負担がふえるんだよみたいな、そういった認識みたいなようなものは実際に事故を起こした方に伝えたりというか、そういうことはあるものなんですか。

**○柄本総務事務センター課長** 今の交通事故の多発といいますか、支払い額の増加と申し上げますか、実は、この保険料の支払いにつきましては、平成20年度も200万という額がございまして、ちょっと危機感がございまして、私ども、各出先機関の運行管理者、責任者を全部集めまして、その中で県の警察本部から交通安全対策監をお願いしたり、損害保険の会社のプロのほうから事故の形態、事故の発生頻度、そういうものについての講習を行っております。また、適宜、うちのほうから事故防止啓発の通知文を出させていただいております。さらに徹底はしていきたいというふうに考えております。

**○武井委員** わかりました。よろしく申し上げます。

最後に1点お伺いしますが、総務事務センターの件で、物品調達システム効率化推進ということで、印刷物積算ソフトが出ているんですが、これは、ことしのイニシャルコストということで、つまり、ソフトを購入するというのであれば、基本的には、かかるコストはことし1年のみということでしょうか。

**○柄本総務事務センター課長** 印刷物の積算ソフトにつきましては、委員おっしゃるとおり、今回、いわゆるソフトを購入するという形になります。ただ、年度で単価が変わったりする場合がございます。その場合については、若干ですけれども、年間数万とかいう使用料は出てくることあるかと思いますが、基本的には一発購入という形になります。

**○武井委員** こういったものをせっかく高い金額で買われるわけですから、知事部局以外でも、例えば教育委員会とか観光とかも含めてですけれども、県のいろんなところで印刷物というのは発行していくことはあるかと思うんですが、ソフトであれば、全体的にここで積算をしたりとかというようなことはされないのか、あくまでもこれは知事部局のみだけで使っていくというものになるのか、伺います。

**○柄本総務事務センター課長** 印刷物積算ソフトは、標準化を図る、また積算に明確な根拠を持たせた上でという意味が込められておりますので、私どもの総務事務センター以外の場所でも活用できるものだというふうに認識しておりますが、70万ほどの予算でございまして、このソフトを各センターに分散して利用するとなれば、それだけのコストは追加がかかってくると思います。

**○武井委員** できるだけ有効に活用していただきたいということで伺ったところでした。

電子調達システムの話なんですけど、先ほど、総務課にもお伺いをしましたが、この手のシステムというのは、日々いろんな新しいものが出たり、日々新しい状況が発生したりということで、結構使い残しといたしますか、この前の電子県庁の中でもそういうものがありましたけれども、将来的にちゃんと使いこなしていける、また定期的に、例えばウイルスバスターみたいに随時新しいものが発生したときには、常にシステムとして更新してもらえるのか、すなわち、いつの間にか2～3年後には陳腐化して新しいのを入れなければいけなくなりましたというようなことは非常によくはないわけなんですけど、そういった意味でのシステムとしての長期的にも活用できるかどうかという、そういった汎用性みたいなものについてはどのようにしているのか、伺います。

**○柄本総務事務センター課長** 電子調達システムというのは、他県のほうでも取り入れて成功した例がございます。私どもがその新たなシステム導入に向けての事前調査検証ということでございますので、まさに、どういうシステムが一番将来にわたって合理的に、また簡素化・効率化でシステムが運用できるかということ調査する事業として今回、お願いしたわけでございますが、基本的に私どもが考えておりますこのシステムというのは、余り複雑化、高度化するようなシステムを構築した結果、後になっていろんなランニングコストもしくは運用に相当経費がかかるようになってはやっぱりまずいかなというふうに思っておりますので、基本は、単純化した、簡素化した、もしくは基本路線だけのシステムにするという形がまずは考えられるのかなと。ひいては、それが将来のランニングコストの低減につながるのではないかなとい

うふうには思っております。

**○武井委員** まさにそのとおりだと思うんですが、気になりますのは、2～3年後には使えなくなりまして、また別のものを入れますというような話になってはいけないなというような思いでお伺いをしたところでございました。以上です。

**○福田委員** 自主財源が細る中で、大変な御苦労をいただいて予算編成をされたときょうの説明を受けて見ているわけでありますが、そこで、自主財源の大宗を占めます県税収入が、かつては1,000億近辺の数字があったと思いますが、これが779億8,000万まで落ち込んできているわけですが、この税収の見込みを立てられる場合に、県内の主要法人等にもいろいろお聞きになって、県内の景況感を判断されたと思うんですね。そこで、今回の県税から見て、本県の経済状況は、俗に言う底打ちが見えてきているのかどうかの判断をどうされているのか、あるいはまだまだ落ち込みますよとか、そういうところをお聞きしたいんですが。

**○永田税務課長** 22年度の税収見込みにつきましては、昨年11月に、法人につきましては、各法人に対してアンケート調査等をしたわけですが、その結果は、あの時点では、平成22年度についても、先ほど申しましたけれども、60億減のうちの22億が収益の減によるものということで、今のところはまだ底が見えた状況ではないというふうに思っております。

**○福田委員** 1年後のことを言うのはおかしいわけですが、さらに厳しい税収予測等を見込まざるを得ないと。かつて1,000億近辺の数字は夢のまた夢、そういう状況下にあるという御判断をされていますか。どうですか。

**○永田税務課長** 確かに、22年度の状況が非常

に厳しい状況で、今後どうなるかというのはなかなか読めない状況ではあります。ただ、法人事業税につきましては、景気の上昇に合わせて一気に税収が上がったりしますので、いまのところでは底が見えたとは言えないというだけで、先どうなるかというところまではまだ見えていないところです。

○**福田委員** 個々の主要法人等の聞き取りを数回やられているわけですが、その中で、厳しい経済環境の中においても、税務当局から見て将来に向かってこれは可能性があるなという業種というのは感じられますか。どうですか。

○**永田税務課長** 申しわけないんですが、そこまでは把握をしていないところです。

○**萩原委員** 3項目ぐらいお尋ねします。総務部の主な新規・重点事業の中のまず1つ目、県有財産有効活用推進事業、いわゆる未利用財産の売却もしくは貸し付けを推進する。さっきの説明では不動産業者等を通じてやるということですが、26市町村に、おたくの市あるいは町では、今回、県が売却もしくは貸し付けする物件は、例えば6筆あります、第1筆は何平米で更地でとか、そういうのは各市町村に案内する考えはないんですか、あるんですか。

○**堀野総務課長** \*具体的に事業計画の中には挙げておりませんが、そういったことも選択の一つだと思っております。当然、市町村で行政目的のために使用したいとか、そういったものがあれば積極的に対応することは可能ですので、やっていきたいと思っております。

○**萩原委員** なぜかという、各市町村も、実態はなかなか金がなくて買えないと思うんです。各市町村が実際買う場合は、時価の大体3割カットぐらいで買うんですね。これはどういう足かせがあるかわからんけれども、例えば、市が時

価の3割カットで県から購入しました、5年後ぐらいに、市も買ったもののなかなか使い道はないが、地元の民間に売ろうかなど、それは3割カットの条件があるんですか。これは売っちゃなりませんよ、何年経過しないと民間に払い下げはできませんよというのはあるんですか。それを一回調べておってください。利口な市町村長がおれば、3割カットで買ってあって、土地というのは昔から上がるものだから、県から3割カットでもらったけれども、4年ぐらい寝せてあって、5年ぐらいしたときに時価で売ろうかということもできないでもない。それが1つです。

2つ目、行政経営課ですが、市町村に権限移譲をする場合、「県の権限を市町村の希望に応じ移譲するとともに、財源措置を講じ」と書いてあるから、各市町村から希望が出ないと権限の移譲あるいは財源措置はしないんですか。希望に応じてですか。市町村の希望がなくても、おたくの市にはこういうものを分権し、なおかつ、財源措置もしますよと県からアクションを起こすのか、その辺はどうなんですか。

○**桑山行政経営課長** 私どもとしては、メニューを示しまして、県内3カ所で説明会をするなどして、こういう事業を受けませんかという話をします。また、受けたいという事務はありませんかと、市町村からの要望もあれば聞くような、そういう努力をしております。そういうことで働きかけをしておるんですけれども、ただ、基本的には、市町村と県というのは対等の関係でございまして、いわゆる強制的に移譲を県が進めるとかいうようなことは難しいと思っております。

○**萩原委員** 対等の関係といたって言葉遣い

※50ページに訂正発言あり

であって、昔みたいに市町村を指導しますと言うと上からの目線だけれども、物は言いようで、あなたの市は力があるからひとつと褒めながらやることもできるわけですから、対等な関係なんていうのはいいかげんなもので、その辺はひとつやっていただきたいと思います。

3つ目、新公益法人制度、これはどういう目的で新公益法人制度ができたのか、2つ目は、細かいことは要らんから、今までの公益法人制度と新公益法人制度の違いを教えてください。

**○桑山行政経営課長** 新しい公益法人制度は、民法に基づく旧来の公益法人制度にかわるものとして法律が整備されて、平成20年の12月から施行されております。その目的は、まず、積極的な目的として、1つは民間が担う公の利益を増進させようということでございます。もう一つは、旧制度におけるいろいろな問題点を改善するということがございました。これは、具体的に申し上げますと、今まで財団法人、社団法人をつくる際には、主管の官庁、国であったり県もそうですが、その自由裁量であるため、公益性の判断が統一がとれていなかったという問題がありました。もう一つは、営利法人とほとんど同じような事業をしておきながら、公益法人であるがゆえに非課税になっている、そういう問題点も指摘されておりました。さらには、古くは、ものづくり大学のKSD事件とか、最近は漢検の事件もありましたが、いわゆる公益法人による不祥事といったものもございました。こういった問題点の改善ということで、新しい制度では、非営利性、いわゆる営利を目的としないものであれば、登記をすることをもって一般財団法人あるいは一般社団法人と言われるものをつくることができます。公益性はどうかということになりますと、予算でも今回上げてお

りますけれども、公益認定等審議会というのが県の場合はございます。国にも同じ機関がございしますが、そこに認定を申請して、例えば、その財団なり社団の事業の半分以上が公益目的の事業であるとか、収支がほぼとんとんだとか、そういう要件を満たす場合に、一般社団法人ではなくて、公益社団法人、公益財団法人、そういう名前を名乗ることができるといいますか、そういうことで、従来、官公庁の裁量で不透明だった部分を第三者機関である審議会にゆだねて、そこで公益性をきちっと判断するというところで、透明性とか公平性、そういうものを高めた制度でございます。入り口の閘口は広いということでございます。

**○萩原委員** 宮崎県下に公益法人の数は今までどれぐらいあったんですか。

**○桑山行政経営課長** 例えば事務所が2つの県以上にまたがるということになりますと国の所管の公益法人になります。そういう意味で県の所管の法人は、最新のデータでは249ということです。

**○萩原委員** 例えば、ロータリークラブとか、青年会議所とか、こういうのは県公益認定等審議会認定されれば非課税になっていくということですね。

**○桑山行政経営課長** おっしゃるような団体が、まず、新しい制度で非営利性のものであれば、登記をもって一般社団・一般財団法人にはなれます。さらにその上の、いわゆる税制上の優遇措置を受けようとするれば、おっしゃったような、公益性の認定を受けてそういう財団、社団になることができるということでございます。

**○萩原委員** わかりました。

**○堀野総務課長** 先ほどの発言の修正と新たなお答えをしたいと思うんですけれども、まず、

行政財産を用途廃止して普通財産にかえるときですけれども、該当市町村には利用意向の確認を事前にやっております。そこは修正させていただきたいと思います。

○萩原委員 期間は何年ぐらいなんですか。

○堀野総務課長 事前に意向確認して、利用意向がない場合に売却という方向に行くということになります。その後の話ではなくて、事前の話になります。

もう一点御質問のあった、売った後の関係でございませぬけれども、普通財産を売却する場合には、当然、適正な対価で売らなければならないということが定まっています。例外として、公共用目的で売却する場合には3割減額の範囲内であれば議会の議決は不要ということになっているんですけれども、その場合には、用途指定したとすれば、7年間はその用途に従った使用をしていただかないといけませんので、その間に用途を変えて売却するとかいうことはできないと考えております。

○萩原委員 ついでに、都城に例えますと、県の林業研究センターの隣が約1町歩ぐらいあるんですね。あそこをグラウンドゴルフに市が3割減で払い下げてくださいますと、一般の公共性の事業だから、ちょこっと整地して7年ぐらいほったらかしておいて、今度は行く行くは売ろうかということができるということですね。

○堀野総務課長 大変難しい御質問なんですけれども、当然、途中途中の事業の状況とかというのは確認いたしますので、その用に供されていない場合には、当然、どうするんですかという意向を確認しますので、ほったらかした状態で売るとかいうことにはならないんじゃないかと思っております。

○萩原委員 更地だから実際グラウンドゴルフ

で使うわけです。今の更地を400～500万かけて整地する、いい土地だから、グラウンドゴルフでその地域の皆さんが使っておいて、1年ぐらい前から、ぼつぼつ閉鎖しますから、新たにひとつ皆さん見つけてくださいと、公式の委員会だからどうかと思うけれども、法上はやろうと思えばできないでもないと……。

○堀野総務課長 当然、途中で事情が変更して7年経過後にその用途を変えるということは可能でございますので、そういった意味ではあり得ることだと思っております。

○萩原委員 わかりました。

○前屋敷委員 消防の関係でお聞きしたいんですが、105ページの消防広域化の補助事業というので3,800万、この事業費が昨年と同じ額で上がってきているんですが、今、消防広域化の課題があって、ずっと進められているというふうに思うんですが、この補助金はどういうふうな使われ方をしているのか、今、状況はどうか教えてください。

○川野消防保安課長 まず最初に、この補助金の内容について御説明をしたいと思います。

(1)の消防広域化体制強化促進事業補助金3,850万円ですが、内訳として3つございます。まず1つが、消防の非常備町村の常備化のための補助金ということで、これが700万円になります。

1団体100万円ということで、7町村ございますので、700万円措置しております。次に、消防設備のための強化補助ということで、3,050万円ほど措置しております。これは、消防車を買ったり、ホースを買ったりとか、そういうものを利用しております。次に、緊急消防援助隊という組織がございまして、例えば、全国で大規模な災害が起きた場合に援助に行くものなんです、このための資機材ということで100万円、合計

の3,850万円を措置しているという状況です。

次に、消防広域化の進捗状況というお尋ねでございますが、20年の3月に計画をつくりましてからちょうど2年ほどたったところなんです、それまで2年間、いろいろ検討をしてまいりました。メリット・デメリット、いろんな意見がございますので、3消防本部と1消防本部体制という形でずっと検討しておりましたが、結論から言うと、まだ決定していない、まとまっていないという状況でございます。その中で、今年度の状況といたしまして、去年の10月に検討委員会というのを開きまして、その中では、各消防本部の管理者（首長）、消防本部長、町村会、こういった方々に出席をしてもらいまして意見交換をしたところでございまして、この中では、宮崎市のほうから、広域化については宮崎市としてはメリットに限界があるというようなお話等も出されたところでございます。ただ、一般的な広域化の意義は理解できるということで、宮崎市としては、3分割のほうが検討余地があるんだというような話も出されたところでございます。ただ、これに対して、ほかの消防管理者からは、やるなら一本化しかないというような御意見も出されたところでございまして、何か工夫はできないものかとか、そういったような意見がかなり出されたところでございます。当日は、これらの意見も踏まえまして、現在の組み合わせ以外の案も念頭に置きながら、引き続き協議をしていきたいということで意見の一致を見たところでございます。消防広域化は多数決とかはできませんので、意見の一致を見ることが重要ですので、今後とも、粘り強く話し合いを続けてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○前屋敷委員 ぜひ、十分に地域の自治体の意

見も含めて——定期的にこういうふうな検討会議というのはこれからも予定はされておられるわけですね。

○川野消防保安課長 検討会になるとどうしても首長が入りますので、9消防本部の管理者を集めるというのは大変難しいことでございます。その下のほうに作業部会というのを設けておりますので、それプラス実務者レベルというか、直接関係するのは消防本部でございますので、そういった意味で消防長を集めたような実務者の話し合い、こういうのをやっぱり今後とも数多くやっていきたいなというふうに思っております。以上です。

○前屋敷委員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、消防指導費の中の3の救急振興財団に対する出捐等というので600万ありますが、救急振興財団も含めて御説明いただきたい。

○川野消防保安課長 救急振興財団というのは、消防庁所管の財団でございます。東京都にございまして、救急救命士になるためには国家試験に合格する必要がございます。そのやり方が2つございまして、大学とか専門学校で所定の講義を受けて国家試験を受けるやり方と、もう一つは救急振興財団というところで6カ月ほど研修を行いまして、国家試験に合格するというものがございまして、そういった者のための研修施設として救急振興財団が運営をしているということでございまして、本県からも今年度でございましたら9名ほど研修に行っております。

○前屋敷委員 わかりました。

あわせて、2の県職員救命技術習得事業で15万8,000円という金額なんです、この程度の予算でそういう習得ができるのか、どの程度の内容でされるのか、その辺をひとつ。

○川野消防保安課長 これは19年度から行っている事業でございます、わかりやすく言うとAEDの講習を行っております。県職員もみずからAEDが使えるようにしようということでやっております、15万8,000円はほとんどが旅費でございます、消防本部とかにお願いをいたしまして講習を行っているところでございます。21年度でございますと、281名の方に講習を受けてもらっております、これまで延べ1,100名程度ぐらいが既に講習が終わっているところでございます。

○前屋敷委員 今、いろいろ問題になっているのは、AEDそのものがすぐ機能されなかったというニュースなどをよく聞きますので、そういったものは定期的な点検だとかが必要だろうと思うんですけれども、維持管理はどこがするわけですか。

○川野消防保安課長 AEDの維持管理につきましては、それぞれAEDの設置管理者というか、設置した者に管理をしてもらうということになっております。ただ、取り扱い説明については、先ほど申しましたように、AEDの普及ということがありますので、講習については消防本部等で行っているところでございます。

○前屋敷委員 わかりました。

○押川委員 人事課長にお願いいたします。65ページ、まず、1の非常勤職員の雇用9,800万ほどあるんですが、人数と、どういう役職というか、雇用の状況というのはどうなんですか。

○四本人事課長 これは、県全体で雇用する非常勤職員全体ではございませんで、そのうちの一部ということになります。人数的に言いますと51人でございますが、例えば、産休の職員のかわりに非常勤職員を雇うわけですが、その非常勤職員の費用として8人分、緊急雇用

対策に伴って雇用する非常勤職員ということで5人分、県の人事更新計画の推進を図る上で、退職した職員の中の再就職のない職員なんかで非常勤職員を希望する者を1年間非常勤職員として雇ったり、この分が35人というようなことがその内容でございます。

○押川委員 3の産休及び休職者等というのが出てくるんですが、今の説明では非常勤を産休に充てるということであったように伺いますけれども、この3では6,600万、1との関連と産休の人数と休職の人数がわかれば教えてください。

○四本人事課長 産休代替職員に対する補充ということで非常勤職員を雇用することもあれば、臨時職員を雇用することもあるわけですが、その必要な期間によって短期で済む場合は臨時職員ということもありますし、1年以上雇用する必要があるという場合には非常勤職員、そういうところで違いが出てくるということでございます。それから、休職者の数でございますが、21年12月末現在で合計21人ということになっております。育児休業者の状況は、同じ時点で33人ということでございます。

○押川委員 1と3の関連の中で、後ほどで結構ですから、わかりやすいように資料をいただきたいと思います。

今、休職者数が昨年の12月現在で21名ということでありましてけれども、長期の方はどのくらいいらっしゃいますか。

○四本人事課長 御質問は、休職者の中でも長い者、短い者ということでしょうか。それは、申しわけございませんが、今、資料がございません。

○押川委員 関連で、先ほど、武井委員のほうからもあったんですが、健康管理費で6,400万、この中に1から4、4の中でも(1)から(3)

ということで、いろんな健康相談やメンタルヘルスあたりもされるわけでありますが、これは、休職者にならないように、あるいは休職者になった人たちをどれだけ復職させるかというような目標もあるんじゃないかと思うんですが、そこらあたりのことをお聞かせください。

**○柄本総合事務センター課長** メンタルヘルス関係の事業につきましては、各予防実施時期によって3つほどパターンをつくっておきまして、まず、うつ病に理解を広げるための研修なんかをやったり、それから相談体制をとっておりますが、先ほどの職場復帰関係につきましては、平成20年度から新たなルールづけをしまして、休職者、病休者等につきまして、円滑な復帰ができるように、正式に復帰する前に試し出勤ができるようなプログラムをつくりまして、この中には精神科医とか健康管理医、保健師、主治医の意見なんかを踏まえて、どういうやり方が一番円滑に職場復帰ができるかというプログラムを本人に提示しまして、それにのっとって正式な復帰がうまくいくように制度をつくったところでございます。

**○押川委員** わかりました。ぜひ、努力をしてほしいと思います。

人事課長、あと一点、長期休暇の中で、給料というのはどういう扱いになっていますか。わからなければ後でいいです。

**○四本人事課長** 後でまとめて……。

**○押川委員** 86ページ、市町村合併支援に要する経費の中で、ウでありますけれども、先ほど、支援事業の中でも償還だったか、ちょっと内容があれなんですけれども、合併された関係市町村の中で3億9,800万の内訳がわかれば、合併したところとあわせてお聞かせください。

**○茂市町村合併支援室長** 財政健全化支援事業

でございますけれども、これは、補正委員会するときにもちょっとお話をしましたけれども、財政状況が特に厳しい市町村を対象としまして、金利の高い地方債の繰り上げ償還を支援する無利子の貸付資金制度がございます。20年度と21年度の2カ年の事業でございました。これにつきましては、平成20年度に約20億円、これを6つの市と町に貸し付けておりまして、その後、21年度に、先日お認めいただきました1億円を含めまして11億円を5つの市町に貸し付けているところでございます。そのうち、市町村21世紀基金というものを原資としました16億円分につきましては、22年度の償還金について、その額をここにあります3億9,822万5,000円と見込みまして、これを一般会計から基金に繰り出すという内容の事業でございます。

**○押川委員** わかりました。

最後になりますが、105ページ、防災行政無線の2の無線設備の保守委託、これは委託をされて、保守点検、整備をされるときには、1億2,800万、1社がずっと1年間、あるいはこの入札のあり方というのはどういう形でされているのか。

**○川野消防保安課長** 無線設備の保守委託につきましては、1つではなくして13種類ほどございます。例えば、防災行政無線の設備の保守委託であるとか、水防テレメーターのシステムの委託であるとか、非常用発電装置の委託などございまして、一般競争入札を6件、随契を7件ということで行っております。

**○押川委員** わかりました。

**○武井委員** 何点か伺いたいと思うんですが、まず、70ページの行政経営課の公報、一般的には見て楽しいものでもありませんし、これは決まりで発行しなければならぬようになっているものなんですか。例えばウェブとかでの公開

だけであるということではないのか。

○**桑山行政経営課長** これは自治法の中でも都道府県は区域内の市町村の議会あるいは他の都道府県の議会に公報あるいはその他の刊行物を送付しなければならないというような規定もありまして、紙ベースでつくって送付する形をとっております。ただ、県によっては、電子媒体で済ませているようなところもあるようでありまして、今後の検討課題かなというふうに思っております。

○**武井委員** 今、大体何部ぐらい印刷をして送ったりしているのか。

○**桑山行政経営課長** 現在、まず、号数としまして定期の発行がおおむね1週間に2回で年間102回程度、号外というものが80から90ぐらいございます。年間200前後の号数がございます。これらについて、印刷物が平成21年度は170部作成しております。削減に努めているところでございます。

○**武井委員** わかりました。

次に移ります。87ページ、選挙管理委員会の運営費のところの政党助成関係事務事業10分の10で来ているんですが、300万余ということなんですが、県として、この政党助成金に関係してどういった事業が発生しているのか、伺います。

○**田原市町村課長** これは、今おっしゃいましたように、国10分の10ということ。国の委託という形で行われているものでございますけれども、県内に政党支部というものが112団体あるところでございまして、このうち、政党交付金の助成金を受けた政党支部につきましては、12月31日現在でその年の使途報告書というものを県の選挙管理委員会に提出するというところになってございまして、私どもは、

それは5年間保存しまして、そしてまた、閲覧の請求がありました際には、その閲覧に応じていくという事務を受託しているところでございます。

○**武井委員** わかりました。

次に移ります。最後に、財政課長にお伺いしていきたく思います。平成22年度当初予算案の概要についての6ページの依存財源のところを伺いたいんですが、四角の3つ目、児童手当及び子ども手当特例交付金の増等により、14億2,500万円ふえたとあるんですけども、子ども手当特例交付金というのは、金額とかも確定して手当てされるということになる、もう大丈夫なんですか。

○**西野財政課長** 児童手当及び子ども手当特例交付金ですけども、これにつきましては、本県の負担分すべて賄えるというものでございまして、基本的に旧児童手当の実施に必要な部分、それと今回の子ども手当の実施に伴いまして、必要となる部分を手当てするものでございます。これは、もともと18年度ぐらいから制度が徐々に拡充されていまして、それに対応する部分、制度改正に伴って増加する部分について特例交付金という形で受けてまいりました。今回、流れに沿って、本来、県が負担してきたところ、そこで制度改正によって対象者がふえる、具体的には、県民の方がこれまで所得制限があって支給されなかった、そこが今回、所得制限はなく、一律1万3,000円ということになりますけれども、その所得制限が外れた部分、それも新たに応分の県費負担が生ずることになった、そこも含めて手当てを受けるものということでございます。これにつきましては、所与の情報の中で見込み得る数字、それを勘案して計上しておりますので、当然、交付決定後は額に差異が生

じるものというふうを考えております。

○武井委員 つまり、この金額が手当でできるかどうかというのは若干私も微妙であろうと思うんですね。3番目の子ども手当と、もう一つ下に国庫支出金が出ていまして、結局、前年比4億2,100万、0.5%の減、やや下回ると書いてあるんですが、国は10%以上の非常に大規模に公共事業を削減しようとしている中で、実際に国庫支出金の減少がこの程度で済むのかどうかというのは非常に不安を感じるんですけれども、そのあたりというのは、財政課長として、この金額でいけると確信できるものがあるということでしょうか。

○西野財政課長 一般的に申しますと、国庫補助事業、公共事業であれ、公共事業でない事業であれ、100%予算の段階で見込んで、それを決算としていくということはまずないと思います。我々は編成作業の中で各要求部局と、見込み得る説明可能な額を計上して、それから執行段階で、例えば増額補正であったり、最後は決算段階での減額なり、そういったもので対応しているところがございます。御指摘のような特例交付金とか公共事業、それについても個々に必要なものを必要な量として計上しているところでありまして、そういった意味では、現時点では把握し得るすべての情報を勘案して、基づいた積算というような形で個別に積算しているところがございます。

○武井委員 いずれにしても、子ども手当の部分の増にしても、国庫支出金の減にしても、非常に流動的な要素があるというのもよくわかるんですが、まず上のほうからいきますと、今まで児童手当の分での交付金があったわけですが、子ども手当ができたことによってそれがふえるということではなくて、あくまでも児

童手当の範囲内のものを所得制限をなくした分がふえるだろうという金額で目算しているということで、あくまでも子ども手当が新しく制度としてできることによって、さらに子ども手当との差額は国も出さないとやっているのに入っていないと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○西野財政課長 子ども手当の関係で申しますと、今回、県に交付される交付金につきましては増になるということですがけれども、内容としては大きく2つあると思っていまして、これまで所得制限がなかった方に対してお支払いするもの、それと県職員について、これまで1万円なり5,000円なりを受けていた人が1万3,000円ということになりますので、行政庁の場合は所属する行政庁が支払いすることになります。その増分についても、今回、交付金で見られるということになっております。

○武井委員 県の職員の分も入っているということですね。わかりました。

もう一回、国庫支出金の件なんですけれども、さっきはいろいろ情報を勘案しておっしゃるんですけれども、実際の今の政府の公共事業の削減の状況等を見ていると、0.5%の減ぐらいでは済まないんじゃないか、つまり、こういったことだと、結果として、また6月とか9月に国庫支出金のこの834億を見込めないことによっての減額補正ということにならないのかなという非常に危惧があるんですけれども、この金額というのは、今の段階では、国から国庫支出金が来る事業としては維持されるということは、それなりの何がしかの根拠を持ってお考えになっているという理解でよろしいですか。

○西野財政課長 すべて個々の事業ごとに適正に見積もった上で計上しているわけですがけれど

も、この国庫支出金という項目につきましては、公共事業の関係だけではございませんで、公共事業は当然、補助公共、減というふうに見込んでおりますけれども、その他子ども手当とかじゃないですけれども、国の政権公約の関係で新しく制度化されます高校の実質無償化でありましたら、例えば、県立高校の使用料収入、そこが減となりますので、その分を補てんするものが25億程度、それから私学についても、新たな交付金として13億円程度、そういった新たな制度に伴う増とか、そういったものがさまざまある中で、国庫支出金、トータルしますと、結果、0.5%程度減となるということで、内訳を見ると公共事業の減というふうになるものもあれば、新しい制度の実施に伴って、また、事業量の増加、特に社会保障関係費の自然増、そういったものがあって、トータルで0.5%程度というふうに見込んでいます。

○武井委員 この文章を見ますと、補助公共事業の減等によりというようなことが書いてある。「等」ですから、確かにいろんなことがあるんでしょうけれども、今、権藤委員にも教えていただいたんですが、18.3%公共事業を削減しようという流れの中で0.5ということは、ほかにふえたものがあるということでグロス0.5と。では、実際に補助公共事業はどの程度削減をされるという見込みで予算を立てられたのか。

○西野財政課長 補助公共事業といいますが、例えば、国土交通省関係で言えば、既存の下水道などの補助金、それを廃止して、新たな2.2兆円規模の交付金というものが創設されるというふうに聞いております。その新しい交付金も含めた補助交付金事業、そして、申し上げますならば、来年度当初につきましては、前年度と比べて86.5%、額にして84億程度の減というふう

に見込んでおります。

○武井委員 結局、補助公共事業について言えば84億円減の86.5%ということですね。そういうふう理解をいたしました。

最後に1点だけお伺いしますが、臨時財政対策債なんですけれども、最終的には100%交付税措置されるという約束にはなっているんですけども、これだけ全国的に激増している中で、臨財債に非常に頼っているというのが予算としても見えてくるんですけども、そのあたりというのに非常に不安を感じざるを得ないんですけども、財政課長の見解をお伺いします。

○西野財政課長 臨財債につきましては、御指摘のとおり、近年、例えば本年度であっても倍増ということでありました。来年度当初はさらに増加するということがございますが、これについては、基本的には、国として地方の財源不足分を国の責任において確保する必要というのはございますけれども、御存じのとおり、国のほうも財政難ということで、もともと原資となる国税5税では、この景気状況ですからとても必要な額は賄えない。そこで、国のほうで最大限、特例を重ねて賄って、それでも足りないものを交付税として配るべきところを、ないということで、臨時財政対策債として各団体が個別に発行するということですが、これについては元利償還金相当額をすべて後年度、交付税の基準財政需要額の中に算入するということについては、地方財政法など法律にしっかり明記されておまして、制度的な配慮をされております。これについては、現在もされているところですが、これからもその確実な措置を求めてまいりたいというふうに考えております。

○武井委員 国に帰られても、ぜひよろしくお

願います。以上です。

**○高橋委員長** 消防保安課に聞きますが、先ほど、前屋敷委員の質疑の関連なんですけれども、23年度中にはドクターヘリが飛びますね。ドクターヘリには定義があって、だれでもかれでも呼べないわけですね。例えば救急救命士とか、こういう方々が呼ぶことになると思うんですが、ドクターヘリが23年度中に飛ぶということになった、そのことによって、非常備消防の常備化が、広域化もあわせて急がれるんじゃないかということ疑問に思うわけです。そういうところの見解はいかがなものでしょうか。

**○川野消防保安課長** たしか本会議の質問でも同じような質問があったかというふうに思っております。医療薬務課のほうで回答したと思うんですけれども、まだ私どものほうにどういう運用になるかという説明は一切なくて、私どももその点ははっきりどう運用されるかわからないところなんです。私が考えますに、防災ヘリもそうなんです。基本的には消防本部からの要請に基づいて出動しているという状況でございます。ドクターヘリにつきましても、ドクターヘリの運用としては、多分、現場へ行って、現場で救急車から引き継いで治療をして病院に連れていくというシステムになろうかと思うんですが、ドクターヘリを呼ぶかどうかの判断は、やはり救急車に乗っている人なりが判断することになるんじゃないかなと、たしかそういうような回答をされたところ。ところが、非常備については、現在のところ、救急搬送車に乗っているのは、町村職員であるとか、病院の職員であるとか、そういうのが乗って搬送しているのが実態でございます。夜間休日等につきましては、委託業者が搬送しているという実態がございます。ただ、中には病院の医師が病

状等によっては同乗をいたしまして出動しているという状況もございますので、その付近の判断を今度どうやっていくのかというのは、今後のドクターヘリの検討の中で考えられるということではないかと思っております。ただ、私も消防担当といたしましては、委員長のおっしゃるとおり、消防の常備化については、それとはまた別の問題として、現在、私どもの重要課題の一つということで取り組んでいるところでございまして、できるだけ早急な常備化へ向けて、今後とも積極的な働きかけをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○高橋委員長** 所管外のことも言って申しわけなかったんですけれども、非常備のところは、有資格者はいるとは思いますが、物すごく少ないと思うんです。ドクターヘリが必要な救急患者が発生したときに、すぐに呼べない、そういうことがイメージしたときに想定されるものですから、常備化は急がないかなと、この前の質問を聞きながら、我が会派の質問ですけれども、思ったところでしたので、広域化もあわせて大きな課題があるでしょうけれども、ぜひ急いでいただきたいと思えます。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○高橋委員長** それでは、以上で総務部の審査をすべて終了いたします。執行部の皆様、長時間、御苦勞さまでした。

あすの日程ですが、午前10時から県民政策部の審査を行います。

本日は、これで終了いたします。

午後3時47分散会

平成22年 3 月 10 日（水曜日）

午前10時0分再開

出席委員（8人）

委 員 長	高 橋 透
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員	福 田 作 弥
委 員	萩 原 耕 三
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	権 藤 梅 義
委 員	武 井 俊 輔
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

県民政策部

県 民 政 策 部 長	高 山 幹 男
県 民 政 策 部 次 長 （ 政 策 担 当 ）	日 高 勝 弘
県 民 政 策 部 次 長 （ 県 民 生 活 担 当 ）	高 島 俊 一
総 合 政 策 課 長	永 山 英 也
秘 書 広 報 課 長	亀 田 博 昭
統 計 調 査 課 長	橋 本 江 里 子
総 合 交 通 課 長	長 嶺 泰 弘
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	高 原 み ゆ き
文 化 文 教 ・ 国 際 課 長	福 村 英 明
人 権 同 和 対 策 課 長	酒 井 勇
情 報 政 策 課 長	金 丸 裕 一
中 山 間 ・ 地 域 対 策 室 長	山 内 武 則
広 報 企 画 監	津 曲 睦 己
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	黒 木 典 明

事務局職員出席者

総 務 課 主 幹	黒 田 涉
議 事 課 主 幹	老 岐 哲 也

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました県民政策部当初予算関連議案等の説明を求めます。

○高山県民政策部長 今回、御提案しております議案につきまして、概要を御説明いたします。

今回、県民政策部からお願いしております議案は、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計予算」案及び議案第2号「平成22年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算」案の2件でございます。お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。平成22年度県民政策部当初予算でございます。まず、一般会計であります。今回お願いしておりますのは、総額で116億5,125万6,000円、前年度に比べますと19.9%の増となっております。これは、国勢調査や私立高等学校等就学支援金などの国庫支出金に係る事業の増に加えまして、選択と集中によりまして、重点施策への対応を初め、新たな施策や事業の展開のための予算が一定程度確保できたものというふうに考えております。また、開発事業特別資金特別会計、予算額が5,522万3,000円、前年度に比べますと51.1%の増となっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと存じます。新みやざき創造計画の分野別施策ごとに県民政策部の所管事業を体系的にまとめております。この表に従いまして、主な新規・重点事業の概要について御説明いたします。なお、事業名の前の㊦とありますのは新規事業、㊧とあるのは、既存事業の一部を見直した改善事業、

事業名の後に（重点）とありますのは、22年度の重点施策事業であることを示しております。

体系表は縦に3列ございますけれども、一番右の列の項目に沿って御説明いたします。なお、県民政策部関連は太字で表示いたしております。

まず、安全で安心な魅力ある教育環境づくり関連であります。㊦私立高等学校等就学支援金によりまして、私立高校生等がいる世帯の教育費負担の軽減を図りますほか、㊧私立高等学校就職対策強化事業によりまして、大変厳しい状況にあります私立高等学校卒業予定者の就職率の向上を図るといふふうに考えております。

NPO等との協働の推進とボランティア活動の促進関連でありますけれども、㊨多様な主体との協働推進事業といたしまして、NPOなどのグループから募集する提案公募型の事業を進めることといたしております。

次に、3ページをごらんいただきたいと存じます。地球温暖化防止に貢献する社会づくりといたしまして、住宅用太陽光発電システム融資制度や、同じく導入促進事業によりまして、県内家庭への太陽光発電の普及促進を図りたいと思っております。㊩みやざきEV-PV構想推進事業であります。これによりまして、EV（電気自動車）の普及とPV（太陽光発電）の活用拡大を図りますとともに、㊪メガソーラー導入促進事業によりまして、メガソーラーによる発電事業の円滑な立ち上げを支援していきたいと考えております。

次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。地域交通ネットワークづくり関連であります。地域バス再編支援事業によりまして、地域住民の交通手段を確保しますとともに、㊫地域公共交通活性化対策事業によりまして、利用者の立場に立った利用促進策を検討し、地域公

共交通の活性化に取り組むことといたしております。

情報通信環境の整備関連であります。これは、㊬新・宮崎情報ハイウェイ21構想策定事業であります。これは、情報通信をめぐる環境やニーズの変化に的確に対応するため、新たな構想を策定するものでございます。

次に、5ページをごらんいただきたいと存じます。新技術・新産業の創出の項目であります。㊭産学官連携による産業づくり強化事業であります。これは、産学官連携をもとにした本県の新たな産業展開の方向性を検討するものであります。

次に、6ページをお開きいただきたいと存じます。広域交通ネットワークづくりでありますけれども、㊮日南線観光列車臨時運行促進事業によりまして、日南線の観光列車「海幸山幸」の毎日運行への誘導を図りたいと思っております。次の宮崎県物流効率化支援事業も今年度に引き続き実施いたしまして、モーダルシフトの推進を図っていききたいと考えております。

個性を生かした地域づくりであります。「いきいき集落」応援事業や㊯「いきいき集落」活性化推進事業によりまして、いきいき集落の一層の活力強化を図っていききたいと考えております。中山間地域雇用創出支援事業によりまして、地域資源を活用した起業等を支援し、新たな雇用創出につなげたいと考えております。

次の項目、国際化の推進と多文化共生社会づくりであります。㊰外国人留学生受入支援研究事業は、本県における留学生の受け入れや支援、活用方策を研究するものであります。

最後に、その他の事業であります。鳥獣被害対策緊急プロジェクトであります。この事業は、当部での予算措置はありませんけれども、

予算編成の段階から県民政策、環境森林、農政水産の3部が連携して、このプロジェクトを実施することにしたものでありまして、本県における部局横断的な鳥獣被害対策の確立を図っていきたいと考えております。

8ページから15ページにかけましては、これまで御説明しました新規・重点事業の概要を掲載しておりますので、後ほど、ごらんいただけたらと考えております。

以上が議案の概要であります。詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

最後に、報告事項が1件ございます。36ページをお開きいただきたいと思います。平成22年度重点施策関連事業の一覧を記載しております。後ほど、総合政策課長から御報告申し上げます。

私からの説明は以上でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

**○高橋委員長** 概要説明が終了しました。引き続き説明をお願いしますが、数課・室ごとに班分けして説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆さんの御協力をお願いします。

それでは、これより総合政策課、中山間・地域対策室、秘書広報課、統計調査課、総合交通課の審査を行います。順次、説明をお願いいたします。

**○永山総合政策課長** 総合政策課でございます。まず、総合政策課の当初予算について説明をさせていただきます。

お手元の平成22年度歳出予算説明資料の青いインデックス、総合政策課、11ページでございます。総合政策課の平成22年度の当初予算額は、中山間・地域対策室と合わせまして、総額で16億5,899万6,000円をお願いしております。内訳

は、一般会計が16億377万3,000円、特別会計が5,522万3,000円であります。

それでは、主な内容について説明をいたします。なお、私からは総合政策課の所管事業について説明をさせていただき、中山間・地域対策室所管の事業につきましては、後ほど、中山間・地域対策室長から説明をいたします。13ページをごらんください。(事項)連絡調整費1,689万5,000円であります。これは、新たな政策立案のための政策調整研究費や部の連絡調整に要する経費でございます。

(事項)総合企画調整費1,453万1,000円あります。これは、庁内の総合調整等を行うとともに、国等の関係行政機関や全国知事会等との協議調整等に要する経費でございます。

(事項)県外事務所費8,107万5,000円あります。これは、14ページになりますが、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所におきます各種活動費及び施設の維持管理等に要する経費でございます。

(事項)地域開発推進費244万6,000円あります。これは、九州地方開発推進協議会等の広域的な連携促進のための活動に要する経費でございます。

次に、(事項)高等教育整備促進費240万円あります。これは、県内の高等教育機関の連携組織であります高等教育コンソーシアム宮崎の活動を支援し、魅力ある高等教育環境づくりを促進するものであります。

(事項)県計画総合推進費2,577万3,000円ありますが、これは、総合計画の着実な推進及び政策課題に関する調査検討等に要する経費であります。このうち、1の(1)新たな県総合計画策定事業は、20年後の本県の将来を見据えまして、本県のあるべき姿及び施策の方向性を

示します新たな県総合計画を策定するものであります。

次に、(事項) 地域科学技術振興費367万円であります。15ページの2の産学官連携による産業づくり強化事業につきましては、後ほど、総務政策常任委員会資料で説明をさせていただきます。

16ページをごらんください。(事項)エネルギー対策推進費5億7,413万6,000円であります。これは、エネルギー対策の総合的な推進に要する経費であります。このうち、3の住宅用太陽光発電システム融資制度及び5の太陽光発電システム導入促進事業につきましては、今年度に引き続き、低利融資及び補助を行うものでありまして、融資制度については1億6,000万円、補助制度については1億5,500万円をお願いしております。17ページの6の㊦みやざきEV-PV構想推進事業及び7の㊧メガソーラー導入促進事業につきましては、後ほど、委員会資料で説明をさせていただきます。

一般会計については以上でございます。

18ページをごらんください。開発事業特別資金特別会計であります。この特別会計は、九州電力からの株式配当金を主な財源としております。このうち、(事項)繰出金の5,500万円ではありますが、これは、一般会計に資金を繰り出して、当課所管のメガソーラー導入促進事業に4,000万円、環境森林部所管の環境保全の森整備事業に1,500万円を充当するものでございます。

特別会計については以上でございます。

続きまして、主な新規・重点事業について説明をさせていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料の16ページをお開きください。まず、㊦みやざきEV-P

V構想推進事業についてであります。

1の事業目的でございますが、この事業では、電気自動車と太陽光発電を連携させた普及・活用拡大に資する事業を行うことによりまして、本県の特性を生かした新たな地域づくりや産業振興につなげるとともに、低炭素・循環型社会の実現を図るものであります。

2の事業概要ですが、昨年11月に連携協定を締結した日産自動車から、来年度後半以降に電気自動車が貸与される予定となっており、これを活用した電気自動車の普及及び太陽光発電の導入・活用策等を検討、実施することとしております。事業内容としては、県庁舎への充電設備の設置や県民等への普及啓発を実施いたしますほか、電気自動車を活用した各種モデル事業や、官民一体で電気自動車の普及促進策等を検討していくこととしております。

事業費につきましては、3にありますとおり、795万円を見込んでおります。

続きまして、18ページをお開きください。㊧メガソーラー導入促進事業についてでございます。

まず、1の事業目的ですが、メガソーラーによる発電事業の円滑な立ち上げを支援し、太陽光発電の活用等を促進することによりまして、みやざきソーラーフロンティア構想の推進を図るというものでございます。

2の事業概要ですが、発電コストが高いメガソーラーの円滑な立ち上げを支援するため、県有施設——想定されますのは博物館、図書館などということになりますが——の省電力化を行った上で、メガソーラーから発生するグリーン電力またはグリーン電力証書を購入するものでございます。なお、グリーン電力は、環境価値を付加した価格で直接電力を売買するもの、

グリーン電力証書は、電力会社に売電を行った上で、環境価値分を証券化して取引をするものでございます。

事業費につきましては、県有施設の省電力化のための工事費として4,000万円を見込んでおります。

続きまして、19ページでございます。㊟産学官連携による産業づくり強化事業についてでございます。

1の事業目的ですが、産学官連携をもとにしました本県の新たな産業展開の方向性を示すために、産業科学技術振興指針の見直し等を行うものでございます。

2の事業概要ですが、まず、新たな県総合計画の策定に合わせまして、平成13年度に策定いたしました産業科学技術振興指針を改定し、産学官連携による研究開発及び事業化、産業化に向けたビジョンを策定したいと考えております。また、産業界のニーズや研究シーズに関する情報を集約し、必要な研究開発を検討調整するとともに、事業化、産業化までを総合的に推進する仕組みを構築したいと考えております。

事業費は、287万4,000円を見込んでおります。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、36ページをお開きください。報告事項といたしまして、来年度の全庁的な重点施策関連事業についてでございます。既に本会議においても御説明等を申し上げてきたところでございますが、来年度の重点施策は、従来の緊急的な課題への対応に将来的な課題への対応を加えまして、6つの項目で147事業、241億円を措置したところであります。

まず、1の緊急的な課題への対応としては、総額167億円余を措置しております。その内容についてであります。まず、(1)雇用の確保と

就業支援は、若年者や中山間地域などにおける雇用の確保を初め、介護、農林水産分野への就業支援等、105億円余を措置しております。

また、37ページの(2)地域医療の再生では、医師確保対策のほか、地域医療再生計画に基づく各種事業により26億円余を、さらに、(3)の中山間地域の活性化では、集落の活性化や日常生活の維持充実、産業の振興に加えまして、来年度は、鳥獣害対策に特に力を入れることといたしまして、総額35億円余を措置しております。

38ページの将来的な対応といたしましては、総額127億円余を計上しております。まず、(1)の新たな産業の展開として、地域資源を生かした、あるいは多様な連携による産業の展開や産業基盤の整備など39億円余を措置しております。また、(2)の子育て支援と人材の育成では、地域における子育ての支援や中学校1年生の少人数学級等、教育環境の充実による人材の育成に42億円を措置いたしますとともに、次のページの(3)低炭素社会の実現では、太陽光や電気自動車など新エネルギーの普及促進や、本県の豊富な森林資源等を生かした循環型社会への転換推進など、46億円余を措置しております。

以上が重点施策関連予算の概要でございますが、本年度に引き続き、経済や雇用など本県の直面する喫緊の課題にスピード感を持って全庁的に対応してまいりたいと考えております。

総合政策課は以上でございます。

**○山内中山間・地域対策室長** 中山間・地域対策室の平成22年度予算の主な内容について御説明いたします。

お手元の平成22年度歳出予算説明資料の15ページをお願いいたします。(事項)中山間地域活力再生支援費1億3,433万4,000円であります。これは、中山間地域に対する重点的・総合的な

支援に要する経費であります。説明欄の4の㊦「いきいき集落」活性化推進事業につきましては、後ほど、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。説明欄の6の中山間地域等創造支援事業1億819万3,000円は、市町村と地域住民が一体となった地域づくりへの取り組みについて、ハード・ソフト両面で補助することで重点的に支援していくものであります。

次に、(事項) 過疎対策推進費481万1,000円がありますが、これは、過疎地域活性化対策の推進に要する経費であります。

次に、(事項) ふるさとづくり推進事業費641万4,000円がありますが、これは、地域の特性を生かした個性的で魅力あるふるさとづくりの推進に要する経費であります。

16ページをごらんください。(事項) 地域活性化促進費1,235万9,000円がありますが、これは、地域活性化の推進に要する経費であります。

次に、(事項) エネルギー対策推進費のうち、説明欄の2の水力発電施設周辺地域対策事業2億680万3,000円がありますが、これは、水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事業等のための交付金を交付するものであります。

次に、17ページをごらんください。(事項) 土地利用対策費3,071万2,000円がありますが、これは、土地取引の規制等、国土利用計画法の適正な運用に要する経費であります。説明欄の4の地価調査費2,217万9,000円は、一般の土地取引の使用などに活用していただくため、県内全市町村において調査地点を定め、その地点の価格の調査及びその結果の公表に要する経費であります。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の21ページをお願いいたします。まず、平成22年度の中山間地域対策の方向性と主な事業をまとめて掲載しております。中山間地域対策については、昨年度、知事を本部長とする中山間地域対策推進本部を設置し、総合的な対策を進めているところでありますが、22年度におきましては、1の集落の活性化、2の日常生活の維持・充実、3の産業の振興の3つの柱に鳥獣害対策を加えた4つの対策を柱として施策を講じていくこととしております。

それでは個々の事業について御説明いたします。資料の22ページをお願いいたします。㊦「いきいき集落」活性化推進事業であります。いきいき集落につきましては、平成20年度から認定を行っておりますが、現在、15市町村の84集落が認定されております。

この事業は、1の事業目的にありますとおり、いきいき集落のさらなる活力強化を図ることにより、中山間地域の活性化を推進するために実施するものであります。

2の事業概要であります。いきいき集落に対しましては、今年度よりいきいき集落応援事業として、集落情報の発信、取り組みに対するスタートアップ等の支援を行っておりますが、これらの取り組みに加えて、いきいき集落から地域活性化にする事業の提案を幅広く求め、他のモデルとなる事業に対して経費の一部を助成するものであります。具体的には、実施主体はいきいき集落で、②にありますように、いきいき集落が行う交流促進、産業振興、地域文化の保存・継承、集落機能充実など、他集落のモデルとなり得る事業を採択することとしております。③ですが、補助率は4分の3以内、1集落単年度当たりの上限は100万円で、最大2年間補

助を行うこととしております。

事業費は、300万円を予定しております。

資料の24ページをお開きください。㊦鳥獣被害対策緊急プロジェクトであります。資料にはございませんけれども、鳥獣被害対策につきましては、これまでも担当部局において捕獲対策、防除対策等を講じてまいりましたが、近年、農林産物への被害は拡大傾向にあり、対策の強化が喫緊の課題となっております。そこで今回、県民政策、環境森林、農政水産の3部が連携してこのプロジェクトを実施することといたしました。なお、具体的な事業は、各部局において実施することで予算措置をしており、県民政策部の予算案には計上されてはおりません。

このプロジェクトは、1の事業目的にありますとおり、本県における鳥獣被害対策をより効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策等を推進することにより、農林産物への被害軽減を図ることを目的としております。

その新たな視点につきまして、25ページにポイントをまとめております。簡単に言いますと、1の農作物被害対策につきましては、取り組みの順序として、まず、(1)の集落にあるえさ場の撤去、次に、(2)の出没しづらい環境づくり、そして(3)の徹底的な追い払いを、(4)にあるとおり、これらを集落住民全員で行うことにより、地域全体の力で鳥獣を集落に近寄らせない環境をつくるというものであります。集落ぐるみで勉強し、集落で共通認識を持ち、環境づくりを行う。その上で、(5)の守る範囲を効果的に守り、その後、捕獲対策、生息環境対策を実施するという考えであります。このような考

え方に立って事業を進めていきたいと考えております。

24ページにお戻りいただきたいと思っております。2の事業概要であります。まず、(1)ですが、庁内に副知事をチーム長とする鳥獣被害対策特命チームを設置し、鳥獣被害対策の総括を行うこととしております。この運営を中山間・地域対策室が担当します。

また、(2)ですが、その特命チームの中に①農作物被害対策、②捕獲対策、③森林被害・環境対策のそれぞれの部会を設置し、記載しております各部局が部会長となり、各種事業を実施することとしております。具体的な事業につきましては、担当する委員会において審議をいただくことになっておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。

次に、(3)ですが、支庁・農林振興局単位に各地域鳥獣被害対策特命チームを設置し、(2)の各部会が所管する事業等により、市町村等が行う被害対策等を支援したいと考えております。

最後に、(4)ですが、鳥獣被害対策研究の専門家を招聘し、現地指導等を通じた人材の育成を図ることとしております。

説明は以上でございます。

**○亀田秘書広報課長** 秘書広報課の当初予算につきまして、御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料の19ページをお願いいたします。秘書広報課の平成22年度の当初予算額は、4億3,518万4,000円をお願いいたしております。

主な内容について御説明いたします。21ページをお願いいたします。(事項)秘書業務費2,106万6,000円でございます。これは、知事、副知事の活動経費、あるいは秘書業務などに要します事務的経費でございます。

(事項)広報活動費2億1,074万円でございます

す。これは、各種の広報媒体を活用いたしました県政の重点施策など、県政全般の広報活動に要する経費でございます。説明の1の印刷広報事業4,726万1,000円でございますけれども、これは、県の広報紙として「県広報みやざき」というのを発行しておりますが、これを年6回、1回につき36万部作成いたしまして、市町村の自治会組織などを通じて県民の皆様に配布するものでございます。3の新聞広報事業7,448万5,000円でございますが、これは、いわゆる新聞広告という形で随時、県の重点施策等、県政に関する情報提供を行いますとともに、定期的に毎月2回、「県政けいじばん」というコーナーで県からのお知らせを掲載するものでございます。4のテレビ・ラジオ放送事業7,009万9,000円でございますが、これは、テレビが2局、ラジオが2局によります県政番組を制作・放送するものでございます。6の県ホームページ情報発信事業1,163万1,000円でございますが、これは、県ホームページの作成、更新、維持管理を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。(事項) 広聴活動費331万3,000円でございますけれども、これは、県民の皆様の御意見を県政に反映させるために、一つには、知事と県民の皆様が直接意見交換を行います県民フォーラムあるいは県民ブレーン座談会を開催しますとともに、電話とかメール等で受け付けています県民の声事業、こういったものを実施するための経費でございます。

最後に、(事項) 県政相談費431万1,000円でございますけれども、これは、本庁の県民室、総合庁舎、西臼杵支庁に10カ所の県政相談室を設置しておりますけれども、その運営のための経費でございます。

秘書広報課は以上でございます。

○橋本統計調査課長 統計調査課の当初予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の23ページをごらんください。統計調査課の平成22年度の当初予算額は、一般会計の8億4,828万円をお願いしております。

予算の主な内容につきまして、御説明いたします。25ページをごらんください。(目) 統計調査総務費といたしまして2億1,668万7,000円をお願いしております。これは、(事項) 職員費2億1,530万4,000円と(事項) 統計諸費138万3,000円で、各種会議・講習会旅費などの事務費でございます。

次に、(目) 委託統計費についてでございます。これは、国の統計調査の実施に要する経費でございます。6億2,904万1,000円をお願いしております。このうち主なものにつきまして御説明いたします。(事項) 消費経済統計調査費につきましては、2,706万7,000円をお願いしております。これは、国民生活における家計収支、貯蓄及び消費の実態などを調べる家計調査と、商品の小売価格、サービス料金等を調べる小売物価統計調査に要する経費でございます。

(事項) 労働諸統計費につきましては、2,664万8,000円をお願いしております。これは、国民の就業及び不就業などを調べます労働力調査と、事業所における雇用者数や賃金などを調べる毎月勤労統計調査に要する経費でございます。

次に、27ページをごらんください。(事項) 国勢調査費につきましては、5億2,200万9,000円をお願いしております。これは、本年10月1日を基準として行います国勢調査に要する経費でございます。

(事項) 農林業センサス費につきまして

は、2,558万円をお願いしております。これは、本年2月1日に実施いたしました農林業センサスについて、審査や取りまとめを行うための経費でございます。

続きまして、(目) 県統計費につきまして255万2,000円をお願いしております。このうち主なものといたしましては、(事項) 社会生活統計指標整備費といたしまして102万6,000円をお願いしております。これは、各種統計資料を加工分析し、本県経済活動の実態や動向を把握するための経費でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○長嶺総合交通課長** 総合交通課でございます。歳出予算説明資料の29ページをお開きください。総合交通課の平成22年度の当初予算額でございますが、5億8,762万円をお願いいたしております。

主なものについて御説明をいたします。31ページをごらんください。(事項) 広域交通ネットワーク推進費3,379万2,000円でございます。これは、交通基盤の整備や輸送機能の強化を行いまして、国内外の広域的な交通ネットワークの形成に要する経費でございます。このうち1の(1) 鉄道活性化対策推進事業の中のウの㊦日南線観光列車臨時運行促進事業につきましては、後ほど、別冊の資料で御説明をさせていただきます。次に、3の物流・海上輸送対策事業の中の(2) 宮崎県物流効率化支援事業2,165万4,000円ですが、これは、陸上トラック輸送から県内港発着の海上定期港路または県内駅発着のJR貨物にシフトした貨物とか、企業立地等により新たに発生しました貨物で、これらの輸送機関を利用する荷主などに対しまして助成を行うものでございます。

次に、(事項) 地域交通ネットワーク推進費3億2,727万4,000円でございます。この経費は、地域住民の日常の生活交通手段でありますバスや鉄道といった公共交通サービスの確保に要する経費でございます。内容につきましては、32ページをごらんください。1の地方バス路線等運行維持対策事業2億9,497万4,000円でございますが、これは、県内のバス路線が、利用者の減少等によりましてその維持が大変厳しい状況にありますことから、県といたしまして、運行費等の補助を行いまして、国や市町村と連携しながら、地域住民の生活に必要なバス路線の維持確保に努めているところでございます。2の地域バス再編支援事業2,830万円ですが、これは、市町村が住民の意見等を踏まえまして、コミュニティバスなど地域の実情に応じました新たな交通システムを導入する際の初期経費について助成を行うものでございます。3の㊧地域公共交通活性化対策事業でございますが、この事業につきましても、後ほど、別冊の資料で御説明させていただきます。

(事項) 航空交通ネットワーク推進費1億818万8,000円でございます。これは、韓国、台湾の2路線の国際定期便、宮崎空港を発着いたします国内線、こういった交通ネットワークの維持充実を図るための経費でございます。国際線利用者への団体利用補助金等の交付、航空会社、旅行会社とタイアップいたしました利用促進キャンペーンなどを実施することとしております。

(事項) 高千穂線鉄道施設整理基金事業費1,688万1,000円でございます。これは、高千穂鉄道株式会社から沿線自治体に寄附をされました施設のうち、不要な施設の撤去等に要する経費でございます。先日の補正予算の委員会で御説明いたしましたとおり、平成22年度は不要施設の

撤去計画、基金の積み立て計画の作成のために必要な調査費用への補助などを行う予定としているところでございます。

続きまして、委員会資料のほうで御説明させていただきます。26ページをお開きください。㊦地域公共交通活性化対策事業でございます。

まず、1の事業目的でございます。本県の地域公共交通機関は、モータリゼーションや少子高齢化の進行等によりまして、利用者が減少し続けております。利用者が減少いたしますと、交通事業者の収益を悪化させ、さらにサービスの低下を招く、そしてまた利用者減を招くといった状態に陥っているところでございます。このような状態を少しでも転換いたしまして、利用しやすい地域公共交通機関となるよう相互にかかわりのありますサービス、利用者、収益のそれぞれの段階に働きかけをいたしまして、相互に相乗効果を発揮するように促すことによりまして、地域公共交通の活性化を図るものでございます。

2の事業概要でございます。まず、(1)のサービス向上への働きかけといたしまして、乗りかえ利便性向上のための方策とか、利用者の声の的確な解決方法の検討など、利用者本位の利便性向上策の調査検討を目的といたしまして、行政とか交通事業者等によりまして検討会議を開催することとしております。また、この会議等を通じまして、関係者間の情報の共有、相互の連携の強化を図ることとしております。

次に、(2)の利用増への働きかけといたしまして、地域の公共交通機関をみずからで守り、育て、ひいては活性化につなげていくといった活動等を行います市町村、団体等に助成をしたというふうに考えております。具体的には、これらの団体等が行います利用促進のためのチ

ラシ、マップ、時刻表等の作成・配布、また、利用マナーの啓発等の取り組みなどへの助成を考えているところでございます。

最後に、(3)の収益性向上への働きかけといたしましては、交通事業者と集客力の高い商業施設や保養施設等とが連携して行いますお互いの収益向上につながるような利用促進活動とかキャンペーン、こういったものの取り組みを支援したいというふうに考えております。

事業費は、400万円を予定しております。

次に、27ページでございます。これは直接予算議案ではございませんが、参考といたしまして1件御報告をさせていただきます。エコ通勤割引についてでございます。

先ほども申しましたように、非常に公共交通機関の利用者が減ってきているという中にありまして、公共交通機関が安定的な運行を維持していくためには、公共交通機関を利用いただくということが基本というふうに考えておりますので、その利用を促す取り組みの一つといたしまして、さらにまた、交通安全の推進並びに低炭素社会の実現に向けまして、行政、民間、交通事業者が一体となり、エコ通勤割引を実施する方向となりましたので、その概要について御説明をするものでございます。

1の概要をごらんいただきたいと思います。

①の車またはバイクによる通勤から、公共交通機関による通勤への転換を促すため、宮崎エコ通勤割引利用推進協議会（仮称）を設立いたしまして、交通事業者の協力を得まして、エコ通勤割引を実施することとしているところでございます。この協議会は、②にありますように、国（宮崎運輸支局）、県、市長会、町村会、経済団体や交通安全環境団体などの各種団体及び交通事業者で構成いたしまして、事務局は総合交

通課に置くこととしております。

次に、2の割引の内容でございますが、割引対象者は、①にありますように、車またはバイクによる通勤者でございます。この割引対象者から②にありますように、勤務先で車またはバイク通勤者であることの証明を受けましたエコ通勤割引パス交付申請書を提出していただきます。協議会がエコ通勤割引パスを発行することとしております。パスの発行を受けた通勤者は、③にありますように、水曜日にエコ通勤割引への協力を表明しております交通事業者の交通機関を利用して通勤をした場合に、運賃を子供料金に割り引いてもらおうと。割引分は交通事業者が負担するという形を考えております。④でございますが、割引の実施日は、割引開始日から1年間の毎週水曜日を予定しているところでございます。

できるだけ多くの方に利用していただくために、3にありますように、協議会の活動を通じ、構成団体及び県民の皆様への普及拡大を図っていくこととしております。なお、協議会の設立総会を今月15日に開催する予定にしているところでございます。

この件につきましては、以上でございます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと存じます。㊦日南線観光列車臨時運行促進事業でございます。

1の事業目的でございますが、観光列車「海幸山幸」でございますが、現在のところは土曜日、日曜日、祝日を中心に運行しておりますが、平日臨時運行を支援いたしまして、平日の利用促進を図ることによりまして、毎日運行への誘導を図りますとともに、沿線自治体が行います「海幸山幸」を活用した日南線活性化の取り組みへの支援を行うことによりまして、県内鉄道

の活性化を図るものでございます。

次に、2の事業概要でございますが、(1)の平日臨時運行支援につきましては、「海幸山幸」の平日利用を企画実施する旅行代理店及び県内の団体利用者、この二者に対して支援を行います宮崎県鉄道整備促進期成同盟会に対しまして、補助を沿線自治体とともに行うこととしております。それから、(2)の日南線活性化支援につきましては、駅での特産品販売や花の植栽といった沿線の環境美化など、「海幸山幸」を活用した日南線活性化事業を行う沿線自治体に対しまして、補助を事業費の2分の1を限度として行うものでございます。

事業費は、372万9,000円を予定しております。

総合交通課の当初予算につきましては、以上でございます。よろしく御審議いただきたいと存じます。

○高橋委員長 各課室長の説明が終了しました。まず、議案について質疑はありませんか。

○武井委員 議案のほうの質問をさせていただきたいと思っております。まず、総合政策課から伺ってまいりたいと思うんですが、高等教育整備推進費、コンソーシアムなんですけれども、今まで講演会等をやったりとかでいろいろ活動しているのは知っているんですけども、具体的に、これを毎年ずっと続けることによってどういった成果が出ているのか、実際に県としてはどういったことを感じられているか、まずお聞かせください。

○永山総合政策課長 この事業そのものは、高等教育環境の宮崎県全体として魅力アップを図っていこうということございまして、コンソーシアムの活動を支援することで、大学の相互の連携がかなり図られるようになってきたというのが成果の一つ、それから、学生間の交流

がかなり行われるようになってきているということも事実であろうというふうに思っております。ただ、大学が置かれている環境は非常に厳しいので、この事業そのものでドラスチックに何かが変わるということではないと思っておりますけれども、お互いが相互に補完し合いながら魅力アップに努めていくということについては、相応の意義があるというふうに考えております。

○武井委員 大学間の連携、単位互換とかも含めて、イメージアップというような話もあるんですが、これは要望の部分もあるんですけれども、例の公立大学のセクハラの問題なんていうのは、相変わらず繰り返されているのは非常に残念なんですけれども、そういったものによってのイメージダウンというのも非常に大きいんじゃないかなと思うんですが、県としての学校に対する対策であるとか、モラル教育とか、そういったこともこういったもので取り組んでいくことはできないのか、伺います。

○永山総合政策課長 今回の事件は私も非常に残念に思っております。こういうことが繰り返されるようでは絶対だめだというふうに思っておりますが、あくまでも、そこはまず、みずからの大学で、あるいはコンソーシアムが大学自体の問題としてしっかりとらえて、県の補助事業等でやっていくのではなくて、取り組んでいくべき課題であろうとは思っています。ただ、こういう支援をする中で、県からのアドバイスとして、そういうことをしっかりやりましょうよということの呼びかけはしていく必要があるというふうに思います。

○武井委員 結局、イメージアップのためにこうやって税金も使ってやるわけですけれども、ああいうことが繰り返されるといのは非常に効果が減殺されると思っておりますので、よろしくお

願いをいたしたいと思っております。

それから、県総合計画策定事業なんですけれども、2,000万超ということを出ているんですが、具体的に言うとうどういったようなことをしていくということになるのでしょうか。

○永山総合政策課長 これについては、御存じのとおり、現在策定に入っているところでございますが、来年度につきましては、お金を使う主なものとしては、総合計画審議会を3回程度開催すること、それから専門部会、恐らく3つぐらいになると思っておりますけれども、専門部会をつくって、それも3回程度開催をしていく、そのための費用がかなりある。それから、さまざまな出張等を行いまして、調査研究等を行っていきますので、その分の活動費、そしてもう一つは、どのような内容になるかということもありますけれども、計画の策定段階でさらに調査検討等が必要な事項が出てきた場合の委託調査費ということで予算を500万程度計上しているところであります。それから、長期ビジョンについては、来年度中の策定を想定しておりますので、そのための印刷物の企画等についても多少の予算を計上しているところでございます。

○武井委員 20年という壮大な話もありまして、非常に期待はしているんですが、来年度が終わるときには、ちゃんと冊子ができて形として見えるというところまで行くと。来年度のデステーションはどこなのか、お聞かせください。

○永山総合政策課長 22年度につきましては、総合計画そのものは長期ビジョンとアクションプラン、これは、マニフェストをもとにしたアクションプランで構成したいと思っておりますので、このアクションプランの部分については次年度、23年度になると思っております。したがって、完成品としての印刷物は23年度に入ってから

らになると思いますけれども、長期ビジョンの部分について、印刷物という形ではなくて、当然、審議会等に諮っていきますし、議会にも審議をいただきますので、形としてはお示しできます。来年度予算として冊子の企画で予定しておりますのは、23年度に印刷物をつくるための企画をやっていこうということでございます。正式に印刷物としてすべてができ上がるのは23年度になってからということでございます。

○武井委員 進捗については適宜、またお聞かせいただきたいと思います。

次に移りますが、中山間地域活力再生支援費についてなんですけど、いろいろと新しい事業等の説明もあったんですけど、中山間盛り上げ隊とか、こういったのはNPO法人に委託をして続けているわけなんですけれども、来年度も665万ですか、経費が出ていますが、今年度の実績と、来年度もこういう形で継続をしていくということについて、今年度と比べてどの程度まで高めていくとか、目標とかあればお聞かせください。

○山内中山間・地域対策室長 まず、中山間盛り上げ隊の今年度の実績でありますけれども、2月末現在なんですけれども、登録隊員数は239名になっております。それから、実際の派遣の実績ですけれども、5市町村で32回、延べ127名の隊員に参加をしていただいております。これは、短期派遣といいまして、日帰りで、最近ちょっと多いのは、諸塚ですとか日之影ですとか、神楽の舞い手はたくさんいるんですけれども、そのバックアップをする人たちの支援という形で参加をいただいております。

○武井委員 この件について、以前、この委員会でも出たんですが、本来であれば、イベントの駐車場整理であるとか、主催者なりがちゃんとバイトなりで雇ってやるようなことについて、

実質的なスタッフとして使われているんじゃないかというような指摘等もあったんですが、そういった意味で、単なるスタッフということではなくて、実際に地域の活動に参加できるような改善が必要じゃないかというのが出たんですが、そのあたりは改善されたんでしょうか、伺います。

○山内中山間・地域対策室長 具体的に市町村のほうから上がってきました支援の内容、これは、当初、7月に御報告したときには、まだあくまでも想定だったんですけども、現実的には、先ほど申し上げた神楽の運営に当たっても、会話をしながらやるという形で、バイトを雇ったというような形ではなくて、その地域の方々と活動に関して、まず最初はどこから来られたんですかというようなところから始まりまして、都市との交流という点では、参加された方も、逆に元気をもらい、地域の方々も、外から来られているんなお話が聞けて、非常に元気になったというふうな御意見をいただいております。

○武井委員 この件について、以前もあわせて出たのは、清武町のNPO法人ですか、そこに委託してということだったと思うんですが、そういった委託の形態というのは来年も同一法人に同一のような形で行うということになるのか、伺います。

○山内中山間・地域対策室長 7月に御指摘を受けまして、公募するという形で今、準備を進めているところであります。

○武井委員 この予算執行に当たっては、また改めて公募をした上で取り組むということは、実質的に公募はもう始まっていないと間に合わないんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

○山内中山間・地域対策室長 今、公募するための準備をしております、間もなく公募をしたいと思っております。

○武井委員 わかりました。

続いて、「いきいき集落」活性化推進事業ですが、これも公募して事業者に委託をしていくのか、どういう形態で行うのか、伺います。

○山内中山間・地域対策室長 「いきいき集落」活性化推進事業につきましては、お手元の資料の22ページをごらんいただきたいと思いますが、実施主体はいきいき集落そのものになりますので、今、15市町村84集落を認定しているところですが、そのいきいき集落そのものが、みずから、こういうものがやりたい、先ほど申し上げた、例えば、交流促進であるとか、産業振興であるとか、具体的に言いますと、例えば、空き家を改修して交流拠点施設を整備して、それを活用して都市との交流を図りたいというような計画のもとに、計画をつくって、それに費用はどれぐらいかかりますと、それを申請していただいて、地域活性化に資する事業の提案を幅広く求めて、それはいろんなところから提案をいただきたいとは思っているんですけども、そこで他集落のモデルとなり得る事業に対して決定をして交付するというふうに考えておりますので、NPO法人等に委託するかということは考えておりません。

○武井委員 わかりました。

次に、16ページに移らせていただいて、地域活性化促進費なんですけれども、5,797万円が1,235万円と大幅に減額をしているんですが、去年あったものでことしないものというのは当然いろいろあると思うんですが、この予算の遷移についてお聞かせください。

○山内中山間・地域対策室長 \*この減額の主な

ものは、市町村に対する地域づくり事業の支援事業としまして、具体的な事業名は元気のいい地域づくり総合支援事業というのがございまして、これは21年度で終期を迎えて減額となった。それを補完するというとあれですけども、中山間地域等創造支援事業というものでその市町村に対する要望については賄おうということで考えております。その減額分が約3,800万でした。それから、日南の大島のほうにコテージをつくるということで2月補正で繰り越しの審議をいただいたところですけども、それは単年度だったものですから、これが1,650万、大体そういうような形です。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。エネルギー対策推進費について伺いをいたしますが、まず、ことし非常に人気があった、いわゆるソーラーパネルの購入補助についてですけども、延長をしたりということで補正かけてやったりしたんですが、次年度はそういったことは行わないのか、伺います。

○永山総合政策課長 住宅補助につきましては、22年度、1億5,500万の予算をお願いしております、このうち1億5,000万円が補助金でございます。おおむね1,500件程度の補助を想定しております。

○武井委員 非常に人気があって、また補正にかけてということになったと思うんですが、今年度は、もちろん、予算がこれで上がっているので、また議会のたびに補正をかけて追加していくというようなことは次年度についてはないだろうというような考えでよろしいということですか。

○永山総合政策課長 実を言いますと、21年度

※77ページに訂正発言あり

中の設置がまだトータルで出ていませんけれども、20年度が全県下でおおむね1,000件弱だったものが、恐らく2,400件程度になるというふうに思っています。これは、国の補助制度の復活、それから県の補助制度の創設、それから買い取り制度が入ったということが大きな要因だと。この勢いがどこまで続くかということもありまして、財政課等とも相談をした上で、1,500件程度で予算をお願いしておりますけれども、我々としてはまだ続けていきたいという気持ちは十分にありますので、状況によりましてはまた補正をお願いすることもあり得るというふうには思っております。

○武井委員 始めたら始めたで、また非常にニーズも強い事業になるだろうと思うので、またその辺の柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次のEV-PVのいわゆる電気自動車の件なんですが、日産自動車から車が後半から貸与される予定というような話ですが、実際、何台ぐらい日産自動車から車が貸与されるであろうと想定でしょうか。

○永山総合政策課長 今のところ1台です。知事からはもう一台ぐらい何とかしなさいというふうな御指示もいただいておりますので、努力はしていきたいというふうに思っております。

○武井委員 実際に総合庁舎への充電設備だ何だかんだといろいろしていくわけなんです、よしんば、仮にことし1台で、知事から努力で2台でということですが、向こう5年ぐらいでおおむね何台とか、つまり、ことし1台で来年以降はわかりませんという話なのか、そのあたりをお聞かせください。

○永山総合政策課長 来年度につきましては、日産自動車からの貸与と、それから企業局が1

台購入いたしますので、この急速充電器を使ってうまく連動させていきたいと思っています。私たちとしては、県の公用車に大幅にこの電気自動車を導入していきたいという気持ちは持っておりますけれども、これについては、まだ現時点で、将来的に何台導入するということまでは計画を認知していただける段階にはございません。ただ、いずれにしても、モデル事業としての導入をすることで、県公用車の切りかえを将来的に進めていきたいという強い気持ちは持っています。

○武井委員 電気自動車の値段とかもなかなか市場的にも見えていないところがあると思うんですが、懸念するのは、1台、企業局が1台と、最終的にこれだけ事業とした割にはこの2台だけだったというようなことになると、大山鳴動してネズミ一匹みたいな話で、非常に残念だなと思うんですが、こういうことをやるのであれば、少なくとも計画的に、県として何年後ぐらいまでには公用車も含めておおむね何台ぐらいは導入をしたいとか、何がしかの数値目標がないと余りにも政策として危険じゃないかなと思うんですが、そのあたりというのは何か目算として持っていらっしゃるものはないのか、伺います。

○永山総合政策課長 今、具体的にお示しできる数字としてはございません。県の厳しい財政状況というのがございますので、いつまでに何台と、他県で、例えば神奈川県あたり、そういうふうな数字を出しているところもございますけれども、宮崎県の状況としてはそれは少し厳しいだろうと思っています。ただ、直接購入をするとか、あるいは一部実験も行われておりますが、リース方式で電気自動車を導入する等、さまざまな方法も考えられますので、来年度1

年間の取り組みを通じて、どうやれば電気自動車が県でうまく活用できるのか、その際に目標はどうあるべきなのかということについてはしっかり考えていきたいというふうには思っております。

○武井委員 ぜひお願いしたいと思うんですが、確認で、日産自動車からこういう形で貸与されるということですが、今後、特に県が電気自動車を購入するに当たって日産自動車にしなければいけないとか、何がしかそういった条件的な拘束というものはないという理解でよろしいでしょうか。

○永山総合政策課長 この点に関しましては、協定の締結段階からじっくり話し合いを行いまして、県の導入、あるいは県内における普及について、日産自動車に拘束されるものではないということについては、日産側も十分理解していただいた上で協定を結んでいるということでございます。

○武井委員 わかりました。

次に、秘書広報課に移らせていただきますが、まず、人件費が入っているんですが、特別職2人とは知事と副知事だと思うんですが、知事会等への出席とか、知事の旅費とかはどこで見ればいいんですか。

○亀田秘書広報課長 旅費は、事項でいいますと秘書業務費の2,100万の中に入っております。

○武井委員 秘書業務費の内訳をお願いします。

○亀田秘書広報課長 秘書業務費の内訳を申し上げます。まず、知事、副知事の交際費、これが200万円でございます。特別職だけでなく秘書とか、我々一般職員も含めました旅費が753万3,000円、新聞とか資料の購入費あるいは消耗品、そういった需用費が440万9,000円、非常勤職員と臨時職員の報酬・賃金等が347万6,000円、

秘書業務費2,000万の主な内訳はそういったところでございます。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。広報なんですけれども、私どもの西村議員が一般質問でもいろいろ質問をしたんですが、今、非常にニーズとしてインターネットが伸びているとか、そういった媒体の中での力関係が大きく変わってきているにもかかわらず、県はなかなかそれに対応できていないというような話もあったんですが、実際に今年度、事業の中にいろいろと新聞、印刷、広報とか出ているんですが、そういった内訳等について、どのように検証があったのか、また見直しがされたのか、伺います。

○津曲広報企画監 今回の広報でございますが、2億円余をお願いしております。この中で媒体という格好でいきますと、インターネットの関連は、6の県ホームページ情報発信事業1,100万円余ですが、これは、ホームページの運営、サーバーのレンタル料、更新作業に係る費用だけが載っています。この前、本会議での議論の中で、日本全体の広告費が、紙ベース、新聞とか雑誌からインターネットの広告にかわったんじゃないかという御指摘がありました。実際、広告費が変わる、かかる経費が変わったわけじゃなくて、企業が執行する広告費が変わったということからこういうことになっているんだろうと思っております。私たちの今回の広報予算、県庁の広報の中でどういうものをどうやって使うかということは、この1から6までの中でやっているわけなんです。できるだけ県民の人たちが必要とする情報を迅速に、正確にお届けするというふうな格好で広報媒体を選んでいきます。基本的には、発信すべき県庁の中の情報、それと要請される時間によって媒体を選んでいくと

というのが現状です。一番速報を求められるものというのは、すぐ記者発表を行いましてテレビやラジオで広告をしております。これは、この広報予算の中に入っておりません。一生懸命PRをしていただく、媒体としては、インターネットも含めて、非常に速い媒体を使っているわけなんですけれども、記者発表でPRする部分については広報予算の中には入っていない。

次に、私たち、これ以外に、じっくり情報を読んでいただきたいということで新聞広告をやったり、テレビ・ラジオの県政番組をやったり、また取り出して1年間に何回も見ていただきたいというものにつきましては、県の広報紙をやっているということで、この印刷媒体という状況でございます。

**○武井委員** おっしゃることはよくわかるんですが、質問として、1から6までの内訳の中で変更であれば、ここを少し減らしてここをこうしたとか、そういったものがあつたのかということについてもう一点お尋ねしたんですが。

**○津曲広報企画監** 基本的には、金額を比較いただきますと、変わっていない。中身は一生懸命見直しをしているんですが、総額的には余り変えておりません。以上です。

**○武井委員** 新聞なんですけれども、もちろん新聞広報というのは非常に必要だと思うんですが、中を見ますと、例えば宮日新聞とかは非常にシェアが高いですから、こういったところに出していくというのはわかるんですが、実際的に見ると、極めてシェアの小さいブロック紙みたいなものというの中にはあるわけですね。そういった意味で、テレビでもそうですけれども、一律であるということにこだわりが、UとMには同じぐらい出してとかなさっていらっしゃるといのは、非常に気を使っていらっしゃ

るのはわかるんですが、一方では予算も限られている中で考えたときには、実際に一つ一つ費用対効果を吟味して、非常にシェアの小さな新聞というのは外していくとか、そういった形の対応というのはあつてしかるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

**○津曲広報企画監** 新聞広告につきましては、先ほど、課長から説明をいたしましたけれども、「県政けいじばん」というのは、毎月第2と第4の日曜日に出させていただいています。これは6つの新聞です。宮日、朝日、読売、毎日、西日本、そして夕刊デイリーが前の日の土曜日に出るんですけれども、このシェアにつきましては、非常に宮日が大きくて、いろんな新聞で小さいところがあるかもしれません。しかし、とっていらっしゃる新聞の中に県庁の広報が載っていないというのはちょっとつらいかなということで、宮崎で通常、日ごと発行されている新聞につきましてはの6紙という格好で、まことに申しわけないんですが、平等に今、執行させていただいております。それ以外に、県政の重要課題あるいはイベントの告知につきましては、また別途、企画広告をやらせていただいておりますが、これにつきましては、どうしても平等というのはなかなかとれないところございまして、基本的には宮日新聞と夕刊デイリーの組み合わせが一番多くなっております。以上であります。

**○武井委員** 今度、産経新聞が宮崎でも日刊するような話をしてはいますけれども、そういったのができれば、そこもまた載せていくというような形になるのか。

**○津曲広報企画監** 今、まだ企画書が来ておりませんので、また御相談をさせていただきたいと思っています。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。最後に、総合交通課に伺いたいと思うんですが、鉄道等の期成同盟会なんですけれども、日南線については、ことしは「海幸山幸」のいろいろな事業等もあるというのはわかるんですが、ほかの期成同盟会でも、例年、いつものような会議をして、いつものような内容でやってということで、実際に、そういったものの意味づけ、役割、そしてそれによっての実際の乗降客数の動向とか、これに対して県としてももっと積極的にこれを使って活性化させていこうという取り組みが余り感じられないんですけれども、どのような取り組みをされているのか、例えば吉都線とか、そういったことを伺いたいと思います。

○長嶺総合交通課長 今、委員御指摘の件でございますが、今回、新規事業で地域公共交通活性化対策事業というのを御提案させていただいております。従来、公共交通利用促進補助事業というのがございまして、今言われました日南線ですとか吉都線の利用促進協議会、こういったところのいろんなイベント列車の運行ですとか、沿線パンフの作成ですとか、そういったところの助成事業はやってきているところでございますが、おっしゃるように、その中でも利用者数が年々減ってきているという現状もございます。そういうこともございますので、今回、新規事業ということでそういう状況を少しでも打開できないかということで、ここに掲げておりますような、一つはターミナル駅での乗り継ぎ情報を各事業者、鉄道とかバスとか、その他地域の自治体とかが一体となって利用しやすいようなサービス向上をやったらどうかとか、また、そういう利用に取り組んでおりますいろんな団体、そういったところの活性化を図ってい

くとか、また、収益向上ということで、例えばバスの例で申し上げますと、青井岳、前は宮崎から田野までしかバスが行っていなかったんですけれども、そこを青井岳まで延ばした、保養施設とバス事業者が一緒になって利用者がふえたということもございますので、そういった一緒になってやるような事業を支援することで、これをやれば絶対ふえるという決定打はないかと思っておりますので、そういうものを地道にやっていくしかないのかなというふうに考えております。

○武井委員 最後に、日南線観光列車促進事業について伺いますが、日南線のというようなことがずっと出てくるんですが、いろいろJR九州の説明なんかを聞きますと、別に日南線に限らず、日豊本線とか吉都線とかでも運行できるということなんです、あくまでも日南線内で運行するということが条件なんです。

○長嶺総合交通課長 前提としては日南線ということで考えておりますが、例えば日南線の先の串間ですとか志布志とか、そういうこともございますし、旅行会社がほかの日豊線とか吉都線を走らせたいということであれば、それはまた随時、御相談をしていきたいというふうに考えております。

○武井委員 日南線の活用で、車両自体の活用というのを主眼に置いた助成事業だという理解をしてよろしいということですか。

○長嶺総合交通課長 基本的にはそういう形になるかと思っております。これが日南線観光特急という形になっているものですから、事業名としてはそういう形で使わせていただきました。

○武井委員 確認ですけれども、例えば、高鍋から日南まで使いますとか、そういった場合というのがあったときであっても、あくまでも日

南線内だけが出るということではなくて、全体として見て助成はできるという理解でよろしいですか。

**○長嶺総合交通課長** 金額につきましては、これを積算している中身といたしましては、通常、平時運行をやっております。そうしますと、臨時運行の場合は、いわゆるチャーターになります関係で、若干高くなります。利用される方が平日運行の料金とチャーターでやった場合の料金の間差額を埋めると利用しやすいんじゃないかという形で、日南線の南郷駅一宮崎駅間を前提に計算しておるものですから、今のようなケースの場合にどこまで支援できるかというのは、予算との関係もございますので、また御相談させていただきたいと思えます。

**○山内中山間・地域対策室長** 先ほどの質問の中で地域活性化促進費の減額理由をお尋ねいただいたんですけれども、先ほど申し上げたのは、16ページの一番上なんですけど、当初同士で5,700万が1,200万になった理由をお尋ねだったんですけれども、お答えしたのは、7,400万から1,200万を引いた分をお答えしてしまいました、具体的には5,700万と1,200万の差は、先ほど申し上げた元気のいい地域づくり総合支援事業の終期に伴うものと、先ほどは申し上げなかったんですけれども、離島活性化対策費、離島航路補助金、支援費があるんですけれども、ここを700万ほど減額したものであります。離島航路については、国の予算の措置ぐあい等を見て減額したものであります。訂正をいたします。

**○榎藤委員** 予算説明資料の16ページ、今、説明があったのが答えなのかなとも思いながらの質問ですが、離島活性化対策費というものの内容をお聞きしたい。

**○山内中山間・地域対策室長** 離島活性化対策

費1,037万2,000円の内訳としましては、今、離島航路の補助金、離島航路の赤字分を補てんするために国と県と市町村が補助をする仕組みにまず、なっております。その分の県の補助金相当分を1,037万2,000円のうち1,000万円予算措置をしております。残りは国等へのヒアリングですとか、当然、歳出の内容についていろいろ審査等がございますので、いわゆる事務費が37万2,000円となっております。

**○榎藤委員** それから、エネルギー対策推進費の3の融資制度、この1億6,000万というのは、金利負担とか、中身をお願いしたい。

**○永山総合政策課長** この融資制度につきましては、21年度から始めたものでございまして、21年度予算は、県が1億円、宮銀と太陽銀行が協調いたしましてトータルで3億円の融資を行うということでございます。県から1億円を拠出することで低利融資を実現するというので、利率、保証料を含めまして、通常、宮銀で4.6%程度のものを、2.9%まで引き下げて融資を行っていただくというふうな制度でございまして、来年度の1億6,000万円につきましては、まず、そのうちの6,000万円が、今年度の融資実績が約1億9,000万円でございます、その分の3分の1を引き続き拠出をするということで6,000万円、それから1億円については、新たな融資を行っていただくということで1億円を出すと。なお、来年度につきましては、宮崎銀行、太陽銀行にあわせまして、5つの信用金庫も融資に参加いただくということでございます。

**○榎藤委員** そうしますと現金支出は伴わないということですか。

**○永山総合政策課長** 実際に1億6,000万円を各金融機関に出します。そこに原資がございますので、低利融資を行っていただく、資金調達

コストのかからない1億6,000万円がありますので、低利融資を行っていただきます。ただ、年度末にはまたそれはお返しいただくということで、これは10年間のローンでございまして、最終的には全額返ってくるという形になります。

○権藤委員 わかりました。

それから、15ページの中山間地域の重点的・総合的な施策の中の1億800万、これは実際にはどんな事業の内容なんですか。

○山内中山間・地域対策室長 中山間地域等創造支援事業といいますのは、市町村の地域づくりに対する、具体的に言うと補助金です。地域住民と一体となったいろんな事業に対する補助金を内容としております。具体的には、地域創造計画というものを認定してやるというのが一番大きいものでして、そのほかには、例えば、広域で市町村がいろんな計画を取り組むものですとか、条件不利と言われる地域振興5法、簡単に言うと、過疎地域ですとか山村地域の市町村が計画するものに対する支援ですとか、そういうものになっております。

○権藤委員 今年度のいきいき集落は、先ほど説明をお聞きしたんだけど、私の感じとしてはそういうものも6で金額はたくさんあるので、カバーできる部分もあるんじゃないかなとか、それから、予算の勉強会が全協であったときに、対象地域の議員から300万ということに対して、フンじゃないけれども、そういう反応があったように雰囲気として見ていたんですよ。一連のものとして運用できるのであれば、細切れでやるにしては対象地域が何十カ所とあるような気がするので、それは運用の面でやっていただければと思います。

3の665万4,000円、これに対しては去年の清武のNPO法人に対しての補助の中身を聞いた

ときに、会員のパスポートみたいなものとか、そういうのが3万円ぐらいあったような気がしたんですよ。3万円だったかどうかわかりませんが、そういうようなものは余りお金をかけなくて、実際に派遣するんだったら派遣するとか、先ほどの説明を聞いていたら、延べ百何十人とかありましたから、そういうものは登録が済めば、実質的なものになっていくことが望ましいなという意味から、そのパスポートみたいな会員証をつくるとか何とかいった説明を聞いた記憶と、ことしの部分については実質的なものを想定しているんでしょうねという意味合いの質問です。

○山内中山間・地域対策室長 去年は新規事業でしたから、今年度は、例えば帽子でありますとか、今、御質問のありました会員証ですとか、当然引き継いでいきます。ただ、ボランティア保険については1年間限りなので、これは再度掛けていかないといけないと。そういうふうには内容的には十分見直したつもりで積算もしております。以上です。

○権藤委員 次に進みます。32ページの1億800万の韓国と台湾の助成事業、これは、21年度の当初予算でいくと8,700万、それが補正されたのか1億200万、今回は1億800万ということなのですが、韓国便はずっと行っているんだろうと思うんですが、韓国と台湾、その中身としては団体助成とかであれば、3カ月の休止等もあつたんで、今年度は1億いくんだろうとか、そういうことを含めて、それと、この1億800万の両路線の内容、助成金がどっちがどっちとかの金額ですね。

○長嶺総合交通課長 今の「みやぎの空」航空ネットワーク活性化事業の点のお尋ねだと思います。前年度当初予算が8,600万余、今回が1



かと思うんですが。

**○長嶺総合交通課長** 利用者数については、結果としてはどこの路線で何人利用しましたというのとは出てまいります。本会議でも利用者数については何団体の延べ何人という御報告もさせていただきます。これについては、結果としては、そういう数字を出すことにしたいと思っております。

**○権藤委員** これは予算ですからいいですけども、決算ベースでは、そこに余剰があるかどうかはわかりませんが、そういうものは条例みたいな形でやっているわけだし、お金ですから。

**○長嶺総合交通課長** ちなみに、21年度の予算で申し上げますと、団体利用補助金につきましては、2月19日現在でございますが、全体で216団体の延べ人数2,419人の利用がございまして、1,078万1,000円の補助金を交付しております。その内訳としましては、韓国が173団体の延べ2,027人、900万余、台湾が43団体392人の170万余という形で、把握はしておりますので、これはまだ中間段階でございますので、そういうデータのとり方はしております。

**○権藤委員** 次に行きます。委員会資料のほうの18ページですが、いろんな節電だとかやっておられるんですが、最近の話として、宮崎の飛江田で地元企業が誘致条例を受けてLEDの器具を大量に生産しようという動きがあるんです。昼休みに廊下等を歩くときに、県庁内は真っ暗なんですね。あれは精神的にもよくないんじゃないかなど。ああいうものに切りかえて、聞くところによると4分の1の電力でやれるというふうに聞いたりしています。それは向こうが言うんだから、そんなに効率がいいのかどうかわかりませんが、そういうもの等を検討していただいて、私は真っ暗というのは余りよくないよ

うな気がするんですね。昼休みは小さいほうにして、普通の仕事をするときはまたもとに戻すという方法等も、ことしの予算には間に合うかどうかわかりませんが、話を聞くと、あれをどんどん売ることによって電力量が下がるから、融資制度をつくれば、お金は本人たちは一銭も出さんでも、まだできていないと思うんですが、融資制度で切りかえができて、リースみたいなものですね。何年間かのうちには電気代とその工事費がチャラになるというようなシステム等もあるみたいですから、今後ぜひ、検討していただいて、一つには節電というものもあるでしょうし、もう一つには、昼休みの真っ暗というのは、私は、公共である以上は、昼休みも県民やら来られるから、そういうふうに思っておりますので、これは意見になりますが、検討していただきたいと思います。

**○永山総合政策課長** この事業によります県有施設の省電力化については、LEDが一番大きな要素だというふうに思っています。LED照明をつけること、あるいは反射板等をうまく使うことでより省電力化できるということで取り組んでいく、メガソーラーの立ち上げ支援のためにはあるんですけども、それに伴って県有施設の省電力化を図り、なおかつ、グリーン電力等を購入することで環境に県が貢献するというので、この事業の目的としては非常に高いところがあると。なお、昼休みの真っ暗については、私も決して気持ちがいいというふうには思っておりませんが、総務方の厳しい状況もございまして、いろいろ御相談をしていきたいというふうに思っています。

**○権藤委員** 最後になりますが、22ページの300万のいきいき集落の予算ですが、助成をしてあげることも大事だと思うんですが、これだけの

集落がそういうのをやろうじゃないかという気持ちを起こして、例えば、夜、焼酎を飲みながらでも、区の役員会があったときにでも、そういう発想でみんなが議論をしていくとか、そういうのが非常に大事だと思うんですよ。そういう意味では、助成の額とか内容とか、そういうもの等については、ちゃんとした歴史的なもの、神楽等については制度化されつつあるのかなと思います。それ以外にも、昔やっておったけれども、今はやっていない運動会なのか何なのかわかりませんが、そういうものを地域でやろうじゃないかという気を引き起こすためには、金額は細切れでいいけれども、対象地域の議員さんがつけてもらって喜ぶような、実績を見ながら、出てこないかもわかりませんが、今後については、市町村等の意見も聞いて、できるだけ、これだけの対象地域があるんだったら、もう少し多くてもよかったのかなという印象がありますが、実績を見ないとわかりませんので、そういう要望をしておきたいと思います。

**○押川委員** 今も話が出ておりますけれども、いきいき集落のことについてももう少し質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、今ありましたとおり、15市町村84集落等々で今、中山間地を、自分たちの集落を生き生きさせようということで取り組んでおられるわけでありまして、ありましたとおり、他の集落のモデルになる事業ということで、さらに今回、84集落の皆さん方がそれぞれ提案を出されて、その提案に沿って最高で100万、300万という予算をつけられておるわけでありまして、これが、今もありましたとおり、84集落の中で10集落ぐらい出たとしたときには、どういう選定なり、地域バランスを見た中での最終的な選定をされるのか、そこあたりがあればお聞かせ願いたいと

思います。

**○山内中山間・地域対策室長** 「いきいき集落」活性化推進事業につきましては、確かに、現在、15市町村84集落を認定しているところですが、基本的には、住民主体による元気な集落づくりを推進すると。こういうふうな表現はよくないかもしれませんが、補助金交付終了と同時に活動自体も少し下がっていくというようなことではいけないのではないかなと。ですから、継続的な取り組みがどうしても必要だと。そうはいったものの、やっぱり支援をするということになれば、いろんな提案はあるんだろうというふうに考えておりますけれども、その84集落の中で、認定に当たっては、例えば、こういうことがしたい、神楽、伝統芸能の継承がしたい、もしくは草刈りをずっと定期的にやるんだ、そういうようなことで取り組む内容については、温度差というのはばらばらでございます。中には、よく知られておりますけれども、五ヶ瀬町の桑野内の夕日の里づくりでありますとか、結構、農家民泊で海外からも宿泊客が来るようなところから、でも、その地域地域においていろんな形態があるんじゃないかなと。そういうものに対して取り組む状況というのは確かに違いますけれども、その中でモデルとなるようなものにして支援をしていきたいというふうに思っております、非常に難しいんですけれども、実際に出てきて、その中からというようなことで、お答えにはならないかもしれませんが、今のところは、住民主体による元気な集落づくりが基本なんだというところで選定をしていきたいというふうに思っております。

**○押川委員** 今言われたとおり、出てこないかわからないということは理解できるんですが、その中でも出てきた段階で、なかなか指定しづ

らい部分もあるかもしれませんが、例えば、県北あたりを見ただけでもこれだけ固まっている、あるいは県央、県南を見てみると、少ないという感じがあるけれども、その中でも地域を生き生きする事業というのは取り組んでいるわけでありますから、例えば、この300万の予算の中で3つないし4つの集落を限定されるとした場合に、偏り等が出てくるのではないかという感じもあるものですから、もちろん、出てきた段階での皆さん方の指定になっていくが、そのときのバランスとか、地域はどうするのかということをお聞きしているんですから、いろんなところで出てきたときの対応はどう考えられるかということで、県北、県央、県南等々の提案によって、そんなに差がなければ、そういったバランスあたりは考えられるのかということで質問していますから、そのことについて、もしあれば、お考えをお願いしたいと思います。

**○山内中山間・地域対策室長** 現時点では、先ほど御説明申し上げたように、事業としてもう成り立っているところから、そうではなくて日常生活の中でこういうことに取り組みたいというようなこともございまして、地域バランスということなんですけれども、具体的には、現在、北のほうが確かに多いですね。いきいき集落の認定というところの周知も必要だとは思っておりますけれども、実際は、やっぱり皆さんが考えていただいて、私ども県としましては、この前、いきいき集落研修交流会というのをさせていただいたんですけれども、具体的には、お互いがお互いを知るといって、それによって、あそこではこんなことをしている、ここはこんなことをしているという事例発表とか、パネルディスカッションを含めまして、参加した方々から

は有意義だったというふうなお声もいただいております。そういうことで、地域地域に応じたやり方があるんだろうと思っております、具体的に県南から1つ、県北から1つというふうには今のところは考えておりません。モデルとなり得るような事業に対して支援をしていきたいというふうに思っております。

**○押川委員** モデルになるための募集をされるわけでありまして、現在、いろんな形で取り組みをされている実績のあるところでありまして、そういう中で選定というある程度の基準というものがなければ、何を目標にして提案をして、最終的に皆さん方が判断されるのかわかりませんが、何らかのそういうものがあってもしかりではないのかなということで私は質問しているんですけれども、そういうことで回答をいただくとありがたいなと思います。

先ほど権藤委員からもありましたけれども、例えばこういう事業が各地域でモデルとなるものがもしも多くなってきたときには、予算あたりもまたつけられていくのか、そこあたりも興味があるものから、まず、選定はどうなんだ、地域バランスはどうなのかなということから入っていかないと、ちょっとおかしいんじゃないかなと思いますから、今の段階でわかっている範囲の中でお答えをいただければありがたいなと思います。

**○山内中山間・地域対策室長** 今のところ考えておりますところは、具体的には、モデルとなり得るような、確かにわかりにくいんですけれども、例えば、出していただいたときに実現の可能性であるとか、当然、残り4分の1負担がございまして、その資金の手当ては確実にできるのかとか、そしてまた、それに対して計画はあるんだけれども、地元での取り組みとし

での体制はしっかりしているかとか、そういうようなところを見ていかざるを得ないのかなというふうには考えております。

**○押川委員** 最低、提案をされる集落、地域というのは、この事業に手を挙げようとするれば、そのぐらいのことは考えていらっしゃると思うんですよ。ではなくて、選定あたりの基準とか、そういうものがあれば教えてくださいという趣旨でありますから、これに近寄れる何かで判断の材料になるようなものがあるのかなというものがありませんから今、お伺いをしているんですが、これ以上ないということでもいいんですか。ただ上がってきたのを皆さん方が協議をされて、それがモデルになるかならないかをただ簡単に決められるというものでいいんでしょうか。

**○山内中山間・地域対策室長** まずは内容ですけれども、そうはいったものの、確かに、地域ごとのバランスというところは、やっぱりモデルとなるわけですから、近くにあって見に行けるというようなことも多少は必要かなと思いますけれども、全く地域バランスを考えないか、そういうことも一つの構成要素にはなるかなというふうには思っております。現時点では、まだ予算案の提案をしている段階でございますので、御意見も踏まえながら、検討していきたいというふうに考えております。

**○押川委員** 現段階では採択要件あたりはないということでもいいですね。

**○山内中山間・地域対策室長** 今申し上げた内容ぐらいで恐縮なんで、今から御意見をいただいた中をいろいろ考慮しまして、検討していきたいと思っております。

**○押川委員** 西都、西米良あたりでもかなりこの事業については取り組みもすばらしいし、いような状況がありますから、恐らくそういう

意味で、地元議員ということでそういう発言もさせていただきましてし、先ほども権藤委員からもありましたけれども、こういうものが功を奏して、普及がどんどんされるということになれば、また新たにそういう予算あたりも増額をしていただくとか、そういうことに対しても検討をお願いしておきたいと思っております。

それから、31ページの広域交通ネットワーク推進費であります。3の物流・海上輸送対策の(2)2,165万4,000円ですが、これは、県内発着する船とかトラックあたりに補助をするという説明だったと思っておりますけれども、もう少し具体的にお話をさせていただきたいと思っております。

**○長嶺総合交通課長** 今のお尋ねの宮崎県物流効率化支援事業でございます。これは、今年度も実施しております。引き続き実施するものでございます。事業の中身でございますが、まず、対象となる輸送機関につきましては、県内の港湾を発着する海上定期航路、内貿、外貿両方でございますが、それから県内の貨物駅、具体的に言いますと延岡駅、南延岡駅、佐土原のオフレールステーション、ここを利用して出すJR貨物が輸送機関になります。対象となる貨物でございますが、これにつきましては、まず、新規に発生をした荷物、例えば、企業誘致等で新たに発生したというような荷物、それから、トラック輸送からモーダルシフトということで、大量輸送機関にシフトした荷物、これは県外の港から宮崎の港にシフトしたというものも入ってまいります。さらに、従来から県内の輸送機関を使っていた場合にも、荷物がふえる場合、例えば、今まで一定量がありまして、取扱荷物量がふえましたとか、そういう増加貨物も対象にしているところでございます。補助対象者となりますのは、荷物を出す荷主、プラス、トラッ

ク業者等の輸送機関、これが共同して申請をするという形にしております。対象輸送期間は6カ月、これが最大期間ということで考えております。1申請について限度額を定めておりまして、500万円という限度額でございます。申請する際の単価でございますが、例えば、わかりやすく言いますと、コンテナで申し上げますと、海上輸送の場合が20フィートコンテナで1本5,000円、JRコンテナでございますと、12フィートゴトコン、これが1本3,000円という単価で計算をしております、そういう中身で支援をしていくと。そして、モーダルシフト、県内からの発着荷物を荷寄せとして集めることで、県内の大量輸送機関への荷物の集約を図っていくということで実施しているものでございます。

○押川委員 新規貨物というものは、どういうものが考えられるんですか。

○長嶺総合交通課長 一番わかりやすく申し上げますと、従来、宮崎になかった企業が県外から県内に移ってこられるか、新規に発生したとかという場合に、新たな荷物が発生します。新規貨物ということになります。

○押川委員 新だから誘致企業の新しい品物ということで理解をしたいと思います。

それから、荷物がふえた場合、増加も対象だということで、これは農畜産物あたりもその対象には入るわけですか。

○長嶺総合交通課長 貨物の種類は問うておりません、さっき言いましたように、大量輸送機関を使うということが要件になっておりますので、何を運ぶかということは別に問題ありません。それから、新規貨物、先ほどわかりやすい例で誘致企業と申し上げましたが、例えば、既存企業でも、トラック輸送から新たにモーダ

ルシフトでなった場合は、新規貨物になりますし、例えばモーダルシフトをやっていたらやっぱり他県の港を使っていたらやっぱり宮崎の海上定期航路を使うという場合も、それは新規貨物として分類をしております。

○押川委員 後、多分、関連で福田委員のほうからあると思いますから、大体内容は理解させていただきました。

それから、32ページの地域バス再編支援事業ということで2,830万円、先ほど、コミュニティバスの助成等だという説明だったというふうに思いますけれども、これは、22年度、例えばコミュニティバスあたりを導入しようという市町村等があるのかなのか。

○長嶺総合交通課長 地域バス再編支援事業についてでございますけれども、これにつきましては、今年度新たにこの事業で運行を開始するということではございません。これは平成19年度から順次取り組んできているところでございますが、運行を始めた2年間を支援するというので、今回は20年度中に運行を開始されたところの2年目に当たるころの支援という形になるところでございます。

○押川委員 わかりました。

◎地域公共交通活性化対策事業ですけれども、この事業概要の(2)、地域の公共交通は、みずから守り、育て、ひいては活性化につなげていく、積極的に活動を行う市町村、団体等に助成をするということでありますけれども、もう少し具体的にこの中身を教えていただければありがたいと思います。

○長嶺総合交通課長 今のお尋ねでございますが、これにつきましては、これは公共交通機関でございますので、鉄道とかバスとかが考えられるわけでございます。鉄道で言いますと、先ほ

ど武井委員のほうからもありました、吉都線だとか日南線とかの利用促進協議会等がいろんな事業に取り組んでおられますので、それに支援をすとか、バスで言いますと、地域の団体の皆様でも結構ですし、市町村のほうでも結構なんですけれども、例えばコミュニティバスを運行されるときに、コミュニティバスの時刻表をつくったりとかいったものにも支援をしていくという形を考えているところでございます。

**○押川委員** これは助成だから、そういう時刻表あたりをつくる、それ以外に幾らかのお金を助成すとか、例えば、燃油等の助成とかということも考えられるんですか。

**○長嶺総合交通課長** これは、今言いましたように、公共交通機関の利用促進を働きかけるという形でございますので、いわゆる直接的な運行事業者に対するものにつきましては、先ほど言われました、例えばコミュニティバスですと、地域バス再編、そちらのほうで運行費の補助をやりますし、また、その他の生活交通路線については、国と県と一体となって運行費の補助をやっておりますので、この新規事業の地域公共交通活性化対策事業では運行費支援は考えておりません。

**○押川委員** わかりました。

(3)ですけれども、交通事業者と商業施設、保養施設等の集客施設やその他の関係団体等が連携して収益性向上につながればというようなことで助成をされるということでもありますけれども、これは、交通関係者と商業者との関連の中で、そこで何か行事を持つとか、あるいは温泉とか、そういうものに対してでも収益性向上につながれば助成があるとか、そういうことで理解していいんでしょうか。

**○長嶺総合交通課長** この支援として考えられ

るものとしては、例えば、公共交通機関を利用して集客施設を訪れた利用者に対しまして、その集客施設の割引券とか抽せん券とか、ないしは利用ポイント割り増しとかいうような、バス事業者と集客施設ないしは保養施設とかがキャンペーンをやられるときに、そのキャンペーンをやられる経費等について支援をしていこうということ、それによってバス路線を定番化して行って集客につながっていけば、結果として保養施設なり集客施設も人がふえるんじゃないかと、かつ、自家用車使用からバスに転換できるんじゃないかなというようにも考えているところでございます。

**○押川委員** 自家用車も含むということで理解してよろしいですね。

**○長嶺総合交通課長** ここは自家用車使用は含めておりませんで、あくまでも公共交通機関とタイアップしたようなもの、利用促進につながるものということで考えております。

**○押川委員** 期間は1年間ということでしょうか。

**○長嶺総合交通課長** 新規事業のほうは補助事業として支援するというので、今年度支援という形で考えております。

**○押川委員** 先ほど、ちょっと言い忘れましたが、広域交通ネットワークの(2)の物流効率化支援のところではありますが、6カ月ということでありましたけれども、いつから申請される予定なんですか。

**○長嶺総合交通課長** これにつきましては、去年も実施しておりますので、PR等は大分行き渡っておるんじゃないかと思えます。ちなみに、21年度は、制度設計をいたしまして、たしか5月過ぎから募集をかけたということで、1月過ぎには予算満額申請がございまして、そう

いう状況でございますので、予算成立をいたしましたら、できるだけ早く募集をかけていきたいと思っています。

それから、関連してでございますが、先ほど、農産物輸送の話がございました。農産物の輸送については、農政水産部でも補助事業を持っておりまして、そちらの事業を活用された場合には、ダブル支給ということはございませんので、ちょっと言葉足らずかなと思われましたので、補足させていただきます。

○押川委員 わかりました。

最後にしますけれども、鳥獣被害対策緊急プロジェクトでありますけれども、これも今度、副知事をチーム長とされて中山間・地域対策室が中心になれるんだろうと思いますけれども、それぞれ農政あるいは環境森林部のほうで具体的な事業は行われるわけでありましてけれども、最近、猿害が相当ひどくて、西都あたりでも、西都原の公園近辺の集落あたりも出てきておるといような状況で、代表質問のときにも稲穂をしごくと言いましたけれども、スイートコーンなんか口にくわえ、両わきに挟み、7本か8本ぐらいは食べた後に持って帰るといような被害もあるということでありますから、こういう形の中で、新しく特命チームをつくっていただいて、いろんな対策を振興局なり、あるいは市町村、森林組合とか、いろんなところで連携をしていただいて取り組んでいただくと本当にありがたいなと思うんですが、ただ、いろんな成果をここで吸い上げて卓上で議論をして、それをフィードバックして、また市町村や関係団体等の対策あたりにどういうふうに反映をされるのかなという気がするんですね。ただそういう組織はつくられたが、いろんな情報は吸い上げるけれども、相当時間がかかってくる。今、

現場で必要なのは、今出てきたものにどう対応するかということが一番大事であって、そこらあたりの対策はの中でどう理解をしていけばいいのかなということが引っかかっておるんですよ。だから、ここで話すことじゃないかもしれませんけれども、それぞれの対策の中できちんと環境森林部でも農政でもそういう説明はあるんでしょうけれども、総合企画の中での中山間・地域対策室がどうこの役割を果たしていくのか、そして、そのことをどう各部局につなげながら成果を上げていくかということで何かお考えがあれば聞きたいというふうに思います。

○山内中山間・地域対策室長 まず、具体的に現場で何が起きているかというのを把握して、24ページの資料のスペシャリストの招聘ということで、実際、現地に行って現地調査をして、具体的には、具体の展示圃をつくってというふうなことも含めて、それから、現地での研修会、地域別研修会、それと、やっぱり1人ではできませんから多くの人に、右側の新たな視点による鳥獣被害対策のポイントで先ほど御説明しましたけれども、まず、みんなが同じ知識を持つ、具体的には、今まではどうしても被害が出る時とさくをつくらないかん、数が多いから捕獲せないかんといような形だったんでしょうけれども、それではなかなか効果が——現実的にどんどん被害が出ているという中で、何で鳥獣がふえたのかという、現場でいきますと、育てている野菜がとられると怒るんだけど、例えば放置してある柿の木だったら食べても、まあ、いいかといような形で今はどうしても過ぎていて。それでは、結局、幾らとってもきちんとえさを食べて丈夫に育て、子供もどんどん育つので、とってもとっても減らないといような悪循環になっている。そこで、えさを

みんなで撤去しないと、かわいそうだから上げようかという人がいると、せっかくやっている対策がなかなか効果がない。それをみんなでやるんだと。そのためには、どうしてそうなのかというのをみんな同じように理解していただいて、えさを完全に撤去していく。なおかつ、基本的には、いろんな専門家の方にお聞きしても、鳥獣というのは臆病だと。隣に来ているのに要らない柿だったら追い払いもしない。それをやっぱり追い払わないかん。人間は怖いんだ、車も怖いんだというようなことを鳥獣に覚えてもらうと言うとあれですけども、怖いものだというふうに認識をさせるためにも、みんなが追い払うというような形で進めていきたい。

確かに、方針を決定する中山間・地域対策室としてはそうなんですけれども、まず、この考え方を、できましたら委員の方々にも十分わかっていただいて、そして地域に帰っていただいてそれを広めていただきたいというふうに思っております。

**○押川委員** 最後にしますが、猿も学習能力が高いということでありまして、人がいないときに活動をするというのが習性みたいでありますから、ここが一番厄介だと思うんです。言われることも我々も十分理解をしております。せっかく副知事が特命チーム長でありますから、知事の言葉どおり、スピード感を持ってこの問題は対応していただかないと、恐らくいつまでたっても、対策は立てるけれども、なかなか結果としては見えてこないというのが現状じゃないかなど。予算の対価があらわれるような形の中で、今回、新しい事業でしょうから、ぜひ、頑張ってくださいますようお願いをしておきたいと思っております。

**○高橋委員長** まだ質疑はあるでしょうから、

その後の質疑は午後1時再開後にお受けしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

---

午後1時7分再開

**○高橋委員長** 委員会を再開いたします。

質疑を求めます。

**○福田委員** まず最初に、16ページの太陽光発電システム導入促進事業、これは県に非常に希望の多い事業でしたから、時宜を得ていると思って喜んでおるんですが、一面、コストを考えるんですね。補助がつくからということだけで県民の皆さんが飛びつく可能性があるし、それを逆手にとって格好のビジネチャンスとして業者が売り込んでいく、こういう現象が全国各地で見られているようです。実は、私、近くに非常に小まめに資料を統計している人がおりまして、聞きに行ったんですが、一般家庭で大体標準的なパネルの2倍設置して、そして、そこは息子さんがそういう会社にお勤めだそうできて、社員価格で設置して大体今の計算で15年かかるといいますね。一般の方は恐らくその半分の設置パネル数で、金額も高いですから、20年ぐらいいかなと思いました。先般、執行部も一緒に行かれましたが、山梨県の北杜市の世界じゅうのパネルを集めての比較、電力転換効率の試験がなされておりましたが、あそこで関係者に聞きますと、20年という耐用年数、これは厳しいんじゃないかという話もございまして、そういう面では、これは個人がみずから申請するわけですから問題はないんですが、コストをよく計算して参加されるように、一面はやはり注意を促していく必要もあるのかなというふうに最近の熱気あるブームを見て考えているところでござ

いますが、その辺はどう考えておられますか。

**○永山総合政策課長** 御指摘のように、コストの面もそうなんでしょうけれども、粗悪な工事であったりとか、無理な売りつけであったりとかというさまざまな事象が生じているということはございます。そういう相談も、県内にというわけではありませんけれども、全国的にあるということで、関連する業者に対しましては、窓口となっている住宅供給公社を通じて、このようにいろんな事案があることを承知した上で、しっかり発注者に対して説明をした上で工事を行うようにということについては周知を図っているところでございます。

**○福田委員** 太陽光発電も環境対策としてはすぐれたものでありますが、一面では、本県がかつて全国普及率ナンバーワンになりました太陽熱、今度は農政水産部、こちらのほうでもおやりになりますが、これのかなりハイレベルなものが出てまいりまして、恐らく環境対策、CO<sub>2</sub>削減ではこれにまさるものはないだろうと言われているものが、大体太陽光発電施設の3分の1から4分の1で設置できて、一般家庭の熱需要の3分の1ぐらいを賄える、こういうことがこの前、ある全国紙にも特集されておりました。この辺を東京都がいち早く取り上げて取り組むようではありますが、東京は、どちらかといいますとマンションが多くて戸建てが少ないですから、その設置については我々地方よりも難しいと思うんですが、そういうところが取り上げることでありまして、将来、マンションへの設置義務も課せられるんじゃないかということが出ていますから、本県においては、かつてのローテクの太陽熱温水器時代に普及した経過がありますけれども、ちょうど更新期に来ていますから、これにつきましても、環境対策、C

CO<sub>2</sub>削減に大きな力を発揮すると思いますから、ことしの予算には顔を出しておりませんが、ぜひ、もう一回考慮いただきたいと。これは、一般家庭、そして産業用をあわせまして、私はその比較試験をやろうと思って、私の関係しています福祉施設のデイサービスに今度、設置するようにしました。データをとろうと思ってはいますが、恐らく、期待の数字が出てくるんじゃないかと思っては、ぜひ、その点はお考えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

**○永山総合政策課長** 委員からお話がありましたように、農政水産部で三鷹光器と組んで太陽熱利用をやっているということで、特にあそこの集光技術を生かしてということがございます。これは、私、農政にいた時代からかかわってきましたので、非常に大きく期待を持っているところです。熱の利用、世界的に言うと太陽熱発電が2050年程度には主流になるのではないかというふうな御意見もございますので、まさにサンベルト地帯にある宮崎においては、太陽光だけではなく、熱をどう使うのかということについては、しっかり取り組んでいきたいと思っています。どのような具体的な制度ができるのかについては、今後検討させていただきたいというふうに思います。

**○福田委員** よろしくお願ひします。

続きまして、21ページ、きのう、押川委員からも出ましたが、広報関係、IT時代とは言え、かつての紙による広報というのは圧倒的だと思います。そこで、他県のいろんな同じようなケースを広報関係で見ますと、せんだっては神奈川でしたか、行きましたが、県民の皆さんが、県の広報が来ているとあって、すぐとって読めるような紙面づくりが工夫されていると私は考えました。今、自治会を通じまして県の広報等が

配布されているわけでありますが、その中には、私は宮崎市ですけれども、宮崎市の広報、あるいは私は合併した地区にありますから、その特別区の広報、それから、またさらに小学校区単位の広報、いろんなのが入ってくるんです。一目瞭然、比較をするんですが、残念ながら、読みにくいなと思ひまして、高齢化社会にも向けていきますから、内容もさることながら、もう少し大きな紙面を使ってやられるのがいいのかなと。神奈川は一回りか二回り大きくなりました。神奈川で関係者に聞きましたら、うちは少し変わったことをやらないと、政令都市の横浜がいつも県の存在感として上回っているから努力しているんですよというお話を聞きまして、宮崎でも人口の3分の1を中核市の宮崎市が押さえるような格好になりますから、ぜひ、私どもの広報も、せつかくお金を使うわけですから、存在感のあるものにしてほしいと考えております。

**○津曲広報企画監** 御説明します。本県の広報みやざき、今、2カ月に1回、年に6回という格好でやっております。当初、広報みやざきも大きさをいろいろ変えてみたりしたことがあります。新聞の半分の大きさ、タブロイド判と言うんですけれども、昭和52年ごろはその大きな紙面を配っていたんですが、実は配られる段階、自治会のほうで大きさを小さくしてくれないかと、まず、市町村の役場で分ける段階で、あのころはA5判というのが主流だったんだそうですが、その大きさまで折り畳んでしまうと。それで、平成6年になりまして、A4判という、今、皆様にお配りしているいろんな資料のサイズにほとんど統一をさせていただいたというような格好がございます。私たちも見やすくして、いこうということで文字を大きくしたり、字を

少なくして、一目で形がわかるような図とか流れとか表とかを使わせていただきまして、一生懸命見やすくして頑張っているところですが、見づらいと言われると、きょうは担当は来ておりませんが、困ったなという状況かと思ひます。今後も、知恵を絞りながら一生懸命頑張りたいと思ひています。よろしくお祈りいたします。

**○福田委員** 私が言うんじゃないんですよ。私は、自治会にも配布料を払っているわけですが、配る立場よりも読む立場を重視して考えていただきたいと思ひます。これは要望です。

続きまして、31ページ、押川委員から出ました物流効率化支援事業ですが、これは継続しての事業でありますから、喜ばしいことだと考えておるわけでありますが、私は、過去の物流に対する執行部の取り組みの中で、ちょっと小さ過ぎるんじゃないかなと。私は、歴代の各知事の物流に対する取り組みを若いときから見まいましたが、黒木知事時代、松形知事時代、全部が全部成功したとは思ひませんが、その延長線上で全く進化をしていないと思うんですね。進化をしていないどころか、今の時代の変革についていけなくて、退場をしてしまった海上輸送ルートもあるわけでごさいます。宮崎県の物流にとって何が大事かということを考えますと、今ある施設で、今ある手段で利用していただければこれこれしかじかの補助をつけますよでは、余りインパクトはないのかなと、こういうふうな物流の現場におりまして考えておるんです。皆さん方にはそんなにダイレクトにいろんな意見は入ってこないと思うんですが、どうも県の対策が弱いと。例えば、中座しましたテクノスーパーライナーのときでも数億円使って、これは県の予算だけです。あのときは、外部のテクノスーパーライナーを使おうとしておっ

た団体等には30億円以上の先行投資をさせたんです。それがポシャったんですよ。その後、鳴かず飛ばずで来たわけですね。でありますから、もう少し抜本的な物流改革についての方針を打ち立てておやりになる必要があるんじゃないかなということ、何回も何回も口を酸っぱくお話をしまして申しわけなく考えるんですが、本県はどうしても物流問題を解決しないことには経済浮揚が難しいわけですから、ぜひ、明晰な頭脳をお持ちの方々ばかりでありますから、やってほしいと、このように考えております。いかがでございましょうか。

**○長嶺総合交通課長** 本県の物流対策についてでございます。委員御指摘のとおり、本県は大都市から遠隔地にあるということで、海上物流を含めた大型輸送機関の充実ということは、本当に長く県の課題として取り組みをさせていただいているところでございます。そういうことで、今の知事が就任いたしまして、一昨年7月ですか、物流対策本部も立ち上げました。その中でいろいろ各部連携して、また民間とも連携いたしまして、取り組みをしているところです。その中の一つの成果として荷寄せの支援という形でこの物流効率化支援事業というのも実施させていただいて、21年度導入いたしまして、先ほど押川委員のときにも少し御説明させていただきましたけれども、2,100万の本年度予算については、1月で募集停止をするぐらい利用させていただいたという状況も出てきております。確かに、インパクトという意味ではまだまだという部分はあるかもしれませんが、今回、新たな企業の進出というものも視野に入っておりますし、農産物につきましても、農政水産部を中心に今、集荷体制の見直しというんでしょうか、集荷のやり方とか、そういうことも含め

て検討はされているというふうに聞いておまして、また、それに対する支援事業も考えていらっしゃるようでございますので、各部と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○福田委員** 目の前の対応についてはよくされていると思うんですね。しかし、10年近く放置されていますから、これはJRの問題や海上輸送の問題ですよ。新規事業でそういう取り組みの姿勢が出てくるぐらいの時期だと思っておるものですから、ぜひ、強力な取り組みをお願いしておきたいと思っております。

もう一つ、関連しまして、航空関係の国際線の維持については御苦勞されまして、地方空港にしては珍しく海外2路線を今、持っているわけではありますが、これに1億つぎ込んでいるわけですから、2,000万ぐらいの宮崎県の物流に対する手当てじゃちょっと少ないというふうに感じます。そこで、空のほうも大事なんですけど、けさ、非常に気になる新聞記事が出ていました。宮崎空港はローカル空港では成績がいいと、三重丸はもらえんけれども、二重丸ぐらいもらえる内容の空港だということで自負をしておりました。そうしたら、新聞に需要予測の3分の1ぐらいしかとないと書いてありますが、私はこの新聞の数字には反論したいんです。というのは、宮崎は854万という予測数字が書いてあるんですが、そういう予測の根拠とは何ですか。

**○長嶺総合交通課長** 需要予測でございますけれども、これについては、国のほうで出しているというので、私どもも当時の状況はつぶさに承知しているわけではないんですけれども、きのう発表されました資料によりますと、需要予測をされたのが昭和65年とかいう数字になっているようでございますが、その当時、

宮崎ですとか、稚内、高松、松山あたりが同じような予測をされていたようでございます。稚内もきのう、報道で出ておりましたけれども、需要予測からかなり低いというようなことで、この当時の需要予測が、経済の情勢の中で、結果としてこういう各空港が乖離が大きくなった形になっているのかなということで、詳細までは把握をしておりません。

**○福田委員** これは地方からの基礎数字がもたなくなって出ているわけですから、私はリゾートのときの数字からやられたのかなと思って、とにかく、実際の乗降客の数値というのはそんなに遜色はないんです。あの空港の規模からしておかしくないんですよ。ところが、需要予測の基礎数字がでたらめに大きいものですから、こういう評価を受けるのかなと、心外に思っておるんです。そこで、1億円の国際線の路線維持の問題も絡んで、私は羽田の国際化が着実に進むと思うんですね。そうしますと、日本全国の国内航空のバズ空港としての羽田、羽田からまた海外への路線、これを考えますと、また我々がせっかく開拓した国際線についても厳しくなってくるんじゃないかなという気がしておるんですが、その辺を見込んでの対策等はお考えになっているんですか。これは、国交大臣あたりの発言の中で現実のものとして出ていますね。

**○長嶺総合交通課長** 国際線の維持についてでございますけれども、確かに、今、航空行政が非常に変化が出てきておまして、羽田の国際線枠についても拡大するような動きが出てきております。ただ、全体的に見ましたときに、宮崎は東アジア中心ということで、ソウルと台北と結んでおるわけでございますが、今の羽田の発着枠、40万回ぐらいだったと思いますが、それがことしの秋、最終的には10万回ぐらいふえ

ていくわけですがけれども、その中でも完全にそこに集約するということは難しいだろうというふうに思っております。その中で、地理的に申しますと、九州はやっぱり東アジアに近いということからすれば、この東アジアに向けての国際線というのは、羽田経由というよりは、九州から行ったほうが距離的にも時間的にも利便性が高いというようなことになるんじゃないかなということをもとに考えておまして、そういう形の中で、いかに今ある路線を皆さんに活用していただくかということが大事になっていくということで、いろんな施策で利用促進をやっているということかと思っております。

**○福田委員** 課長おっしゃるとおり、本県としてはそういう考えで取り組む方向でしょうけれども、私は、お客の動向は、羽田あたりを経由した海外旅行、ここあたりに集約してくるんじゃないかなという心配をしておまして、その場合、本県は羽田―宮崎間はかなり便数も多いですから問題ないんですが、航空会社の財務体質が極端に悪くなっていますね。1社は倒産に近い格好ですね。100%減資の会社ですから倒産ですね。ああいう状況ですし、なかなか国内線についても、需要のないところには飛べないという格好になっていますから、今までは政治力をもってカバーできた点もあるんですが、これが全く通用しない時代になってきましたから、その辺は、国際・国内両路線ともしっかり見ながら、バランスよく政策を打ってほしいというふうに考えております。以上です。

**○高橋委員長** ほか、ありませんか。

**○前屋敷委員** 説明資料の14ページですが、県計画総合推進費の中の4のスポーツメディカル・サポートシステム推進事業、これは2年目の事業になると思うんですけれども、この事業

の中身とことしの成果といたしますか、そういうのと、予算そのものも新年度はちょっと落ちている状況がありますので、その辺のところを御説明ください。

**○永山総合政策課長** スポーツメディカルに関しては、今、県内で2つ大きな動きをしています。1つは、大学とか民間病院、あるいはスポーツ関係団体が連携したスポーツメディカルのサポートの体制をつくっていかうという動きでございます。サポートであったり、あるいはチェック体制、こういうものをつくっていきたいというのが1つあります。それから、宮崎大学を中心としてさまざまなデータの解析等を通じて、スポーツ障がいの疾病の解明をしていかうというふうな動きがございます。この事業そのものは、宮崎大学のそういう研究をサポートしながら、スポーツメディカルのシステムを構築していくための準備を行うというところでございます。今年度については、非常勤職員を雇用いたしまして、特に、宮崎大学との情報交換を中心に行ってまいりました。ただ、まだ十分にシステムを構築するところまでは至っていないという状況でございます。来年度は、そこをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。具体的には、大学、医師会、看護協会、スポーツ関係の方々とのネットワーク形成をしっかりとやっていく、あるいは情報が発信できるようなシステムがどうあるべきなのかということについて、しっかり検討をしてみたいというふうに思っています。そのためには、ことしうまくいかなかった原因が、ターゲットをどこに絞るかというところがうまくいかなかったというところがあります。プロスポーツを対象にするのか、アマチュアスポーツなのか、それとも小学校のスポーツなのか、あるいは市民スポーツなのか、かなり

やり方も変わってきますので、大学側ともしっかり話をしながら、あるいは医師会とも連絡をとりながら、少し焦点を絞る形にしながら、どこかを取っかかりにしてシステムをつくっていくという作業を来年度は行っていきたいというふうに思っております。

**○前屋敷委員** 臨時職員の雇用ということでしたけれども、何名ぐらい。

**○永山総合政策課長** 今年度、非常勤職員1名雇用いたしました。予算では、もう一人臨時職員を雇用する予定でしたけれども、今申し上げたように、十分な動き、発展までいきませんでしたので、非常勤職員の1名雇用でございます。来年度も専門の非常勤職員ということで1名雇用をして、当然、我々が実際には一緒に動きながらシステム構築の可能性を探っていくという作業になると思っております。

**○前屋敷委員** スポーツというのは、県民の関心も高いし、年齢幅も非常にありますので、そういった意味では、どこに焦点を絞るかというとなかなか難しいと思うんですけれども、私としては、県民すべてにスポーツそのものが定着できる、日常的にそういうことに触れ合えるような、そういうものを想像はしていたんですけれども、どういうところに絞っていかれるのかということになるとなかなか幅が……。

**○永山総合政策課長** 今、メディカルチェックという面では既に大学と教育委員会とが連携して、国体レベル、強化選手レベルのところではある程度できるようになってきています。やはりそれよりか下のレベルのところでは、例えば、小中学生でスポーツを一生懸命やるんだけれども、そこで障がいを起こしてしまって高校以降はできないというふうな事象もたくさんあります。そのあたりをしっかりとサポートしていく必

要があると思いますし、もう一つは、スポーツと結びつくかどうかわかりませんが、今後の大きな課題として、介護予防をどうしていくのかということがあります。そのためには、若いうちから、中高年から、適正なメニューのもとで運動をして予防していくということも必要になってくると考えています。宮崎大学の整形外科の関心もそういう意味では広がりを持ってきていますので、どこに焦点を絞るか、これからいろいろ考えてはいきますけれども、できるだけ将来役に立つような形で展開をしていきたいというふうに思っています。

**○前屋敷委員** 続いて、いきいき集落事業でお願いいたします。2のいきいき集落応援事業、これも新年度、2年目になるんですが、ここでも若干予算は落ちていますが、1年目で幾つの集落がこの事業を活用して活動されたのか。

**○山内中山間・地域対策室長** 常任委員会資料の23ページをお願いしたいと思います。まず、いきいき集落応援事業というのは、22ページの参考のところに書いてありますけれども、概要としましては、住民発意による元気な集落づくりを推進するというので、具体的な事業としましては、集落を募集しまして、認定、そしてその認定証の交付でしたり、それにあわせて「いきいき集落」というのぼり旗を配付しております。それから、ホームページを活用してその活動内容を発信する発信力、いきいき集落の活動内容をそこに載せて発信をしているところでもあります。そして、③のところ、きっかけづくりというような形での上限5万円なんですけれども、支援をしております。

**○前屋敷委員** この5万円を活用して事業をされた集落がどのくらいあるんですか。

**○山内中山間・地域対策室長** 11市町村の23集

落、途中で1集落辞退があったものですから、当初24予定していたんですけれども、現在、23の予定であります。

**○前屋敷委員** 上限5万円でしたが、これは1回だけですか。新たな新年度の活性化推進事業は2年間ということでしたけれども。

**○山内中山間・地域対策室長** 基本的にはスタートアップ支援、何かをやろうとするときのきっかけづくりというふうに位置づけておりますけれども、そういう意味合いのものを支援していきたいと。もちろん応募されなかったところもございますし、そのあたりはいろいろかとは思いますが、具体的には、スタートアップ支援という形で支援をしていくというふうに考えております。

**○前屋敷委員** いきいき集落応援事業と新規の活性化推進事業との関連ですけれども、スタートアップ事業でいきいき集落応援事業で活動始めた集落が、引き続き活性化推進事業でさらに地域を活性化させるための事業をやろうということでも、この予算としては活用ができるという関連といえますか、そういうものになっているんですか。

**○山内中山間・地域対策室長** いきいき集落に対する支援というか、具体的には、やっぱり住民主体による元気な集落づくりということを考えておりまして、支援そのものを目的としているわけではありませんで、支援というのは、具体的には5万円、もしくは今回の上限は100万円でございますけれども、そうはいつでも、何かやろうとするときに、自分たちだけで頑張ってくださいと言ってもなかなか難しいところもございまして、モデルとなり、そしてそのモデルを見て私たちもやりたいというか、そういう誘因というんでしょうか、そういうものを期

待しているところです。具体的には、そのつながりというのはあるのかというと、スタートアップして、それがじっくり根づいていって次の展開というのは考えておりますけれども、直接結びつくというようなところは具体的に展開してみないとわからないんですけれども、そこまではなかなかいかなないのかなというふうには思っております。

**○前屋敷委員** 新規の活性化推進事業は、最大事業計画2年間ということであれば、今年度から始まった応援事業5万円を活用して地域でのいろんな活動をして、その地域でそういう事業を行いながら新年度の事業に結びつく、その間があれば、2年間の事業となると、具体的に言えばそう長いスパンで活動のつながりで使える事業じゃないということですね。

**○山内中山間・地域対策室長** いきいき集落の取り組み状況は午前中説明した部分もございませぬけれども、さまざまであります。熟度についてもいろいろございませぬ。ですから、必ずしも最初のスタートアップ支援事業を受けたところが即これに乗らないのかというと、乗る場合もあるかもしれません。そこは熟度がいろいろ違いますので、一概には判断はしづらいというふうに考えております。

**○前屋敷委員** 宮崎もこの分布図で見せていただくと、かなりそういう地域が多いんですね。高齢化とともにそういう集落がふえてきているという点では、一定、県が支えながら地域を活性化していく、元気な地域づくりをするという点では非常に大事な事業かなというふうに思っておりますので、期間が限定されているというのもあります、そういった意味では、その辺を支えていくという視点を今後ずっと持ち続けていただきたいなというふうに思っているところ

ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、16ページの離島活性化対策費で、先ほど説明は聞かせていただいたところなんです、新年度、700万ぐらゐ減額になるということ、国の予算措置でこうなつたということなんです、航路の赤字分の補てんということでの助成なんですけれども、実際、離島航路そのものが、国がこういう措置で減額をしたからということで大幅な減額になつてやつていけるのかと、その赤字を補てんして、ここは島野浦ということなんですけれども、現状としてはどういふふうに受けとめておられるか、その辺も聞かせてください。

**○山内中山間・地域対策室長** 離島活性化対策費、補助金は1,000万でございませぬけれども、これは、国と県と市が赤字相当部分に対して支援をしていく。まず最初に国が支援をします。それは当然国費で措置をされるわけなんですけれども、その国費の概算要求額を見まして、国の充当率が高かつたから、今年度の補正予算でかなり減額をしたわけなんです。22年度に支援する部分についても、かなり国費が措置されているんです。ちょっと仕組みがあれなんですけれども、前年に措置された部分の、国は21年度で支援をします。県はぎりぎりの3月末ぐらゐに決まってしまうものですから、わからないので、県としては翌年度に支援をするというような仕組みになります。見込みとしては、かなり国費が高く措置をされておりますので、充当率は高いというふうに考えておりますので、この1,000万で十分だと思つております。

**○前屋敷委員** 実態から進めていかないと、急に前の年と大幅な減額になつて、運営自体が難しいということになつてはだめですから、そういった点では、経営状態と見合わせながら措置

がされておるといふのであれば一定安定するかなというふうに思いますので、わかりました。

引き続き、32ページのコミュニティバスの地域バス再編支援事業ですが、先ほど御説明をいただきましたが、新年度の予算は今、事業を行っているところについての支援ということで、新年度の予定はないということだったんですけども、実際今、事業を起こしているところは、何コースといいますか、幾つの自治体でやっているんですか。

**○長嶺総合交通課長** コミュニティバス関係、地域バス再編支援事業でございますが、平成22年度は2,830万を予定しております、これにつきましては、9市町村に対する支援ということで運行費の支援を予定しております。

**○前屋敷委員** 新年度はないということだったんですけども、これは年度初めからスタートしないと予算化をされていないということですか。地域でもいろいろ経過をたどってやろうということになるんだろうと思うんですけども、年度途中からスタートしたいというようなことになったときには、県としては、予算化されていないければ支援はできないものなのか。

**○長嶺総合交通課長** この地域バス再編支援事業でございますが、これは、従来、廃止代替バスというのがございまして、それを全体的に見直すという中で、いわゆる単一の市町村内を運行するバスについて、自治体のほうが、より地域の経営者として地域の实情に合ったバス運行に転換をしていかれるという取り組みがありまして、その中でこの事業が初期投資の軽減を図るということで始められたものでございます。それが18年度にスタートしております、順次、市町村が19年、20年と取り組んできておられます。その最終年に当たるのがこの団体という

ことで、新たに取り組んでいただいているんですが、この事業としては最終年に当たるということでございます。

**○前屋敷委員** ますます地域での路線の確保といますか、住民の足の確保というのは、これからはさらに大きな課題になっていくんじゃないかなと予測されるわけですね。そういった意味では、こういう県の支援をしつつ、やっぱり地域で交通網をちゃんと確保していくという点では大事なことになりますので、一応、事業が終息するということではありますが、また新たな企画の立ち上げもしていただきながら、ぜひ、支援も進めてほしいなというふうに要望をしたいと思います。

**○長嶺総合交通課長** この事業については最終年度というふうに申し上げましたが、バスについては、バス事業者がこういう路線を維持していらっしゃるということございまして、利用者が減ってきている状況があるということで、利用者をまずふやさないといけない、その中で企業のほうにも体力をつけていただく、そして路線を維持していただくというのが一つはあると思います。それから、中山間地域といいますか、過疎地域についてでございますけれども、これについては今、過疎対策に係る過疎法の延長が国会のほうで論議されておりますが、こういった地域生活交通、そういったものの支援のメニューもその中に取り入れるという方向が出ておりますので、そういったものを活用していただきながら、地域の交通の維持を図っていただければと思います。我々もそういうものについて、いろんな形で情報提供を含めて御支援をしていければというふうに思っております。

**○前屋敷委員** 22ページの県政相談費というところですが、県内10カ所に設置して、県民の声

も聞く中身だろうと思うんですけども、どの程度いろんな相談がなされて、どういうふうに解決をされたのか、その辺のところを教えてください。

○津曲広報企画監 県政相談室というのは今、県内10カ所、それと本庁にあります県民室という格好です。21年の実績全部は出ておりませんが、おおむね、県民室が2,000件ぐらい、県内の相談室出先10カ所で2,700件ぐらい、合わせて4,700件ぐらい来るのかなという感じです。この仕事はどこがやっちゃっちゃろかいというのが一番多い。結局、市町村でしたり、県だったり、国だったりという仕事の案内が多いと聞いております。

○前屋敷委員 県に対するいろんな要望だとかではなくて、県政相談というのはどういうたぐいの中身になるんですか。

○津曲広報企画監 実際、県庁の仕事の中身についてもしっかりあるのもございます。つい最近話題になっております県道のさくのない水路にさくを立ててくれとか、そういうのもございますし、それとか、もう一つ大きいのは、いろんな事象が込み合っているものについて、どこが担当なんだろうかというお話が結構ありまして、相談員の人たちが今までの経験と今後のそれぞれの役割で、この件はここに御相談されたほうが早いですよという格好で回答させていただいているという現状です。

○前屋敷委員 県の窓口的な役割を果たすと言ったほうが正確なんだろうか。

○津曲広報企画監 そうですね。一番身近な窓口になっています。

○前屋敷委員 わかりました。

○萩原委員 2点ほど、まず、総合政策課長、簡単な質問をします。電気自動車並びに充電設

備、話では、とりあえず日産自動車1台入れて、充電設備をつくるということですが、真の目的は、将来のための県民への普及啓蒙ですね。そうであれば、この充電設備というのは、この前、都城で飲みニケーションがあつて、外からすぐ充電できるのか、一たん県庁の中に入ってから充電しなきゃいけないのかと。そういうのは具体的に考えておるんですか。

○永山総合政策課長 まず、県庁の本庁は21年度補正予算でお認めいただいて、繰り越しをした太陽光パネルとセットにして、太陽光を使った充電器という形で観光客あるいは県民の皆様によく見てもらえるような形にしたいというふうに思っていますので、県庁舎につくりたいというふうに思っています。

○萩原委員 設置場所、外から充電できるのか、中に入らないかんのかということですか。

○永山総合政策課長 本庁のどこにつくるかというのはまだ検討中でございます。部屋の中に入ってということではありません。ただ、県庁の敷地内で充電をするという形になります。

○萩原委員 県庁の敷地内といっても、正面玄関から入っていかないかんのは一般県民は入りにくいから、外のほうに、例えば、一角を削って車が2台か3台かとまって、そこで充電できるのかという飲みニケーションの中での話だったから。それが一つ。

一体充電というのはどのくらい時間がかかるのか、料金はどのくらいかかるのか、そういうことをある程度県民に知らせないと、県民に啓蒙啓発はできないんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○永山総合政策課長 まずは公用車用の急速充電器等ということになりますので、県庁の車に使うということになりますが、これが一般の方々

にも使えるようにできるかどうかということは、これから考えていきたいなというふうに思っています。充電時間については、急速充電器は30分で終わります。200ボルトの簡易充電器は8時間かかります。これは両方設置したいと、場所はこれから考えますけれども、県内3カ所程度に簡易の充電器をつけたいというふうに思っています。それから、料金的に言うと、電気代は夜間電力と昼間の電力で全然違いますので、充電のお金というのはなかなか出しにくいところがあるんですが、ガソリン車が1キロを走るのにおおむね6.6円かかると言われています。それが、電気自動車だと夜間電力を使えば0.7円、昼間電力だと2.2円ということで、ガソリン車の3分の1から9分の1の燃料費で行けるということになります。

**○萩原委員** つまようじでほじるようなことを言うけれども、600何万もかけて充電設備をつくるんだったら、将来にわたって、外からでも楽に使えるようなところを十分に考慮してやっていただきたいというのが一つ。

それと、今、日産からということでしたが、ほかの自動車メーカーは電気自動車の開発とかはどうなんですか。

**○永山総合政策課長** 今現在、日産以外で2社既に電気自動車は発売されています。これは軽自動車ですけれども。今回、日産が普通自動車として発売します。当分の間、トヨタについてはプラグインハイブリッドで、充電もやりながらハイブリッドで行くということになっておりますけれども、今後は電気自動車はかなり開発されるのではないかなというふうに思います。

**○萩原委員** ちなみに、幾らぐらいするんですか。

**○永山総合政策課長** 今のところ、1台400万を

下回らない金額だと思います。

**○萩原委員** 新年度は県庁だけでも、とにかく企業局も入れるわけでしょう。県民も、だったらうちも入れようかなと、とにかく宮崎市内の大きな企業だったら400万前後だったら買う人が出てくると思うんですね。充電設備は県庁にあるらしいと、そうすると、ソーラーパネルじゃないけれども、補助金を出すつもりがあるのかどうか。

**○永山総合政策課長** 御指摘のとおり、電気自動車の普及のためには、急速充電器あるいは充電器の普及がポイントになります。これについては、県庁の充電器施設というよりも、民間でどれだけ整えるかということがポイントになると思っています。ただ、かなり膨大なお金が必要になることですので、これについて助成できるかどうかというのは、これからの検討だというふうに思っています。

**○萩原委員** これはこの程度にとどめておきましょう。

次に、総合交通課長、委員会説明資料の26ページ、事業概要の(3)収益性向上への働きかけ、その下のほうの文章で、「交通事業者と商業施設、保養施設等の集客施設やその他の関係団体等が連携した収益性向上につながるような取り組みに対して助成する」と。これは、私は都城だけでも、イオンの大きな商業施設が2つあるんです。イオンが例えばリムジンバスみたいな格好で出す分には商店街の人はけちはつけないけれども、公共交通事業者が町のお客さんをかっさらってイオンのところに全部持っていったんでは、今度は赤字路線には市は市で助成金を出しているわけですね。それはおかしいじゃないかというのがこの前もちょっと街の中の飲み方で出たんです。今の商店街は、橋通りでも非常

に危機感を持っておるんですよ。というのは、セブンイレブンとか、そういうたぐいのところで全部税金も払える、金融機関のあれがありませんね。小さい商店街はそういう機能はないわけです。ましてや駐車場も非常に少ないから、簡単に口で駐車場をつくれればいいがと言っても簡単にはつくれない。全体的にそういう大きな商業施設に誘導するようなことをするのはいかなものかなと思うんです。その辺はどうか。

**○長嶺総合交通課長** この事業を考えるに当たりまして、いろいろなところのヒアリングを事前にさせていただきました。その中でも委員御指摘のように、中心市街地、宮崎市であれば橋通りとか、そういったところの意見も聞かせていただきまして、そのような御意見もございました。もちろん、イオンショッピングセンターとかもございます。今は、そういうところが公共交通機関と連携した公共交通の活性化にもつながるような取り組みを支援しましょうということで、どれということに決めているわけではございませんで、今、萩原委員が言われたようなことも十分勘案しながら検討していきたいと思っております。

**○萩原委員** これは総務部に関係することだけでも、中央商店街というのは固定資産税が莫大に高いわけです。売り上げは転げるように低くなっておって、片方では固定資産税とかは大変高い。一方ではこういうことをされると、商店街は本当に全国津々浦々困っておるわけです。イオンとかああいうところをつくるのは、それを前提につくっておるわけですから。企業が努力する分には何もけちをつけるつもりはないんです。ただ、公の県とか市町村がそうすると、非常に大きな税負担の不公平になってくるとい

うことが、社会的な問題になってくるんじゃないかなと思います。それは一つ指摘しておきます。

それと、27ページのエコ通勤割引、これは水曜日だけの話ですか。割引の実施日は、割引開始日から1年間の毎週水曜日ですか。

**○長嶺総合交通課長** これは、一つには交通事業者のほうの御協力があるということで、現在もノーカードというのが水曜日実施をされております。そういうことで水曜日をそういう対象にしたらどうかということで考えているところでございます。

**○萩原委員** わかりました。

**○高橋委員長** ほか、ございませんか。

**○武井委員** 今の萩原委員のエコ通勤割引の関連で伺いたいんですが、何か協議会で申請書をつくってパスを発行してとかいろいろあるんですけども、単純な話で、水曜日に割引するんですでしたら、宮崎交通というか、バス事業者が7時から9時までとか時間を決めて割引をしまえば済むんじゃないかと。手続がかえって煩雑になるような感じがするんですけども、なぜ、こういう仕組みをつくらなきゃいけないのかなと思うんですが。

**○長嶺総合交通課長** 委員御指摘のように、バス事業者が値段を下げればいいという話もあるかとは思いますが、これは、車で通勤されている方、バイクで通勤されている方、通常はそういう形で通勤されている方を、公共交通機関に転換させていこうということですので、現在、そういう通勤をしていますよということを何らかの形で証明をすると。その人に限って乗りかえをしていただく予備軍という形で、交通事業者もこういう形で使っていただくという意思表示をして一緒に取り組んでいって、皆さ

んが一緒にやることで広がりもできていくという形かなと思っております。

○武井委員 啓発の意味合いが強いということですね。わかりました。

もう一点、午前中に権藤委員からありました「みやぎの空」ネットワーク事業の件で、1億800万有余があつて、そのうち1億300万ぐらいが空港振興協議会への助成金だといったような話なんです、アジアナとチャイナエアライン、例えば着陸料の補助であるとか、そういったような形でいろいろと助成金が出ていると思うんですが、この1億300万の中から実際にそれぞれの航空会社に補助とか、ないしは本来彼らが払うべき金額の助成というような形で間接的なものを含めてどの程度支払われている額があるのか、お聞かせください。

○長嶺総合交通課長 今のお尋ねの件でございますが、それぞれ国際線を運航していただいておりますアジアナ航空、チャイナエアラインにつきまして、運航企画支援という形で空港振興協議会を通じて支援をさせていただいておりますが、基本的には、運航回数、チャイナエアラインでしたら週2便、アジアナ航空でしたら週3便という運航回数がございます。単純に言いますと、チャイナエアラインですと、年間52週で週2便ということで104便飛んでいるという想定になります。そのときにいろんな経費がかかるということがございます。例えば、宮崎空港に着陸する場合には、レーダーを初めとする運航支援施設の使用料とか、ないしは着陸料とか、いろんな形で経費がかかっております。そういったものの一部を支援するという意味において、その運航回数に応じた、例えば着陸料に相当するような金額を御支援させていただいているということでございます。

○武井委員 趣旨はわかるんですが、予算として、アジアナ航空に幾ら、チャイナエアラインに幾ら支払うということを見込んでいるのか。

○長嶺総合交通課長 先ほど、1億800万の中の1億300万は空港振興協議会への補助金と申し上げました。その中の運航企画については、5,400万程度を支援させていただいております。その内訳につきましては、先ほどの運航回数を前提に、大体1便について片道で積算をしまして、ソウル線について2,300万程度、台北線について3,100万程度を御支援させていただいております。

○武井委員 アシアナが2,300万でチャイナエアラインが3,100万ということなんですが、アシアナは3便飛んでくるわけなんですね。チャイナエアラインは2便しか飛んでこないわけですね。金額が逆転している理由をお聞かせください。

○長嶺総合交通課長 これは、1つは、アシアナ便につきましては丸9年を迎えようとしております。就航当時から漸次、支援も低くしておりますわけでございますけれども、チャイナエアラインにつきましては、就航初年度ということで、アシアナ航空が就航した当時の支援の中身と同じ形でやっておりますので、そういう意味で運航回数と金額に差があるということでございます。

○武井委員 確認ですが、チャイナエアラインについても、次年度からこれは減額されるというような理解でよろしいということですか。

○長嶺総合交通課長 減額というよりは、ある一定期間を置いて見直しをしていくという形になろうかと思っております。予算はその都度、その都度でございますので、また御審議いただくことになると思っておりますけれども、そういう形

になるんじゃないかと思っております。

○武井委員 以上です。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 その他の報告事項ではありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了いたします。

引き続き、これより生活・協働・男女参画課、文化文教・国際課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行います。順次、説明をお願いいたします。

○高原生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

お手元の平成22年度歳出予算説明資料の33ページをお開きください。生活・協働・男女参画課の平成22年度の当初予算額は、総額で5億150万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。35ページをお開きください。(事項)交通安全基本対策費1,014万8,000円であります。これは、交通安全実施計画の策定及び交通安全活動の推進を図るため、交通安全の広報、啓発、教育などに要する経費でございます。

次に、(事項)交通事故被害者救済対策費509万4,000円であります。これは、交通事故被害者救済のための交通事故相談所の運営に要する経費でございます。

次に、(事項)安全で安心なまちづくり推進費675万7,000円でございます。これは、安全に安心して暮らせる社会づくりを推進するため、県民会議の運営、地域リーダーの育成、アドバイザー派遣、県民推進大会などに要する経費で

ございます。

36ページをお開きください。(事項)ボランティア活動促進事業費3,562万4,000円でございます。これは、NPOボランティア活動の促進や県民との協働を推進するため、県ボランティアセンター及びNPO活動支援センターの運営、協働に関する県職員研修、市町村の協働事業促進などに要する経費でございます。このうち説明欄5の㊦多様な主体との協働推進事業につきましては、後ほど、委員会資料で御説明させていただきます。

(事項)消費者支援対策費4,766万円でございます。これは、消費者の自立を支援するとともに、消費者被害の防止と解決支援を図るため、消費者への啓発事業や消費生活相談員の配置などに要する経費でございます。

37ページをごらんください。(事項)消費生活センター設置費2,529万8,000円でございます。これは、消費者施策を推進するために設置しております消費生活センターの運営や生活情報センターの施設管理等に要する経費でございます。

(事項)消費者行政活性化基金事業費1億224万4,000円であります。これは、消費者の安全で安心な生活を確保するため、消費者行政活性化基金を活用して、県及び市町村の消費者行政の活性化を図るものでございまして、具体的には、消費生活相談窓口の機能強化や消費生活相談を担う人材の育成、専門家の活用による消費生活相談窓口の高度化、消費者の啓発の強化などに要する経費でございます。

(事項)男女共同参画総合調整費536万8,000円でございます。これは、男女共同参画社会づくりの推進に関する総合的な体制の確立及び国や市町村等との連絡調整に要する経費でございます。説明欄の(3)の㊦男女共同参画県民意

識調査は、平成23年度末で計画期間の終了を迎えます宮崎男女共同参画プラン改定の基礎資料とするために、県民意識調査を実施するものでございます。

(事項) 男女共同参画推進費3,223万6,000円でございます。これは、男女共同参画社会づくりに関する意識啓発及び活動を推進するため、パンフレット等の作成や推進拠点であります男女共同参画センターの運営等に要する経費でございます。38ページの説明欄にございます(2)の㊤地域で進める男女共同参画実践塾は、これまで養成してまいりました地域のリーダー等と市町村職員を対象に、行政と住民とが一体となって男女共同参画社会づくりを効果的に実践するための研修会を開催するものでございます。また、(3)㊤輝く女性応援事業は、さまざまな分野への女性の参画を促進するため、女性の再就職や起業、キャリアアップに関する情報や、仕事と家庭の両立支援等に関する情報を集約し、一元化して提供するとともに、支援、相談を行うものでございます。

続きまして、常任委員会説明資料の29ページをお開きください。㊤多様な主体との協働推進事業について御説明いたします。

1の事業目的でございますが、県民が県政推進に参画できる仕組みづくりであります県民の協働につきまして、これまでの取り組みに加えて、社会貢献活動に活発に取り組む企業、社団法人、社会福祉法人等の情報を収集し、県とこれら企業等の要望等を結びつける協働調整推進員の設置や、企業や社会福祉法人、NPO等のグループから募集する提案公募型事業を実施し、多様な主体との協働を推進するものでございます。

2の事業概要でございますが、(1)の協働調

整推進員設置事業といたしまして、企業等への訪問を行うことにより、社会貢献活動に関する情報を収集し、県や企業等の要望を調整する協働調整推進員1名を当課に配置するものでございます。また、(2)の多様な主体との協働提案公募型事業といたしまして、新みやざき創造計画の3つの戦略をテーマに、企業、社団法人、社会福祉法人等から成るグループから提案を公募し、協働事業として実施することとしております。

3の事業費といたしましては、633万5,000円をお願いするものでございます。

生活・協働・男女参画課の当初予算の説明につきましては、以上でございます。

○福村文化文教・国際課長 文化文教・国際課の歳出予算について御説明いたします。

お手元の説明資料の39ページをお願いいたします。文化文教・国際課の当初予算額は、総額で63億6,696万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。41ページをお開きください。(事項) 県立芸術劇場費6億5,534万7,000円でございます。42ページをお開きいただきたいと思います。説明欄1の指定管理料4億8,789万3,000円は、県立芸術劇場の指定管理者であります財団法人宮崎県立芸術劇場へ支払う経費でございますが、(1)の国際音楽祭開催事業1億3,098万1,000円は、ことし4月から5月にかけて開催されます第15回の音楽祭や次年度の音楽祭の開催準備に要する経費でございます。(2)の県立芸術劇場管理運営委託費3億5,691万2,000円は、県立芸術劇場の管理運営に要する経費でございます。説明欄2の県立芸術劇場大規模改修事業費1億6,167万8,000円は、県立芸術劇場が平成5年11月の開館以来、相当年数を経過し、改修や修繕を要す

る設備が増加してきておりますことから、19年度から計画的に改修事業を行っているところであります。22年度につきましても、県立芸術劇場の運営及び県民の継続的な芸術文化活動に支障を来さないよう、改修を計画しているものでございます。

次に、(事項)文化活動促進費3,474万1,000円であります。これは、多様な主体の参画による多彩な文化活動の促進を図るために要する経費であります。主なもの2つについて説明いたしますが、説明欄の1の宮崎県芸術文化協会補助1,532万円は、本県芸術文化の普及振興を目指し、活気に満ちたふるさとづくりを願って活動している財団法人宮崎県芸術文化協会への運営費補助と、同団体が実施します県民芸術祭への補助のための経費であります。説明欄の9のミュージックランドみやざき推進事業594万円は、ライトアップ県庁星空コンサートや、県内各地での街角コンサート等を実施するなど、いろいろな音楽をいろいろな場所で気軽に楽しむ機会を提供することによりまして、ミュージックランドづくりを推進するために要する経費であります。

次に、(事項)文化交流推進費449万4,000円あります。これは、文化の交流・連携を促進し、県内各地域における文化活動の振興を図るために要する経費であります。43ページをお開きください。主なものとしまして、説明欄の2の日本の原点宮崎の郷土芸能伝承事業368万5,000円は、県民が長年にわたって伝承してきました郷土芸能を広く発信するため、郷土芸能フェスティバルを開催し、伝承団体の誇りを醸成するとともに、県民の理解を一層深め、地域を挙げて保存・伝承する環境を整備するものであります。

次に、(事項)文化環境育成費716万1,000円で

あります。これは、県民の文化活動を支える環境の整備を図るために要する経費であります。説明欄の5の㊟「文化振興ビジョン」改訂事業134万1,000円は、本県の文化振興の基本方針として、平成18年3月に策定しました元気みやざき文化振興ビジョンについて、近年直面している文化を取り巻く新たな課題や時代の変化に対応した見直しを行うものであります。

次に、(事項)海外渡航事務費3,606万5,000円あります。これは、県民の海外渡航の利便性を高めるため、宮崎パスポートセンター及び6カ所の県税・総務事務所の旅券窓口において、一般旅券の発給申請の受理、交付、及び海外渡航安全情報等に関する事務を行うための経費でございます。

次に、(事項)国際交流推進事業費8,184万5,000円についてであります。主なものとしましては、3の外国青年招致事業1,779万5,000円ですが、これは、国際感覚豊かな人づくりを推進するため、当課に国際交流員を3名受け入れ、英語、中国語、韓国語による通訳・翻訳や各種国際交流事業の企画運営等の業務に活用するとともに、市町村や高等学校に配置されております県内全域の国際交流員及び外国語指導助手のカウンセリングや研修を実施するための経費であります。4の海外国際交流推進拠点整備事業負担金1,400万円は、財団法人自治体国際化協会が行う海外における地方公共団体の国際交流活動支援等に対する負担金として納付するものであります。6の多文化共生社会推進事業3,549万6,000円は、県民と外国人住民が互いの習慣や文化の違いを認め合い、ともに地域の一員として協力し合う多文化共生社会づくりを推進するため、県国際交流協会に委託して県民に対する異文化理解の啓発や外国人住民の支援等を行うものでありま

す。8の東アジア民間交流促進事業366万7,000円は、東アジア地域との多彩な分野における交流を促進するため、本県と台湾の民間団体の相互交流を支援するために要する経費であります。9のアンニョンハセヨ！少女少女国際交流事業448万1,000円は、韓国との交流及び国際理解の促進を図るとともに、国際感覚豊かな人づくりを推進するため、小中学生の相互派遣・受け入れによる交流事業を実施するものであります。

次に、44ページをお開きください。(事項)海外技術協力費1,064万1,000円についてであります。説明欄1の海外技術研修員受入事業593万円は、アジアを中心とする開発途上国から技術研修員を受け入れ、県内の大学や研究機関等で研修を行うことにより、母国の発展に貢献できる人材を育成するものであります。また、2の海外移住宮崎県出身者子弟県費留学生受入事業471万1,000円は、海外移住事業により、ブラジルなど海外に移住された本県出身者の子弟を留学生として県内の大学等に受け入れ、修学の機会を提供するものであります。

(事項)㊟国際戦略推進事業費311万1,000円であります。これは、東アジアを中心とした本県の国際戦略の展開を図るために要する経費であります。説明欄1の外国人留学生受入支援研究事業151万8,000円につきましては、後ほど、委員会資料のほうで説明したいと思います。説明欄2の「国際化推進プラン」改訂事業159万3,000円は、多文化共生社会づくりなどの新たな時代の流れに対応するため、本県の国際化の方向性を示す新たなプランを策定するものであります。

続きまして、(事項)私学振興費53億7,202万6,000円であります。主なものとしましては、まず、説明欄1の私立学校振興費補助金38億108

万6,000円であります。これは、私立学校の教育の振興とその経営の安定化及び保護者負担の軽減を図るとともに、新学習指導要領等を踏まえた特色ある取り組みを推進するため補助を行うものであります。説明欄3の私立学校振興・共済事業団補助金4,272万7,000円であります。これは、学校法人及び教職員の長期給付掛金の負担を軽減するため補助を行うものであります。次に、45ページをお開きください。説明欄4の私立学校退職金基金社団補助金8,122万5,000円あります。これは、退職手当の支給を円滑にし、私立学校教職員等の福利厚生の上昇を図るため、退職金基金社団が行う退職手当資金の積み立てに対する補助を行うものであります。説明欄10の私立専修学校教育充実支援事業2,219万7,000円ありますが、これは、専修学校高等課程に学ぶ生徒の修学機会の確保と魅力ある産業人材を育成するため補助を行うものであります。説明欄11の㊟私立高等学校等就学支援金13億6,362万円及び説明欄12の㊟私立高等学校就職対策強化事業3,327万円につきましては、委員会資料のほうで説明を申し上げたいと思います。

それでは、委員会資料の31ページをお開きください。まず、㊟外国人留学生受入支援研究事業についてであります。

1の事業目的であります。東アジアを中心とした県の国際戦略の推進等を踏まえ、低迷している留学生受け入れの現状を改善し、東アジア諸国とのかけ橋となる人材の育成確保と国際競争力強化の実現を目指すため、本県における留学生の受け入れ・支援・活用方策を研究するものであります。

次の2の事業概要であります。県内の大学や企業等の受け入れニーズ等の調査を行い、今後の留学生誘致や魅力ある留学環境づくり、地

域社会との交流促進等のあり方について検討を行いたいと考えております。

3の事業費であります。調査に要する事務経費として151万8,000円を予定しております。

米印の参考でございますけれども、本県の外国人留学生は、昨年5月1日現在で全国では13万2,720人に対しまして148人となっており、全国で最下位というような状況となっております。また、大学別では、宮崎大学が80人、九州保健福祉大学が34人などとなっております。

次に、32ページをお願いいたします。㊦私立高等学校等就学支援金についてであります。

これは、高校の実質無償化の一環として国の平成22年度予算案に計上されたもので、1の事業目的にありますように、私立高校生等に対して、公立高校授業料相当額を助成することにより、教育費負担の軽減を図るものであります。

2の事業概要ですが、下のほうに図を示しておりますが、高等学校及び専修学校高等課程に在籍する生徒が、その学校の設置者を通じて県に申請し、学校設置者が就学支援金を代理受領して授業料に充当するということとなります。生徒1人当たりの就学支援金の額は、基本的には公立高校授業料相当額であります年額11万8,800円、月額にしますと9,900円となっております。なお、低所得世帯の生徒につきましては、保護者の年収に応じて1.5ないし2倍した額を上限として助成することとなっております。就学支援金の上限額は、年収250万円以上350万円未満程度の場合は、1.5倍の年額17万8,200円、月額で1万4,850円、年収250万円未満程度の場合は、2倍の年額23万7,600円、月額で1万9,800円となっております。

3の事業費ですが、13億6,362万円を計上しております。財源は国庫支出金となっております。

す。

次に、33ページのほうをごらんください。私立高等学校授業料減免補助金の見直しについて説明をいたしたいと思っております。私立高等学校の生徒を取り巻く経済状況が大変厳しい中、就学支援金が創設されたことに伴いまして、生活困窮世帯の生徒については、就学支援金と授業料減免により授業料が無償となるよう従来から実施してまいりました授業料減免補助金制度の見直しを行うことといたしました。

1の事業目的にありますように、この補助金は、私立高等学校が行う授業料減免に対して補助を行うということによりまして、生活困窮世帯の生徒の学費負担の軽減を図るものであります。

2の事業概要で新旧を表で比較しておりますが、補助の要件は、生活保護世帯や解雇・倒産等による家計急変世帯等の生活困窮世帯の生徒ということで変わりはありませんが、授業料減免額、補助率等につきまして、下の参考の図で説明をしたいと思っております。私立高等学校の授業料の県の平均額は、現在、2万1,000円ですので、その場合で見ますと、現行の制度では県の補助金は9,600円が限度、学校は7,000円以上を負担していただくということを今、条件としておりますので、通常、生徒は1万6,600円が減免され、なお、生徒負担が4,400円残ることとなっております。見直し後の制度では、例えば、年収350万以上程度の世帯は、就学支援金月額が9,900円助成されますが、授業料減免の補助要件を備えることとなった場合、授業料から就学支援金を差し引いた1万1,100円を減免し、生徒負担はなくなることであります。なお、県は、1万1,100円の3分の2に当たる7,400円を学校に補助し、残りの3,700円は学校に負担して

いただきたいということになっております。

次に、34ページをお願いいたします。㊟私立高等学校就職対策強化事業についてであります。

1の事業目的ですが、この事業は、私立高等学校卒業予定者の就職状況が今年度に引き続き、平成22年度も大変厳しい状況になることが想定されますことから、私立高等学校に就職対策専門員を配置し、求人の開拓、就職情報の収集等を行うとともに、進路指導担当教諭と連携して生徒への就職指導等を行うことによりまして、私立高等学校卒業予定者の就職率向上を図るというものでございます。私立高等学校卒業予定者の就職状況につきましては、平成22年2月末現在の就職内定率が83.8%ということで大変厳しい状況となっております。また、このような状況に対応するため、各私立高等学校では、進路指導担当教諭を中心に、例年以上に力を入れて求人の開拓等に取り組んでいるとのことですが、授業も担当しておりますことから、対応に苦慮している状況がございます。

2の事業概要ですが、県から私立高等学校の設置者に委託して就職対策専門員を雇用することとしておりまして、雇用期間は11カ月、雇用人数は10校に1名ずつの計10名を予定しております。

3の事業費ですが、3,327万円を計上しております。財源は、すべて緊急雇用創出事業臨時特例基金となっております。

説明は以上でございます。

**○酒井人権同和対策課長** 人権同和対策課の当初予算について御説明をいたします。

平成22年度歳出予算説明資料の47ページをごらんください。人権同和対策課の平成22年度の当初予算額は、総額で1億5,637万2,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。49ページをごらんください。(事項)人権同和問題啓発活動費3,563万8,000円であります。これは、県民の人権同和問題に対する理解等を深めるための啓発活動に要する経費であります。説明欄1の宮崎県人権啓発推進協議会委託事業2,764万3,000円ですが、これは、県民運動の推進母体でございます同協議会に対しまして、8月の人権啓発強調月間や12月の人権週間における各種の啓発事業のほか、年間を通じたマスメディアによる広報・啓発資料の配布など、さまざまな啓発事業を委託して実施するものであります。また、説明欄2のみんなの人権！思いやり交流プラザ開催事業799万5,000円ですが、これは、人権問題に取り組むNPO等の民間団体などとの連携を図りながら、人権に関する県民の理解促進を図るための交流イベントを開催するものであります。

次に、(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費2,494万2,000円であります。これは、平成17年に策定された宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づいて実施する事業であります。説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業1,721万2,000円ですが、これは、平成19年度に開設されました宮崎県人権啓発センターを拠点といたしまして、(1)の情報誌作成、(2)の調査・相談、(3)のホームページ作成などの事業を実施するものであります。このうち、(4)の㊟宮崎県人権啓発センター研修推進事業509万2,000円につきましては、より多くの県民に人権研修の効果が広がり、人権意識が高まりますよう、県民が自発的に行う人権啓発研修への支援体制を充実するなど、人権啓発センターの研修事業を再編整備するものでございます。続きまして、50ページをごらんください。

(5) の㊟人権啓発協働推進事業154万5,000円につきましては、NPO法人などと協働——具体的には事業委託でございますが——することにより、啓発の効果を高めるとともに、必要性の高い特定の人権課題に関する啓発活動の強化を図るものでございます。

人権同和对策課の当初予算につきましては、以上であります。

○金丸情報政策課長 情報政策課の当初予算について御説明いたします。

ただいまの人権同和对策課に続きまして、平成22年度歳出予算説明資料、情報政策課、51ページをお開きください。情報政策課の当初予算の総額は、11億5,156万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。53ページをお開きください。まず、(事項)行政情報化推進費の1,783万5,000円は、全庁においてインターネットによる行政情報サービスを利用するための経費等であります。

(事項)行政情報処理基盤整備費の1億1,947万8,000円は、全庁で使用しているパソコンのうち、情報政策課において経費負担しているパソコン約3,600台に係る経費であります。

(事項)行政情報システム整備運営費の2億2,635万9,000円は、行政情報システムを動かすためのネットワークの維持管理を行うものであります。主な内容といたしましては、説明欄3の県庁LAN運営費でありまして、保守管理委託や回線使用料などであります。54ページをお開きください。また、新たな取り組みといたしまして、(2)の㊟新ポータルシステム導入事業2,795万円ではありますが、これは、庁内の情報共有や職員の業務効率化の促進を図るために、新しいシステムを導入するものであります。

(事項)電子県庁プロジェクト事業の2億9,968

万7,000円は、電子県庁を推進する上で必要なシステム等の維持管理に要する経費であります。主な内容であります。説明欄3の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業につきましては、宮崎情報ハイウェイ21の運用経費のうち、県と市町村が共同で運用している部分に係る県負担分の経費であります。次に、5のサーバー管理委託事業につきましては、システムサーバーを民間のデータセンターで管理するための経費であります。また、新たな取り組みといたしまして、説明欄7の㊟行政情報システム全体最適化推進事業2,480万円ではありますが、これは、県の行政情報システムについて、県民サービスの維持向上を図りながら、さらなるコスト削減を図るため、市町村や他県との共同利用、あるいはサーバーの集約化などについて調査検討を行うものであります。

次に、(事項)地域情報化対策費の3億8,036万6,000円であります。主な内容であります。説明欄1の(1)の宮崎情報ハイウェイ21管理運営事業につきましては、宮崎情報ハイウェイ21のうち、県が運用している部分に係る回線使用料や管理委託料であります。また、(2)の㊟新・宮崎情報ハイウェイ21構想策定事業ではありますが、これにつきましては、後ほど、委員会資料で説明させていただきます。次に、(3)の㊟地上デジタル放送相談支援事業の253万2,000円につきましては、地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、情報政策課内に専任の相談員を配置し、県民の皆さんや市町村からのさまざまな相談に対応するものであります。次に、2の(1)携帯電話等エリア整備事業の1億9,182万7,000円につきましては、情報通信格差を是正するため、携帯電話等移動通信のための鉄塔施設を整備する椎葉村など2町1村にその費用の

一部を助成するものであります。

続きまして、総務政策常任委員会資料の35ページをお開きください。㊟新・宮崎情報ハイウェイ21構想策定事業であります。

まず、1の事業目的であります。情報通信をめぐる環境やニーズの変化に的確に対応するため、今後の整備や利活用等に係る構想を策定し、本県の情報通信基盤の安定化と効率化を図るものであります。

次に、2の事業概要であります。まず、(1)の構想策定と基本設計につきましては、新たな宮崎情報ハイウェイ21の整備や利活用に関する構想を策定するとともに、それを具体化するための基本設計を行うものであります。また、(2)の検討委員会の設置につきましては、構想策定や基本設計について幅広く協議するために、学識経験者や利用者等で構成する検討委員会を設置するものであります。

3の事業費は、845万9,000円をお願いしております。

情報政策課につきましては、以上であります。

○高橋委員長 各課長の説明が終了しました。暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

---

午後2時50分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○武井委員 まず、36ページのボランティア活動の経費なんですけれども、特定非営利活動促進事業、これはNPO法人に対していろいろアドバイスとか、そういったような意味合いということでしょうか。

○高原生活・協働・男女参画課長 今おっしゃいました特定非営利活動促進事業に係る118

万9,000円というのは、具体には事務費関係でございます。私どもがNPO法人の設立認証をするときの事務費ですとか、あるいは職員が呼かけていって出前相談をするとか、あるいは関係書籍等を整備する事業の部分でございます。委員がおっしゃったNPOに対する支援といえますか、そういった関係の費用につきましては、2の地域福祉等推進特別支援事業2,387万8,000円の中に県が実際今やっておりますNPO企画力向上研修事業ですとか、あるいは行政とNPOとの事業のマッチングをさせる商談会のような、そういった事業をやっておりますけれども、そういったもので事業としては組んでおります。

○武井委員 わかりました。

次に移りますが、消費生活センターの件なんですけれども、今、バスに広告をしたりとか、テレビでコマーシャルをいろいろやったりというようなことでやっているんですが、実際にそういった広報費みたいなものというのは、事務費の中に入っているという理解でよろしいでしょうか。

○高原生活・協働・男女参画課長 今、おっしゃいましたバスの広告関係につきましては、消費者行政活性化基金事業、これは3カ年事業で今年度からやっているものなんですけれども、その中の3の消費者行政活性化事業の県の部分として実施しているものでございます。

○武井委員 経費的には大体どれぐらいかかるんですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 活性化事業の中につきましては、具体には、市町村への補助金が7,037万4,000円入っております。それ以外の2,745万6,000円が県の事業でございます。その中で、今、コマーシャル関係というのが予算としては977万4,000円を組んでおります。

○武井委員 38ページの男女共同参画センターなんですけれども、私も宮田町ビルですか、コンベンションの下にあるところにちょくちょく伺うんですけれども、委託をして取り組んでいる中での、センターを設置して、県として直接こういう形で予算を組んでやる事業もあれば、一方であそこが自主的にやる、委託をした結果やる事業もあるという形で、非常に事業が複雑化している感じがするんですけれども、逆に言うと、男女共同参画センターの事業の中でどういうことをやって、またその費用対効果等は どういうふうな認識を持っていらっしゃるか、伺います。

○高原生活・協働・男女参画課長 このセンターに委託しているものにつきましては、センターとして情報提供をしている部分、ホームページに掲載したり、あるいは図書等を整備しております、それを貸し出しをする事業、あるいは啓発として「ブリリアント」というのを出しているんですが、それを年3回発行して広く県民にアピールする事業、そして、特に我々がやっていない事業としまして相談事業がございまして、相談員が設置されていて、具体的に県民からの相談にお答えをする、そういったものをセンターでやっておりまして、もう一つ加えて、団体が登録をしております、その団体がお互いに交流したり、あるいはあそこの場を活用していろんな調べ物をする、協議をする、そういった事業をやっております。県のほうは、(1)の啓発資料整備事業として157万5,000円を出しておりますが、センターの管理運営委託以外のDV関係の啓発等につきまして、この啓発資料を使っているということでございまして、確かに、当課でやる分とセンターで行う分が全然違うというものではないと思います。ともに、お互い

に力を出し合っているところがございますが、そこでセンターについては限定的に指定管理の当初の中でこういうものだよと決めておりますので、それ以外のニーズに対しては県がやるというふうに考えております。

○武井委員 いろいろ御相談があったときに、平たく言えば、どっちに行っているのかわからないとか、どっちの話を聞いていいのかわからないという話も聞々ありますので、そのあたりの仕組み図分けみたいなのもまた検討していただければと思います。

次に移ります。文化文教・国際課の県劇の件を伺いたいと思うんですが、42ページの大規模改修事業なんですけれども、1億6,100万余で上がっているんですが、これは、基本的に今年度で終わるものなのか、それとも次年度以降もある程度債務負担行為なんかを起こして何年間かの計画なのか、また次年度は次年度で同程度の額の予算が出るのか、そのあたりをお聞かせください。

○福村文化文教・国際課長 今年度分の1億6,000万については、19年度から22年度までを一通り計画を立てました中の最終年度ということで、23年度以降も当然、施設の老朽化に伴いまして、補修は必要になると思うんですが、当面は22年度までしか具体的な計画は持っていません。

○武井委員 では、今年度で終わりという理解をいたします。

3の県劇の管理費577万上がっているんですが、これは、指定管理料に含まれるものではないのか、指定管理の業務と外れて立てる理由と、このをあわせてお聞かせください。

○福村文化文教・国際課長 この管理費のほうは、私どもも劇場に委託しているからといって

全く知らないというわけにはいかんものですから、当課分の予算とし、管理費として組んでいる分でございますが、具体的には、事務費が45万7,000円、備品とか臨時職員の人件費とかで530万を組んでおります。

○武井委員 県から派遣している職員も財団法人にはいるわけなんですけど、その辺も含めて、人件費とかというのはこの指定管理料に含まれるものではないんですか。

○福村文化文教・国際課長 劇場のほうに指定管理分として委託している分については、当然、人件費も含まれておりますが、当課分の事務費として必要だということで計上させてもらっています。

○武井委員 課は課で仕事はするので、当然、職員の人件費は課で上がっているわけでありまして、つまり、文化文教・国際課の職員という肩書である人が県劇に行って職員として働いているというような理解ですか。

○福村文化文教・国際課長 課のほうで雇用しております22条の職員ということで御理解いただきければと思います。

○武井委員 それは、芸術劇場が雇用すべきじゃないんですか。県がそういうのを雇用して派遣するというのはおかしいんじゃないかと思うんですが。

○福村文化文教・国際課長 当課のほうにも音楽祭にかかわる事務というのは当然発生しますので、その分について必要な予算を組んだということでございます。

○武井委員 音楽祭についての業務というのは、当然、音楽祭の業務として県が持っていて、それは本課で本課の職員がやるべきことであって、つまり、芸術劇場は芸術劇場で指定管理を受けているわけですから、当然、その業務はやらな

ければならないわけで、指定管理料以外にこういう形で支払いをする理由がよくわからないんですが。

○福村文化文教・国際課長 ちょっと説明が不足だったかもしれませんが、この人件費については、私たちの課内で音楽祭関係の事務を行ってもらうための臨時職員の経費でございます。

○武井委員 ということは、県立芸術劇場管理費の中に、実際は本庁で働いている職員の人件費が入っているということですね。

○福村文化文教・国際課長 本庁で働いている臨時職員の人件費です。

○武井委員 内容は一応わかりました。

次ですが、県芸祭の補助、芸文協への補助金のところなんですけど、県民芸術祭に1,000万円補助金を出すということで書いてあるんですが、えらいざっくりした金額だなと思うんですが、普通、何がし積み上げてこの程度というふうになるのではないかと思うんですが、この1,000万円というのは、ずっとこういう金額なのか、また、この金額の何がしの根拠があるのか、お聞かせください。

○福村文化文教・国際課長 芸術文化協会に対する補助につきましては、協会自体に2人の職員がおりますので、その分の人件費と、県民芸術祭というのを団体がやるんですが、それに対する補助金が1,000万円ということで、内容としましては、21年度にどういうことをやったかといいますと、都城少年少女合唱団の25周年記念演奏会とか、宮崎コーラル・フロイントの創立45周年記念演奏会とか、7種類のそういう文化的なイベントに対しての助成をするというような事業を組んでおります。

○武井委員 御質問申し上げているのは、その1,000万円というのが、ほかのは1万円単位と

かで大体金額が出ているんですけども、どういった結果としてこの1,000万円ということになっているのか、そこをお聞かせいただきたいんです。

○福村文化文教・国際課長 この1,000万については、ずっと1,000万ほどずつ助成をしてきておるところでございますが、総事業費が2,200万ほどかかったうちの1,000万円を助成するというような内容となっております。

○武井委員 わかりました。

次に移ります。43ページの文化環境育成費の3の財団法人地域創造に対する負担金というものですけれども、どういう負担金で、また、この財団法人というのはどういった——いわゆる国の天下り財団法人なのかよくわかりませんが、どういった位置づけのものなんですか。

○福村文化文教・国際課長 地域創造という団体は、総務省の外郭団体で、各自治体からの負担金等で運営を行うということで設立された財団でございますが、それに対して466万の負担金をしているということですけども、これは、宝くじ収益金なんか地方に交付がありますが、その中から負担をしているというような仕組みとなっております。

○武井委員 この負担金466万円なり払った結果として、宮崎県の利益というか、ベネフィットというか、何があるんですか。

○福村文化文教・国際課長 本県が400万何がしかの負担をしているんですけども、財団のほうから県のいろんな文化イベントに対して還元もあるということで、例えば、平成21年度は1,100万円ほどの助成を受けるというような還元分もあります。

○武井委員 わかりました。

44ページの海外技術協力費の1の海外技術研

修員受入事業というのがあるんですが、これは大学とか研修機関というお話があったんですが、例えば、マグロ漁船に乗っている方とかは入らないんですね。この研修機関というものはどういう方が入るんですか。

○福村文化文教・国際課長 研修機関は、例えば県だったら、総合農業試験場とかです。今、委員がおっしゃるマグロ漁船の場合は、インドネシア等から来ている研修員がでございますが、あれはまた別の制度でございます。

○武井委員 わかりました。

人権同和对策課にお伺いしますが、人権啓発センターなんですけれども、私も何度か伺っていろいろ資料を見たりとかもするんですけども、いかにも、こう言ったらあれですけども、人がいるところを見たことがない。場所が余りよろしくないというのかもしれないんですが、センターの存在というものも県民に知られているとは思えないんですが、そういった意味での活用とか啓発についてどのような形で取り組みをされているのか、お伺いいたします。

○酒井人権同和对策課長 \*センターのほうが基本的に平日の開場というふうになっている関係もありまして、主に図書の貸し出しとかビデオ類の貸し出しについていろいろ準備しておるんですけども、なかなか平日には来ておられる方が少ないところなんです。貸し出しの実績としましては、例えば図書ですと、70名に157冊、ビデオですと195団体に425本ということで、それなりの実績は上がっていると思いますが、まだまだ実績が足りないと思いますので、各種研修会とか講演会を行っておりますので、その際には必ずセンターの利用促進のPRをするとか、そういったことで利用促進を図らせていただい

※112ページに訂正発言あり

ておるところでございます。

○武井委員 今のは年ということですね。

○酒井人権同和対策課長 年間でございます。

○武井委員 年に70名はどう見るかというのもあるんですけども、ぜひまた、取り組んでいただきたいと思います。

最後に、情報政策課のところを伺ってまいります。新ポータルシステムなんですけれども、いわゆる県庁の職員の皆さんが今使っているシステムがガルーンですか、つまり、ポータルシステムをかえるというのは、新しいものにやりかえをするということですか。

○金丸情報政策課長 そのとおりでございます。

○武井委員 それによって今のガルーンよりもよりよくなるということは、具体的に言うと、どういったような形で何が変わっていくんですか。

○金丸情報政策課長 現在のガルーンが、一つは22年度中に今、サイボウズガルーン1.5というのを使っているんですが、これのシステムの保守が切れる、システムの保守をしてもらえなくなりますので、新しいシステムに乗りかえないと安定した稼働ができないということがあります。それから、現在のガルーンは5年前に入れているんですけども、もともとが500~600人用のシステムを入れておきまして、それを6,000人の職員が使っていると。ですから、朝とかアクセスしたときに、あくのに10分待ったり、そういったことが起きていまして、それにより今、非常に職員から苦情も多いということで、職員の規模、例えば1万人規模のシステムにすることによって、アクセス時間を短くする、あるいは新しいシステムが出ていて、いろいろ情報共有とかの新たな付加もついていますので、そういうものを選定していきたいというふうに考え

ております。

○武井委員 新しいシステムというのは、今から入札とかも新たに始められるということなのか、それとも、おおむねこれにしようとかいうのがある程度お考えがあるのか、伺います。

○金丸情報政策課長 全国の県で使われているものを調べまして、そういったものを各県に納入しているメーカーにデモンストレーションの希望をとりまして、2月に職員の希望者に対してデモをやったところです。これにつきましては、調達に当たりましては、WTOの規制を受けますので、原則、一般競争入札、私どもとしては総合評価型といいますか、いわゆる企画コンペでやっていきたいというふうに思っております。今、どれにしたいとかいうことはございません。

○武井委員 わかりました。

次に、電子県庁の件、非常に金額も高額になっているんですが、サーバー管理の委託ということなんですか、セキュリティ的には大丈夫なのか、そのあたりの取り組みについて伺います。

○金丸情報政策課長 県庁の中に置いておくよりも、民間の専門のデータセンターでございますので、まず外部からの物理的な進入とか、そういうセキュリティレベルが非常に高いということ、専門の職員の方に監視をしていただいておりますので、非常に安心度が高いということが評価されます。それから、データセンターに今、38のシステムを置いておりますけれども、一昨年、汎用機をなくしてデータセンターに移行したことによって、予算的には約4,000万円の削減をしております。以上です。

○武井委員 わかりました。

宮崎情報ハイウェイ21 (MJH21) について

ですが、去年、この委員会でも質問したんですが、一回ダウンをしたりとか、そういったことでいろいろ課題もあったかと思うんですが、ことしはそういった意味で、IT会社の方が非常に頼りにされている方も多いんですが、保守、メンテナンスについての改善というのはどの程度なされたのか、伺います。

**○金丸情報政策課長** 現在のハイウェイにつきましては、通常の維持管理で努めてきたところでございまして、23年度までは抜本的な改革ではなくて、対症療法的になりますけれども、故障を未然に防止するというような形でメンテナンスをやっていくことになろうかと思えます。新しいシステムを新規事業で来年度予算をお願いしておりますので、この中で、今、いろいろなユーザーの方から出ております断線があったときの迂回するルートを設けるとか、そういったことのあり方について検討をしていきたいというふうに考えております。

**○武井委員** きのう、総務部の文書管理システムなんかで、契約の関係で来年の7月まではもう使わないけれども、金を払わなきゃいけないみたいな話もあつたりもしたんですけれども、そういった意味で、このMJH21については、新しいものをこれから策定していく中で、既存のものの契約というのはどういうふうになっているのか、伺います。

**○金丸情報政策課長** まず、回線につきましては、国道10号、国道220号の部分は幹線ですが、これにつきましては、平成14年度に購入しております。ですから、県の所有となっております。それから、その他の線につきましては、現在、Q T Netから平成23年度までの10年間のリース契約により借りておりますので、新たな情報ハイウェイは、10号、220号分につきましては、

いかに有効活用していくか、それから、枝線という言い方はちょっとあれですけども、その他の線、借り上げている線につきましては、どの程度の線が必要かとか、そういったもののニーズ、そういったものを聞きながらネットワークの設計をしていきたいというふうに考えております。

**○酒井人権同和対策課長** 先ほどの人権啓発センターの利用の実数のところで、施設を使っただけの答弁だけいたしましたけれども、全体的な利用数としましては、21年度途中まで、2月まででございますけれども、合計で1,998名の利用がありまして、先ほどの図書、ビデオの貸し出しのほか、いろいろな相談、見学、研修、そういったものでございます。そのほかに、講師を4名派遣いたしておりますが、これが2月末現在で3,213名の受講者がいるという状況でございます。訂正させていただきます。

**○福田委員** 37ページの生活関連で、「相談しよう！」多重債務者対策事業の具体的な内容をお願いしたいんですが。

**○高原生活・協働・男女参画課長** 「相談しよう！」多重債務者対策事業の374万2,000円、これは、消費生活相談員1名の人件費と、イオンですとか街頭でのキャンペーン等を行っておりますけれども、その関係費、それと講演会ということで374万2,000円ということでございます。なお、多重債務につきましては、ここが特出しで金額を出しておりますけれども、消費者行政活性化事業のところでも、実は多重債務絡みということであれば法律の相談、弁護士による相談等を行ったり、多重債務だけには限りませんが、そういう事業を展開しているところでございます。

**○福田委員** 今、多重債務者対策というのは、

極めて社会的に重要な案件になっていまして、一面では、これを逆手にとって弁護士さんとか、司法書士がビジネスにしておられることもございまして、今、コマーシャルでも流れていますね。上京しますと、地下鉄とか、JRの中には広告宣伝がありますね。そこで、グリーゾーン金利の返還要求と相まちまして、こういう相談がふえてくると思うんですね。以前もお話をお聞きしましたが、相談事業をやるからには、最終的にその多重債務者が解決の糸口が見つかるころまでお手伝いすべきだなということを常日ごろ考えているんです。でないと、宮崎県は経済的にも弱い県ですから、消費者金融で苦しんでいる方が多いんですね。ぜひ、徹底した相談対策をやってほしいなという応援の気持ちから質問をさせていただきましたが、どうですか。これぐらいで十分ですかね。

**○高原生活・協働・男女参画課長** おっしゃるとおりだと思います。消費生活相談にお見えになる方を、なかなか相談員だけでは当然最後のフォローまでできません。そういう意味で、その中で特に法律に詳しい方の支援が要る場合には、先ほど申しました無料弁護士相談というのもやっておりますので、そちらのほうに回す、あるいは弁護士会、あるいは法テラスとの連携の中でそちらに行ってもらい、そして、加えて、ファイナンシャルプランナーの方にアドバイザーになっていただきまして、具体的な生活再建につきましても、今年度から、年度途中でございましたけれども、実施しておりまして、そういうフォロー体制には十分配慮しているつもりでございまして、今後ともやっていきたいと思っております。

**○福田委員** 大事な事業ですから、ひとつ頑張ってください。

続きまして、文化文教・国際課、45ページの12の私立高等学校就職対策強化事業、ことしの本県の高校生就職内定状況を見ますと、かなり悪いですね。中でも私立学校に関しては公立よりポイントが落ちていますね。そこで、県内にいろんな職場があるんですが、求職をする生徒さんの好き嫌いで就職内定が難しくなっている傾向があるのではないかなと思うんですね。例えば、私は現場にいて見ているんですが、福祉関連の職場なんかは比較的門戸が広いんですね。従前は資格者だけしか応募していなかったんですが、新卒を職場受け込みをして、その後、通信教育とか、あるいは資格試験の受験によって資格を取得し、安定した職場に就職できる、そういう道があるんです。この辺の指導がなされていないと思うんです。外国人の福祉現場への雇用問題も今、国際化問題になっていますが、私は、少なくとも、田舎の地方の県においては、就職はないんですから、しかも福祉の職場というのは、ほかの県内の民間企業と比較をしますと、福祉法人であって県の指導も行われていまずから、給与水準等は高いんですね。なおかつ、きつい職場ということで国の補助等も出ていまずから、ぜひ、誘導していただきたいなど。せっかくいい職場がありながら、だめだと。そこで、指導する10人の方、オールラウンドな指導力を持った人材を雇用されるんでしょうか。

**○福村文化文教・国際課長** これからそういう人選とかは進められるかと思うんですけども、私どもが想定しています人材というのは、民間企業の人事畑とかを歩いてこられた方を雇われることを想定しておるんですが、具体的には学校のほうで面接をされて選ばれることかと思うんですが、民間企業の情報とか、採用に明るい方が就職していただければいいかなと考えてい

ます。

**○福田委員** 福祉の現場は県内の新卒等にとっては将来安定した職場になるから、そういう指導ができるような人材を雇用して、私立学校の就職相談等に乗ってほしいと要望しておきたいと思います。

続きまして、情報政策課、54ページ、電子申請届出システム運営ですが、私は、将来、こちらのほうになっていくと思ひまして、今の確定申告の時期を見ていまして、IT申請がかなり多いようでございますが、ところが、一面では、全く使われていない届け出ソフト等もあるということを新聞紙上等で見るとは、本県においては、開発されました電子申請届け出システムは期待どおりの稼働をしておるのでしょうか。

**○金丸情報政策課長** 電子申請システムは、昨年11月までは旧システムで運営しておりまして、これを5年間使っておりました。16年度の途中から導入したんですが、それまでは汎用システムだけで48類型134の手続を電子申請の対象としておりました。委員おっしゃるように、申請件数がほとんどないものもありまして、昨年度、システムの入替えをやりますときに、各課と協議いたしまして重点化を図りまして、基本的には全く電子申請をやめるという話はないだろうと。といいますのは、職員採用試験の申し込みにも利用をしております。これが非常に利用がいいわけですけれども、ということで、面接審査が必要なものについては電子申請の対象外といたしました。基本的には面接審査なしで、インターネットで申請すればそのまま結果が出るようなものに重点化を図ろうということで、今回、48類型134の手続から16類型42手続、特に個人の場合はパソコンでブロードバンドを使っ

ている人はまだ4割以下でありますので、事業所を中心とした手続に絞って、利用率が上がるということにしたところでございます。

また、今回、これまでのシステムになかった機能として、簡易申請のシステムというのを加えましたので、これで携帯電話からも簡単な申し込みだとか、例えば、県がこんなイベントをやりますと、その参加申し込みが携帯からできるとか、そういう機能も付加しましたので、そういった面で重点化を図って利用促進を図っていききたいというふうに考えております。

**○福田委員** きょうの新聞でしたか、ある県警で全く使われないシステム等に4億円の県費が無駄になったという記事が出ておりまして、ITというのは流れですから、今、課長がおっしゃったとおり、使う方向に仕向けていくのが大事だと思いますが、ぜひ、利用されない申請ソフトをチェックしながら、利用率が上がるようにやっていただきたいと考えております。

もう一つ、情報ハイウェイ、これはかつて本会議場の質問の花形でしたね。みんな競ってやっていたんですが、その後、光ファイバー網が民間で県内に張りめぐらされました。当時、僕らが説明を受けたのは、幹線網を県で受け持って、支線については個々にとということでしたが、第一弾の情報ハイウェイについては、先ほど説明がありましたが、今、光ファイバーがほとんど県内に張りめぐらされたと思いますが、これで置きかえることが経費節減につながるということは考えられなかったんですか。

**○金丸情報政策課長** 先ほど申し上げましたように、国道10号部、国道220号部については所有をしております、例えば、これをもとの所有者に返還して、そこから全体を借りる、そして枝線部についての賃借料を安くできないかとか

ということも今、アイデアとしては挙がっておりまして、今度の新規事業の中で検討委員会の中に実際の通信事業者の方にも入っていただいて、どういうのが一番経費が安くて効率的かということを考えていきたいというふうに思っております。

**○押川委員** 36ページであります、多重債務については福田委員のほうからありましたが、3の消費者被害防止・解決支援費ということ、2,800万ほどあるわけでありましてけれども、このことについて具体的にもう少し中身を教えてくださいたいと思います。

**○高原生活・協働・男女参画課長** この事業の中身は、相談員をセンターに置いておりますけれども、相談員11名の人件費、それに当然、指導等を行う事務費も入っておりますけれども、暮らしを守るウオッチャーという80名の県民の方に委託をして、表示関係のチェックをしていただいておりますけれども、その事業費関係でトータル2,822万8,000円となります。

**○押川委員** 具体的にどのような被害に遭われて、解決としてわかりやすいようなものがあれば教えてくださいたいと思います。

**○高原生活・協働・男女参画課長** すぐには具体例というのは出てきませんが、皆さん方の相談を見ますと、一番多いのがヤミ金多重債務関係ですとか、あるいは携帯電話等で有料サイトにつながってしまって、それでいろんな不当請求をされたということの事案がベスト1、2という状況でございます、それに対しては、相談員のほうで、例えば、多重債務ですと、多重債務はとにかく相談に来なさいということですし、それから、やみサイト系のものについては、それにこたえてはいけませんよと、そのまま放置しなさいといったようなアドバイス等は

行っております。あるいは、いろんな契約関係のトラブルも当然多いわけですが、それに対しては、クーリングオフの制度を指示したり、あるいはおいでになって、どうしてもトラブルが解消しないような場合には、間に入ってあっせん等を行うといったようなことを行っております。

**○押川委員** そういう中でウオッチャー80名だったのですか、この方々は相談からいろいろ乗っていただく、そのことを、個人情報がありますがけれども、県民の方々にどういう形でPRなり、あるいは紹介をするものというのはあるんですか。そういう役割とかは全くないんですか。来られた方に指導されるだけとか。

**○高原生活・協働・男女参画課長** 今のは消費生活相談センターでの話をしました。暮らしを守るウオッチャーというのは、本課のほうで実施しております、うちのほうが直接、県民の方に公募しまして、手を挙げた方をお願いすると。その方々は、実際に自分でお買い物に行ったときに表示がおかしいよというような情報を私どもに下さる、その中で本当に怪しい、これはまずいというようなものがあつたら、うちのほうでその業者さんのところに行って確認します。そういうような動きをしております。

**○押川委員** わかりました。

次に、43ページ、3の外国青年招致事業でありますけれども、多分この事業は長年されておられると思うんですが、こういう事業で来られた方々が、また自分の国に帰られて、本県との関係とかは何かあるんでしょうか。

**○福村文化文教・国際課長** 外国青年の方たちも歴史が20年ぐらいあるところがございますけれども、みやざき大使というような制度をつくりまして、母国の情報を寄せてくださいとか、

宮崎とのネットワークをつくるという目的でそのような制度もやっておりますし、全員というわけではございませんが、何人かは母国の状況を伝えたり、宮崎での思い出をネット上で掲げたりとかいうようなことはやっております。

**○押川委員** 外国人留学生受入支援研究事業でありますけれども、毎年こういうことで宮崎の大学等にも、あるいは企業等にもというような形の中で、今後もさらに外国人を新たに新事業の中で受入研究事業というのを創設されるわけでありまして、できれば、これも大事ですけれども、例えば、本県から留学された学生さん方が、宮崎に帰られて宮崎で働くというようなシステムといいますか、そういうものは全く県にはないのでしょうか。外国人を受け入れるのはあるけれども、本県から逆に留学されて、留学された子供さん方を本県に迎え入れて活躍される場とか働く場所、宮崎の場合にはそういうことは対象というか、議論は全然ないのでしょうか。

**○福村文化文教・国際課長** 現在、私どもが考えておりますこの新規事業では、こちらから外国に行った方を県で活用するという視点は、はっきり申し上げてないんですけれども、逆にその方たちが外国の留学生をこちらのほうに呼びかけるというような仕組みはできるんじゃないかなという感じがしていますが、せっかく今、御提案いただきましたので、そういう視点も含めて考えてみたいと思います。

**○押川委員** これは要望にしておきたいと思います。

それから、54ページでありますけれども、地上デジタル放送相談支援事業ということでありますけれども、これも23年の7月からということで、もう1年ちょっとしかないわけですから、

ども、本県の地上デジタル放送の状況を教えてくださいたいと思います。

**○金丸情報政策課長** 2月1日だったと思いますが、新たな難視について、委員の皆さん方はファクスで送信させていただいたところがございますが、今、中継局が順次建っております、平成20年12月までに中継局が設置された地域において、実際に電波が受信できるかどうかの調査が行われまして、今、1,411世帯が新たな難視として認定をされております。これについて今、いろいろ個別に協議をさせていただいているところではありますが、今回、国が発表した資料の中で、23年7月までには対応できないところをホワイトリストにまとめてセーフティネット対策に移行するんですが、それに該当する地域は県内ではございませんでした。今、聞いていますのは、今年度、ケーブルテレビの支援事業によりまして、中山間地域において、特に東臼杵、西臼杵でございますけれども、ケーブルテレビが整備されていっておりますので、その辺で多くクリアできるんじゃないかなというふうに思っております。個別には、大きな問題のところは聞いておりますけれども、それにつきましても、例えば、既存のNHK共聴組合に移行するとか、あるいは放送事業者のほうで、いわゆる送信側対策というんですが、何らかの対策を打っていただくというようなことで調整を進めているところでもあります。いずれにしても、市町村が協議した結果で共聴組合なり、地区がこういうふうにしたいというのが出てくるのがこれからだろうというふうに思っておりますので、その中で的確に対応していきたいというふうに思っております。

**○押川委員** よろしく願いをしておきたいと思います。

最後になりますけれども、携帯電話のエリア整備事業でいうことで2町1村に支援をされるような事業でありますけれども、これも県内至るところで携帯電話の要望等はあるわけでありましたが、現在、使用ができないようなところというのはどのくらいあるのでしょうか。

**○金丸情報政策課長** 今年度末で携帯電話の不感エリアとして残るところが大体2,000世帯ぐらいいかなというふうな推計をしております。9月補正で御承認いただきましたデジタルデバイド解消促進調査事業で現在、実地に携帯電話がどこが使えないか、3社の携帯を持って調査をしております。それが今月中にまとまる予定でございますので、それを踏まえて、今後、各市町村と協議をしていきたいというふうに思っております。

**○権藤委員** 予算説明資料の45ページなんですが、11の国の13億ですか、これの対象となる私学の500人程度とは聞いているんですが、それから、生活保護その他で所得制限があって、年収250万、300万、一般的という3段階で1万2,000円とか1万4,850円と金額が決まるわけですがけれども、仮に500人であれば、その中で所得制限等でもっと恩恵を受ける生徒あるいは家庭がどの程度あるのか、それをまずお尋ねしたい。

**○福村文化文教・国際課長** 就学支援金の13億6,300万の予算をお願いしておりますが、これを受ける生徒は、私学の分ですから、1学年3,000人ほどおりますので、全部で1万418人を想定した数字となっております。

それから、額的な区分で質問がございましたけれども、250万未満の方がその中で654人ぐらいおるといふ想定です。250万から350万の方が764人ほどということ想定した額となっております。

**○権藤委員** それから、委員会資料の33ページの一番下の授業料減免が800円と400円というふうに説明してあるんですが、これについては、従来から私学の負担が大きいと言われてきた中で、全国的には12万とか、18万とか、24万近く之恩恵を受けても、さらに都市と宮崎県との差も入っているから、35万程度と言われた中でも、宮崎はそんなに35万も負担していないよということで理解していいんじゃないかと思うんですが、今まで県が補助していたんだから、県はもっと先ほどの所得金額以上に県独自で私学については見てあげてもいいんじゃないかという意見があったと思うんです。その部分についての配慮がこの1,200円の800円、400円ということなのかどうかについて、伺いたい。

**○福村文化文教・国際課長** ここに図で書いておりますが、県の場合は、私学の生徒が月に平均2万1,000円ほど負担していると、その中で、一番下の例を今、委員おっしゃいましたけれども、就学支援金が1万9,800円までは出ますということで、平均の2万1,000円の場合は、残りが1,200円ほど出て、この1,200円を学校が減免するとしたときに、県がそのうちの800円は学校に対して補助しようという制度にしたいと考えております。

**○権藤委員** 大体わかりましたが、45ページの5の減免補助金1,800万というのがありますね。これとの関係は800円分と考えていいのかどうかということなんですよ。

**○福村文化文教・国際課長** 45ページの5のところの1,896万6,000円の予算をお願いしておりますが、この減免部分がこの額になるんじゃないかということで組ませていただきました。

**○権藤委員** わかりました。

それから、54ページの情報ハイウェイ構想策

定というのがあるんですが、これについては、当初もあったんだろうと思うんですが、それは5年程度で想定しておいて、新たなその後の実際の推移を見ながら、今度は5年程度でいくのかどうなのかということと、どういうメンバーでこの構想をやっていくのかという、例えば、庁外の人も入ってやるのかとか、そういう構想の策定作業をお伺いします。

○金丸情報政策課長 現在の情報ハイウェイは平成14年度から運用しておりまして、23年度で借りている分の契約が切れます。これは国道10号、国道220号以外の部分でございます。そのため、24年度以降の新たな情報ハイウェイの姿について、この事業を使って具体的な構想を策定し、また、それを実現するためのネットワークのあり方について設計をしていきたいということで考えております。また、それに当たりましては、学識経験者でありますとか、利用者でありますとか、もちろん今は行政で利用している分が結構多いございますので、市町村を含めていろんな方の意見を聞いて、まとめ、どこまで反映できるのか、費用対効果の問題もありますけれども、これまで14年度からやってきた成果と課題もありますので、その辺を踏まえて、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○榎藤委員 一つには、当初予想していたよりもいろんな問題が出てきたというような問題の認識とか、今度はこういう方向とか、使っていくという目標あたりが付加されたものがあるんだろうかということと、もう一つは、当初から企業数が少なくて、本県においてデータ的にも利用率が低いということがあったんですが、それは依然として変わっていないのかどうかというところを。

○金丸情報政策課長 付加の部分につきましては、平成14年度ごろというのは、まだ県内では民間でのインターネットサービスでありますとかは十分に普及していなかったと。ところが、現在では結構普及しておりますので、それに対して、それと重なり合うところを県が所有していると。逆に中山間地域が民間のサービスが薄いので、今回は中山間地域を意識した検討をすべきじゃないかとかいう意見が既に出されておりますので、その辺が今後どうするかという一つの方向だろうとは思っております。

それから、企業につきましては、15年度から4年間、実証実験事業というようなこともやっております、ハイウェイを活用した起業化もやったんですが、一つには宮崎情報ハイウェイが県内に閉じたネットワークであるということが限界となりまして、県内でビジネスをされている方しか利用できないというのが限界、これもまた今、要望が出ているんですが、県外とつなげないかというようなものもあります。そういった点も含めて、持っている資産の有効活用と便益を最大にするところを考えていきたいというふうに思っております。

○榎藤委員 最後ですが、10号線と220号線をどうするかというのがありますが、主に10号線、それから、地域に入っていくと言われたように利用する側もなかなか難しい。それに対して、現在では、14年の考えですが、これよりもこういうやり方がありますよということで、つながるといいますか、情報ハイウェイ21と別な方法と2本立てでいかんと消費者としてはできないみたいな話だったと思うんですが、それが、つないで一本でいけるとか、そういう技術的なものは現在はまだあるんでしょうか、もう既にあるのか、私は全然わからなくて、そこら辺を。

○金丸情報政策課長 余り詳しくないんであれ  
なんですけど、例えば、通信技術で言えば、これ  
まで一線必要だったのが、二重に送信できます  
よとか、細い線でも多量の情報を送れる技術が  
出てきたとかいうのはございます。その辺を通  
信事業者にも入っていただいて、いろいろアド  
バイスを受けながら、何ができるのかという  
ところを民間の方に知恵を出していただいてま  
とめていこうというふうに思っております。

○権藤委員 頑張ってください。よろしくお願  
いします。

○前屋敷委員 45ページの授業料の免除の  
ところに関連してお聞きしますが、就学支援金で  
国から助成が来るということで、県も減免制度を  
さらに見直したりして、生徒さんの授業料を無  
償にするということで、大変よかったと思っ  
ています。こういった制度の見直しがやっぱり必  
要だなというふうに思ったんですけども、国  
は、この就学支援金とあわせて減免のための措  
置をするということになったわけですね。2分  
の1ずつ補助金の予算が組まれていますので、  
昨年とすると減額になっているわけですが  
けれども、国からの交付税というのはどの程度  
措置されているのかをちょっと。

○福村文化文教・国際課長 表で示して  
おります減免の部分は県単の予算——全部を  
県単というわけじゃございませんで、倒産とか  
家計急変などで生活困窮世帯になった場合、  
それから風水害等で被災を受けて困窮世帯に  
なったという場合には、国庫補助が2分の1  
はつくというこの仕組みになっております。

○前屋敷委員 国庫補助の2分の1という  
のは限定ですね。新たな困窮の事態が出て  
きたという生徒さんに対する助成の部分に  
充てられるということですか。

○福村文化文教・国際課長 そういうこと  
でよろしく申し上げます。

○前屋敷委員 従前は交通遺児の授業料の  
減免もあったんですけども、新年度の分は  
これがゼロになっているんですが、今度の  
措置とあわせて、十分これで措置される  
ということで削られたわけですね。

○福村文化文教・国際課長 そういうこと  
です。

○前屋敷委員 次の12の就職対策の強  
化事業ですが、各学校に1名ずつ専任を配  
置するというのですが、この人選について  
は、各学校が選任するということなのか、  
県が採用して各学校に配置するとい  
うことなんですか。

○福村文化文教・国際課長 人選につ  
いては、学校の事情もありますので、学  
校側のニーズに応じた方を学校で採用  
していただくということを考えて  
おります。

○前屋敷委員 各学校は新たに採用  
するということですね。

○福村文化文教・国際課長 新たに  
採用していただくこととなります。

○前屋敷委員 わかりました。

男女共同参画のところでお伺い  
をしたいんですけども、今度、  
プランの改定がなされるとい  
うことが言われております  
けれども、この間、ずっと  
取り組んできたんですが、  
意識の啓発の点で、以前  
からも言っていたんです  
けども、女性だけでなく、  
男性もあわせて意識を  
変える、共有していく  
ということが必要だとい  
う点で、38ページの  
地域で進める男女共同  
参画実践塾という研修  
会を企画されるわけ  
ですけども、ことしも  
されたと思うんですが、  
新年度も予算が上  
がっているということ  
ですが、この研修会  
の中身といいますか、  
その辺のところを。

○高原生活・協働・男女参画課長  
これは改善

事業ということになっております実践塾ですが、これまで、地域の中でリーダーを育成する事業を今年度まで3年間取り組んでまいりました。今回、この実践塾で考えておりますのは、その育てた人たちをいかに生かすかということを考えておまして、市町村等の今まで育てたリーダーの関係が少し疎遠とまでは言いませんけれども、余り地域の市町村の方々とうまくマッチしていなかったというのがあるんで、この実践塾を開催して、今まで育てた人と市町村の方と一緒にあって、地域の中で、個別の各市町村の中でどう動いていくのか、その辺の勉強をしていただく、そういう次のステップの事業ということを考えております。

○前屋敷委員 今まで研修を積まれた方がその力量を生かせるという場が確かに必要だという点では大いに期待もできるところですが、さきに言いました、男女ともに問題を共有するという点では、その展開などは新たにはないんですか。

○高原生活・協働・男女参画課長 その視点は非常に大事だとは思っております。ただ、この新規事業につきましては、(3)の輝く女性応援事業につきましても、女性がキャリアアップすること、あるいは再就職することを目指したものですので、今回の改善事業の中では特にこれだというのは申し上げられません。ただ、男女参画センターの委託の事業の中で、啓発ですとか、そういったものの中で男性にも男女共同参画という視点を持っていただけるような、そういう講座をやはりつくっていくべきだというふうに思いますので、来年度はそういう仕掛けもやっていきたいと思っております。

○前屋敷委員 あわせて、35ページの交通事故相談所運営事業というのをやっておられるんで

すけれども、年間、ことしで言えば何人ぐらい相談に見えられて、解決はどのような状況であるのか、その辺を教えてください。

○黒木交通・地域安全対策監 21年度の2月現在で238件の相談が寄せられております。

○前屋敷委員 その状況といいますか、解決に至ったケースとか状況は。

○黒木交通・地域安全対策監 主な相談の内容が、損害賠償額の査定が正しいかどうか、これでいいかどうかというのがほとんどの中身です。あと一件は交通事故の示談の仕方、この2件がほとんどです。以上です。

○前屋敷委員 ここの相談所から弁護士さんを通すとかいうことまでは至らずに済むと。ここで解決がいく中身がほとんどですか。

○黒木交通・地域安全対策監 21年度までは国の事業で弁護士相談が月に2回設けられておりました。

○前屋敷委員 それでほとんど相談の方は納得し、解決に向かってきたということですね。

○黒木交通・地域安全対策監 そのとおりです。

○高橋委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続して審議を続けてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○萩原委員 文化文教・国際課長、委員会資料の33ページの一番下の欄、見直し後の授業料減免制度、これは国のマニュアルですか。それとも県が独自でこういう方式にしたんですか。

○福村文化文教・国際課長 これは、県独自の考え方を入れています。

○萩原委員 対象には外国人の高校生はいらっしゃるんですか。

○福村文化文教・国際課長 留学生もオーケーということになっておりますので、支援の対象になるということでございます。

○萩原委員 国が外してもいいという外国人はいらっしゃらないですか。

○福村文化文教・国際課長 私どもの私立高校にはおられないと思っております。

○萩原委員 そういう通達は文科省から県のほうに来たのか。実際、政府は北朝鮮の生徒を外すということをおっしゃるわけだから、そういう対象者がいた場合は外しなさいという通達があったんですか、なかったんですか。

○福村文化文教・国際課長 私どもはそれは伺っておりません。

○高橋委員長 委員会資料の29ページの多様な主体との協働推進事業ですが、事業概要の(1)の協働調整推進員設置事業、企業と事業調整を担う協働調整推進員1名を設置、この1名設置で事業効果が図られるのかなど疑問が出たものですから、もうちょっと説明があればお願いいたします。

○高原生活・協働・男女参画課長 一応、今回は1名ということをお願いしておりますけれども、1人を置いて、具体には各企業等を直接訪問していただいて、そこの企業の担当者との面談の中で情報を収集していくということと、そういった資料を集めて具体的に行政とのマッチングを行う、県のほうから、こういう事業をしたいんだけど、これにマッチする企業はないかといったようなところのマッチを行っていくようなことを考えておまして、まだ第一歩ということでございますので、とりあえずこの1人で事業としては実施できるものと考えております。

○高橋委員長 この方1名だけでは非常に難し

いと思うんです。入り口の段階でも説明があったとおりでと思うんですが、これからということで、担当外の方々もいろいろ連携されると私は思いますので、ずっと続けられるわけですから、成果が出るようにまたひとつよろしく願いします。

次に、移ります。委員会資料の32ページの私立高等学校就学支援金ですけれども、午前中の文教の委員会で説明があったということをおも感じたんですが、就学支援金の対象者、公立学校の場合は全日制で3年、通信制で4年しか国から出さないという説明があったらしいんですよ。私学もそうだろうとは思いますが、公立と私立との関係、公立を中途退学して私立に行くケースも多々ありますね。これはまた別だということなのか、公立分の3年の権利を受けて私立の3年の権利もあるのか。まず、そういうの確認をさせてください。

○福村文化文教・国際課長 公立高校から私立学校に転校といいますか、それをした場合のことでしょうか。

○高橋委員長 まずは、私立学校の就学支援金の対象者は、全日制の場合に3年、通信課程では4年、留年すると4年目については就学支援金の国からの交付金はないと、そういうことをまず確認いたします。

○福村文化文教・国際課長 国の補助金は3年、正規の学年分しか出さないというふうになっております。公立、私立、同じだと思います。

○高橋委員長 もう一点は公立と私立とは全く別物で、公立の権利と私立の権利があるかどうか。いわゆる公立を中退して私立に行った場合に、公立では1年恩恵を受けていたけれども、私立で丸々3年受けられるということがあり得るかどうか。

○福村文化文教・国際課長 私どもの伺っている情報では、やはり通算3年しか援助しないということを聞いております。

○高橋委員長 関連して、次のページの減免の関係で、年収という基準の設定、年収というのはちょっとあいまいですね。年収という定義で不利になる人もいるわけで、特に事業主なんかは経費なんかはかなりあるわけで、この考え方は非常にあいまいだと思うんですが、少し説明をつけ加えていただけませんか。

○福村文化文教・国際課長 所得の判断は市が発行します課税証明、これに一律市町村民税が非課税というような方については250万以下だろうと、それから、1万8,900円だと思うんですが、それ以下の場合には250万から350万の範囲だろうというようなことで線を引こうという考えです。

○高橋委員長 2の事業概要の補助要件が優先するわけですね。

○福村文化文教・国際課長 そのとおりでございます。

○高橋委員長 最後になりますが、その関連で、先ほど、前屋敷委員も説明を求めましたけれども、新年度予算の関係で、減免の補助金の予算は1,896万6,000円ということで、前年は6,200万ぐらいだったんですね。4,300万ぐらい今度の就学支援金の制度の発足によって、県の持ち出しが少なくなったわけで、県はもう言ったと言ったらちょっと語弊がありますけれども、よかったわけですが、ですから、私たちは執行部の皆さん方をお願いしたいのは、市町村民税の均等割が上限ですが、これを超える人には減免は該当しませんよという仕組みだと私は理解するんですが、そこまで拡充をするような検討をされないのか。それと、先ほど、私が確認しました全日制3年と通信制4年の、この部分を

超える人はだめだということですがけれども、それを超える分の人の授業料減免ですか、ここは県単で見ると、これは今議会で私学の拡充について請願も上がってしまっていて、請願の趣旨はもっと拡充してくれと、そこを言っていられちゃうと思うんです。いわゆる均等割以上の人も学費の減免はできないのかという趣旨の請願なんですよ。

○福村文化文教・国際課長 私立の場合、どこまでを無償化するかというのは非常に難しいところもあるかと思うんですが、私どもが考えたところでは、350万、国が線を引きましたラインで県として行くということでございますが、その枠から出る人たちについては、今後また十分に検討していかなければいけないというふうに考えます。

○高橋委員長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

もう一点、34ページの先ほど雇用の選定は各学校がというのがありましたが、10校の私立高校の選定の根拠、私立高校は10校じゃないと思うので、その選定の根拠を。

○福村文化文教・国際課長 この10校については、この制度を考えたときに、希望をとりまして、私どもの学校にぜひ欲しいということで10校が挙がってきたということでございます。

○高橋委員長 10校でおさまったという理解をされているのでしょうか。例えば、12校だったけれども、2校に取り下げをしてもらったとか、そういう経過はなかったのでしょうか。

○福村文化文教・国際課長 10校しか希望しなかったということです。14校ございますけれども、そのうちの10校が希望をしてきたということです。

先ほど説明した年収の判断の基準でございます。

すが、これは、就学支援金を幾ら支給するかということでございまして、減免のほうは、33ページに掲げております2の補助要件を適用して判断するというので、御理解いただきたいと思えます。

**○高橋委員長** それでは、以上で第2班の審査を終了いたします。

引き続き、総括質疑に移りますので、質疑のある方はよろしくお願ひします。

**○萩原委員** 統計調査課長と生活・協働・男女参画課長、言うならば、女性の参画社会のお2人は花形ですね。後々、後に続く女性の方もいらっしゃるわけですね。衆望の眼で見られておられるわけですね。実際、課長を拝命し、あるいは課長として仕事をしながら、課の職員の皆さんと、ああ、自分は女性の課長になってよかったなということを実感されたことはありますか。これは大変だな、男の課長たちと一緒にやらないかと、片意地張って頑張らないかと思ったのですか。お二人に一言ずつ。

**○橋本統計調査課長** 私、統計調査課長を拝命いたしまして約2年たつんですけれども、女性であったからどうだったということは今まで感じたことはございません。というよりは、皆さんと一緒に力を合わせて一つの仕事をやっていくということは非常に素晴らしいことであるということを実感しているということでございます。

**○高原生活・協働・男女参画課長** 私も課長を拝命して2年になりますけれども、見ておわかりのように、女性っぽくはないので、普通に自然体で職員と仕事をしてきたつもりです。以上です。

**○萩原委員** こういう場ですから、まあ、いいでしょう。ひとつ、後に続く女性の方々のため

にも、男女参画社会だから、県にもそういう人がたくさんふえなきゃいけないんですね。また、男性職員も女性の課長だからとある程度気を使うと思うんです。使うなと言っても使うのは当たり前であって、ひとつ頑張っていたきたいと思えます。

最後に、高山部長、いよいよ引退のようですが、38年ぐらい県庁におられると思うんですが、後に続く後輩たちに、あるいは県政に、あるいは議員のレベルをもうちょっとしっかりせんかという、何かそういうところの考え方があったら、思いを聞かせていただければありがたいと思えます。最後に言いますから、考えておってください。

**○前屋敷委員** 萩原委員に関連してなんですけれども、一番足元で庁舎内で女性の管理職の登用というのを率先してやらなきゃならないんですけれども、目標からしてどんなですか。

**○高原生活・協働・男女参画課長** 県職員については特段目標というのにはございません。人事課のほうでもつくっております。目標としては、審議会の委員については50%を目標にしたいということで動いておりますが、今の県職員の状況を見ますと、管理職が現在、知事部局で8名ということで、全体の管理職の3%程度でございますので、やはりこれはいかにも少ないのかなというふうには思えます。ただ、採用が、我々50歳以上という時代の人たちは少なかったですね。今の若い方々につきましては、3分の1強が女性ということですので、もちろん、きちっとした研修はしなくちゃいけないんでしょうけれども、人口もそれなりに広がっているところもあって、今後、その辺の昇任ということも、もともと人材育成の観点からも行われていくというふうには思っております。今後拡大し

ていくんではないかというふうに思います。

○河野副委員長 1点だけ、同和対策でございますけれども、県内の同和人口は今、どのぐらいを見ておられるんですか。

○酒井人権同和対策課長 結論から言いますと、詳しい数字がございません。以前、調査しましたものでとりあえず申し上げたいと思います。調査時期ですけれども、平成5年度の調査でまことに申しわけございません。随分昔のことでございますけれども、その時点で、一番最初に法律の指定を受けたときの世帯数が1,512世帯、平成5年度で252世帯、人口数で当初指定時が5,169名で、平成5年度調査で729名というふうになっております。現在の数字は把握いたしておりません。

○河野副委員長 わかりました。

○萩原委員 部長、頭の整理は終わったと思いますが、37～38年間、走馬灯のようにあると思うんですね。もし、思いがあればひとつお話しいただければと。

○高山県民政策部長 お心遣いいただきまして、まことにありがとうございます。私は昭和48年に県庁に入りまして、37年間の県庁生活でありました。その37年の間、県行政に携わる機会を与えていただきました県民の皆様、県民を代表する県議会の皆様に心からまず感謝を申し上げたいと思っております。本当にありがたいことだったと思っております。

後に残る職員にということでございますけれども、特に私のほうは、そんな大それた考えは持っておりませんで、私の心がけてきたことと、体験上で思ったことを何点か申し上げさせていただきますと思いますが、まず、県庁の仕事を進めていく上で、まず、一番基本としていたしたのは、県庁職員である前に一社会人であるこ

と、そして、一社会人としての常識を常に保持するように努力すること、これが一番の基本でございました。そして、県民の皆さんと接するとき、施策を立案するとき、そういった気持ちできたつもりでございます。それはなぜかといいますと、よく今、県民目線ということをおっしゃいますけれども、一社会人として対応していくという考えでやっていけば、県民目線というのを大きく外れる心配はないというふうに思ってきたからでございます。ただ、いろいろ思い出してみますと、しまったということもたくさんございます。しかし、そういった努力をしてきたことは事実でございますので、そういった気持ちを職員の皆さんも持ち続けていただいたらありがたいなと思っております。

それと、経験したことを何点か申し上げますと、まず1点は、一人の職員がやれることは限られています。幾ら一人で頑張っても、二人前、三人前の仕事ができるかという絶対ありません。ということは、チームワークプレーができないと絶対大きなことはなし得ないということです。日本はそういったチームプレーで発展してきたわけですが、それをやはり忘れないようにしてほしいというのが1点でございます。

それから、仕事をしていますといろいろな意見がぶつかり合う、そういったことがございます。ぜひ、こういうときには、話し合いをいとわないでいただきたいということです。といいますのは、相対した意見がずっと続くよりも、まず話し合うことで、意見の合致はしなくても、相手がどう考えているかはわかってくる。そして、私の考えも相手には伝わっていく。これは最終的に意見が合致しなくても、行政を進める上では非常に大事なことであるというふうに思っています。

そして3点目、一定の年齢、ポストにつきましたら、やはりその仕事を率先してやることももちろんでありますけれども、次の世代の職員をいかに育成していくか、力を出させるように努力するか、これが基本だと思います。そのために、職場内で自由に議論できる雰囲気をつくってくださいよということをお願い申し上げました。私が行いましたのは、職員の意見をまず一回受けとめること、すぐ反論しないことという、もっとも頭が働かんから反論できないのも事実なんですけれども、どうしても職制がありますから、職制の上の者が反論しますと、相手は黙ってしまいます。だから、まず、一回意見を受けとめること、そういった形で職員を育成していくというのが非常に大きな仕事だったのではなかろうかと思っております。そういったことが次の職員に伝えていきたいことでございます。

県政全般のことで、大きなことは私も言えませんが、今回の本会議でもいろいろ新しい総合計画について御質問等ございました。新しい総合計画、20年後の宮崎というもので、20年後には人口が96万ぐらいになるという推定、その中で少子高齢化とかいろいろありますが、人口の96万と申したら、戦後の昭和21年、1946年がちょうど95万なんです。宮崎県の人口のピークが平成8年、1996年の118万ですから、約50年かかって23万人ふえてきたと。ところが、今度は平成42年ですか、34年かかってもとの数字に戻るといような状況であります。単純にもとに戻ればいいんですけれども、高齢化が進んで、高齢化率は36%ぐらいだと。おまけに約4分の1は75歳以上というふうな数値です。そうなりますと、いろいろな課題も生じてきます。そういった中で私が一番心配するのは、地域力といいますか、

地域の住民がそれぞれ参加して、自分たちの力でいろんなことを実行していく、その地域力をいかにしていくかということが非常に大きな課題であろうなと思っております。そういった意味では、私も、退職しましてからも、一社会、一地域人として、地域の発展のためにいろいろ尽力したいなと思っております。

そういった課題を含めまして、今、つくっております新しい総合計画では、20年後の宮崎の姿をどうしていくかということ、今から県民の方々、市町村の方々と意見交換しながら、恐らく残った職員がつくり上げてくれると思えますし、もちろん、成案ができましたら県議会にもお諮りいたしまして、御議論いただくことになると思います。そのときはぜひ、よろしく御提言等をいただければありがたいと思っております。

私は、県職員というのは、思うんですけれども、知事の指導のもとにいかにして県民の福祉を向上させるか、いかにして県勢を発展させるか、これが最終的な目的であろうと思っております。そういった意識でやっておりましたけれども、特に、身に余る部長職というのをここ3年続けさせていただいたんですが、この委員会とか本会議等でいろいろ御質問等をいただいて、なかなか意に沿うような御答弁ができなかったことが多々あるかと思っております。その点は、先ほど申しました、県政の目標ですか、県民の福祉、県勢の発展のために考えながらの中でのお答えであったことを御理解いただければ、非常にありがたいなと思っております。

いずれにしても、私どもの目標もそうありますし、恐らく県議会議員の皆様方の究極の目標というのも同じことだと思いますので、ぜひ、これからも後に残る職員たちにもいろいろ御指導を賜ればありがたいと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、改めて感謝申し上げますながら、終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

○萩原委員 ありがとうございます。なぜ、私が部長にそういうことを聞いたかという、あなたのお父さんを私は非常に尊敬しておったんです。すばらしい町長さんだったし、ふだん見ておって、必ず最後にいいお話をしてくださるだろうなと思って御指名を、ふつつかでしたけれども、ありがとうございました。どうもお疲れさまでした。

○高橋委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは次に、請願の審査に移ります。継続であります。請願第30-1号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 次に、新規分、請願第34号について、執行部から説明はございませんか。

○福村文化文教・国際課長 文化文教・国際課は、特にございません。

○高橋委員長 それでは、委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、以上で県民政策部の審査を終了いたします。執行部の皆様、長時間、御苦労さまでした。

あすの日程についてですが、午前10時、会計管理局の審査を行うことといたします。

本日は、以上で終了いたします。

午後4時21分散会

平成22年3月11日（木曜日）

午前9時58分再開

出席委員（8人）

委員	長	高橋	透
副委員	長	河野	安幸
委員		福田	作弥
委員		萩原	耕三
委員		押川	修一郎
委員		権藤	梅義
委員		武井	俊輔
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

会計管理局

会計管理者	長友	秀隆
会計管理局次長	中西	秀徳
会計課長	井上	昌憲

人事委員会事務局

事務局	長	太田	英夫
総務課	長	江藤	修一
職員課	長	大野	保郎

監査事務局

事務局	長	佐藤	勝士
監査第一課	長	川越	長敏
監査第二課	長	道久	奉三

議会事務局

事務局	長	濱砂	公一
事務局	次長	岡田	英治

総務課	長	渡邊	靖之
議事課	長	富永	博章
政策調査課	長	日高	正憲

事務局職員出席者

総務課	主幹	黒田	渉
議事課	主幹	壺岐	哲也

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました会計管理局当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○長友会計管理者 会計管理局の平成22年度の予算につきまして、御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料の435ページをお開きください。会計管理局の予算は、総額で6億9,294万2,000円でございます。前年度当初予算に比べますと、金額で1億3,498万9,000円、率で24.2%の増となっております。

その主なものにつきまして御説明申し上げます。439ページをお願いいたします。まず、（目）一般管理費（事項）職員費2億9,707万9,000円でございます。これは、会計管理局職員38名の人件費でございます。

次に、（目）会計管理費のうち（事項）出納事務費2億9,180万5,000円でございます。これは、出納事務の執行及び財務会計システムの運営管理等に要する経費でございます。なお、21年度当初予算に比べまして1億2,231万2,000円の増となっております。これは、現行の財務会計システムの機器が22年度中に5年間のリース期間の満了を迎えますことから、機器の更新に係る経費等を計上したことによるものでございます。

次に、（事項）証紙収入事務費1億405万8,000

円でございます。これは、県の証紙の売りさばきに要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○高橋委員長 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○武井委員 1点、財務会計システムなんですけれども、リース満了ということで、また随契にされるのか、また、改めて入札等をどういうふうな形でなさっていくのか、そのあたりをお聞かせください。

○長友会計管理者 基本的には入札というようなことでは考えておりますけれども、内容が一部特殊な部分も中に入っております。<sup>\*</sup>特許権の問題とかも入っておりますので、これに関しましては、情報政策課が指導指針というのをつくっておりますので、情報政策課のほうと協議をしながら、どのように決めていくかというのは、一番コストのかからない、県民の税金が無駄に使われない方法はどれが一番いいのかというのを見きわめながら、情報政策課と一緒に今後検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○武井委員 特許権なんかもあるということは、金額の交渉とかは情報政策課を含めて話をしていくとしても、事実上の随契というか、平たく言えば、やれるところはほぼ限定されているというような状況にあるという理解でよろしいのか、伺います。

○長友会計管理者 約5年前に開発したシステムでございますけれども、このシステムがいかにか効率よく運用されていくか、平たく言えば動いていくか、私どもはここが一番のポイントではないかと考えております。それによりまして今後の事務の事務を進めていきたいと思っております。

るところでございます。以上でございます。

○武井委員 わかりました。

次に、証紙なんですけれども、南署でしたか、警友会ともいろいろお話をしてもそうですけれども、証紙の売りさばき所をやめるというような話も聞くんですが、証紙もほとんど売れないようなところというのは、置いていても事務的にコストもかかるだけでしょうから、そういった意味で、証紙売りさばき所の効率的な再配分というか、見直しとか、そのあたりはどのようになっているのか、また、手数料がどれぐらいなのか、あわせてお聞かせください。

○井上会計課長 売りさばき人が現在、県内に85名、197カ所で売りさばいております。先ほど、警友会の問題がございましたけれども、私どものほうも警友会のほうからどうするかということで相談を受けております。実は、警友会の問題につきましては、証紙売りさばきを39年から始めておりますけれども、そのときには実は交通安全協会はございませんで、警友会がやっているということでございまして、関連して警友会のほうで交通安全協会のほうに今、売りさばきをお願いしているという状況でございます。ただ、福岡のほうでは、警友会のほうも見直しをやりまして、証紙を販売しないということでございますけれども、私どものほうも、実は警友会と交通安全協会が17カ所、県内で売りさばいておりますので、これがなくなると、非常に県民の利便性も低くなるということで、今、これにつきましては、警友会のほうで今後どうするか見直しを検討しているということでございますので、その結果を見て、私どものほうも検討してまいりたいと思っております。

○武井委員 手数料のパーセンテージを。

※129ページに訂正発言あり

○井上会計課長 証紙の購入の3.15%を手数料として支払いしております。

○武井委員 一律、すべてですか。

○井上会計課長 そうです。

○武井委員 わかりました。

○福田委員 今の証紙に関連してですが、今、これだけ電算化されましたから、ペーパーレスの時代が来ていると思うんですね。そういう取り組みをやった都道府県もあるようでございまして、これを見ますと1億内外の経費がかかっていますね。やっぱり、ペーパーレスの方向に向かってもう実現している都道府県もあるわけですから、本県もやる必要があるんじゃないかな。これが即、税収で考えますと1億円の税収に匹敵するわけです。出すほうですからね。その辺も即はできないと思いますが、これだけ電算化が進み、ソフトの開発をやられているわけですから、本腰を入れてやれば、やっているところもありますから、できると思っているんですよ。しかし、手数料に頼って運営している団体等もあると聞いていますから、そういう面では少し時間がかかるのかと思いますが、そういう取り組みを開始される時期かなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○井上会計課長 委員のおっしゃるペーパーレス化の関連でございませぬけれども、東京都では2年前の6月議会で22年の4月1日から収入証紙を廃止するというのを聞いております。実はこれに関連いたしまして、20年の8月に愛知県が、どうしますかと、東京はやめますよとほかの県に聞いたことがあります。このときには、廃止検討中が愛知県と京都府、岡山県、山口県の4府県だと。その後、実は1年後でございませぬけれども、去年の8月14日でございませぬけれども、奈良県が実はフォロー調査を行いまして、聞きまし

たところ、廃止検討中にしていました愛知県と京都府、岡山県、山口県の4府県もやらないということです。理由があるんですが、これは、現金収入とした場合に所属の事務が煩雑になるということ、それから、それに伴って人件費がかかってくるというのがございませぬ。それから、現金を扱うことで事務の危険性が増すと。もう一つ、利便性も考えますと、今の証紙収入のほうが良いという判断というふうに聞いているところでございませぬ。以上でございませぬ。

○福田委員 いろんな事情から中断していることもよく存じていますが、私は流れはやはりペーパーレス化だと思いますね。郵便の切手にしても、今、併存していますけれども、そういう方向ですから、これだけ膨大なお金をかけまして各電算のシステムを開発されているんですから、必ずできると思いますから、その辺はあきらめることなく事務合理化、あるいは現金の収受につきましても、危険性のないソフトが開発できると思いますから、不断の取り組みをやりたいなというふうに考えております。要望です。

○高橋委員長 ほか、ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長友会計管理者 訂正をお願いいたします。今、武井委員の御質問のところ「特許権」と申し上げましたけれども、正確には「著作権」ということでございませぬので、御訂正をお願いいたします。以上です。

○高橋委員長 以上をもって会計管理局を終ります。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

---

午前10時10分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました人事委員会事務局当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○太田人事委員会事務局長 人事委員会事務局の平成22年度当初予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の519ページをお開きください。人事委員会事務局の予算額は、1億5,577万円でございます。対前年度比1.1%の増となっております。

次に、各事項ごとに御説明いたします。523ページをお開きください。(事項)委員報酬679万5,000円は、人事委員3名に対する報酬でございます。

(事項)委員会運営費82万1,000円は、人事委員会の開催等に要する経費でございます。

(事項)職員費1億2,287万7,000円は、事務局職員15名の人件費でございます。

(事項)事務局運営費506万5,000円は、事務局運営に要する経費でございます。

(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費1,373万円は、採用試験の実施等に要する経費でございます。内容につきましては、次のページをごらんください。まず、1の県職員採用試験実施費1,196万4,000円は、試験問題の印刷などの試験実施に係る事務的な経費及びホームページ、パンフレット作成等に要する経費でございます。2の任用制度等に関する調査研究費176万6,000円は、人事行政の調査研究や採点処理等に要する経費でございます。

(事項)警察官採用共同試験実施費243万3,000円は、警視庁ほか3府県と共同で採用試験を実

施する経費で、試験案内や試験問題の印刷等の事務的経費でございます。

(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費223万7,000円は、人事委員会勧告などに要する経費でございます。内容についてでございますが、まず、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費179万2,000円は、民間給与実態調査、給与報告、勧告などに要する経費で、2の給与その他の勤務条件の調査研究費44万5,000円は、勤務条件に関する調査、給与の支払い管理などに要する事務的経費でございます。

最後に、(事項)審査監督費181万2,000円は、不服申し立ての審査等に要する経費170万2,000円及び労働基準監督関係に要する経費11万円でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高橋委員長 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○前屋敷委員 民間給与の実態調査ですけれども、内容なんです、職種別だとか、それと合わせて調査企業の数だとか、そういうのを教えてください。

○大野職員課長 民間給与実態調査を毎年5月から6月にかけてやっておりますが、基本的には、公務と同じ業態を持つ業種は13業種ございますけれども、そういったものの中から10ぐらいの規模別、業種別に分けまして、グループに分けたものの中から無作為抽出で選び出します。昨年、全体で336の事業所がございまして、そのうちの実際調査をしたのが123でございます。以上でございます。

○前屋敷委員 公務員と同じような業種と言われましたけれども、もうちょっとその辺を詳しく。

○大野職員課長 公務の場合は、もちろん行政職だけではなくて、職種も化学とか農業職、いろいろございますけれども、そういったような業態としてはかなり幅広いものがございまして、例えば、業種として除かれるものというのは、農業職とかは除かれておりまして、ほとんどの業種は入るといふふうに思います。

○前屋敷委員 わかりました。

○武井委員 事務局の職員費が若干ふえているんですけれども、これは増員するということですか。

○太田人事委員会事務局長 基本的には人事委員会勧告、そういったものに対する給与改定等の影響、それから、春の人事異動に伴って職員構成等が変わりますので、そのプラス・マイナスで一応予算が変わってくるということで、人数は変わっておりません。

○武井委員 わかりました。

採用試験なんですけれども、ことしは何カ所程度、例えば、東京とか、宮崎だけですか、どういった形で実施をするのか。

○太田人事委員会事務局長 ことしは宮崎市1カ所で実施しております。昨年までは横浜と福岡で実施しておりましたが、全体的に受験者の減少というような状況もございまして、大きいのは、同一問題で全国的に実施しております関係で、例えば、台風等の影響によって試験が実施できない会場が出てくると、全体的に試験の実施に影響が出てくるというような問題もございまして、ことしから県外会場の実施を見送るといふこととございまして、

○武井委員 首都圏に行っている宮崎出身の大学生なんかにもいろいろ話を聞くと、宮崎に帰ってこない試験が受けられないというのは非常に不利益であるという話は、はっきり言えば、

評判的には非常に紛々なんですけれども、そういった意味では、何がし、そういったことに対して、特にこれだけ景気も下がってくれば、県職員に対する人気というのはまた回復してくるだろうと思うんですが、そういった意味での大都市圏からの受験者に対する配慮というのは何がし検討をされたのか、どのような見解をお持ちか、お聞かせください。

○太田人事委員会事務局長 もちろん、首都圏とか福岡あたりで実施することによって受験生の利便性というのは向上するわけですが、その中で、やはり受験者をいかに確保するかというのは、いろんなPRの方法で実施しております、一つは一定の受験者数を確保できるか、県外で実施する、あるいは廃止した際にどの程度の影響を及ぼすか、これは最近、全国的にも県外会場で行っている県というのは24県、半分ぐらいなんですね。最近、鹿児島等を含めまして県外会場の実施を取りやめるような県もございまして、私どももそういった県の状況等もいろいろ調査検討いたしまして、最終的には、ことしの試験実施によって、受験者数がそのことによって減少するというような状況はございませんでしたので、当面、県外会場の試験実施を廃止する、リスクを避けるという意味で、そういった方向をとったということとございまして、

○武井委員 試験というのは、もちろんそういったリスクはわからなくはないんですが、優秀な人材をどう確保していくかというのが課題だと考えれば、受けやすい環境づくりというのは非常に重要であると考えているんですが、ちなみに、最後に東京なりで実施したときの受験者数というのはどれぐらいあったんですか。

○江藤総務課長 昨年度の大卒程度で横浜と福岡で実施しております、このときに受験者数

としましては、横浜が76名、福岡が135名であります。

○武井委員 どうとるかということなんでしょうけれども、決して少ない数だとは思えないんですが、福岡なんかは特に多いわけですね。特に九州内の大学に行くという学生も多いわけですから、そういったものを一気に全廃することではなくて、例えば福岡だけ残すとか、そういったことも含めて検討はできなかったのか、伺います。

○太田人事委員会事務局長 結局、試験分散することによって、例えば、交通機関のトラブルとか、ことしあたりもインフルエンザ等ございましたけれども、どこかの会場が一つでもトラブルがあると、試験問題は共通ですから、その会場だけということじゃなくて、全体の試験日をキャンセルせないかと。問題等も、全国統一の試験を委託してつくっておりますから、全部使えなくなるというようなことで、その年度の採用試験自体が非常に難しい状況になるということもございまして、そこらあたりのプラス・マイナスを考慮して、今回、廃止をしたということございまして、受験生の利便性をどう確保していくか、いかに多くの受験生を確保していくかということについては、今後とも、いろいろ工夫研究をしてみたいと考えているところでございます。

○武井委員 おっしゃることはわからんでもないんですが、余り前向きじゃないような気がするんですね。今まで過去にそういったようなことで受験が、センター試験なんかでたまに雪が降りましたみたいなのがあったりすることがあるんですが、今まで宮崎県の職員採用試験、特に分散して実施する中で、過去にそういう事故があったことというのはあるんですか。

○太田人事委員会事務局長 過去に事例はございませんけれども、どうしても試験の実施時期が大体6月下旬ぐらいですね。本県の場合はそういうリスクというのは常にあるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○武井委員 6月にリスクがあるというのはどういう意味ですか。

○太田人事委員会事務局長 6月だけということじゃなくて、比較的、6月、7月、8月という時期は、今までの災害の状況とか見れば受験が実施できなくなる可能性があるという判断で、県外の実施を見送ったということでございます。

○武井委員 方針としてということであれば、コスト的なものもあるでしょうからわかりますが、さっきありましたけれども、県外からの受験者の受験のしやすさとか、その辺の配慮はまたくれぐれもいろいろと対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

---

午前10時25分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました監査事務局当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明がすべて終了した後にお願ひいたします。

○佐藤監査事務局長 監査事務局の平成22年度一般会計当初予算につきまして、御説明申し上げ

げます。

歳出予算説明資料の513ページでございます。監査事務局の予算額は、2億2,995万3,000円でありまして、21年度当初予算に比べ2.9%の増となっております。

この内容につきまして、517ページをお願いいたします。(事項)外部監査費1,770万円についてであります。これは、外部監査の実施に要する経費でございます。この外部監査につきましては、別途に議案第28号をお願いしておりますので、後ほど、説明させていただきます。

次に、(項)監査委員費についてであります。まず、(目)の委員費は、3,046万2,000円をお願いしております。この内訳は、(事項)委員報酬が監査委員4名の給与と報酬で、(事項)運営費が旅費などの監査委員の監査活動に要する経費でございます。

(目)事務局費でございますが、1億8,179万1,000円をお願いしております。この内訳は、

(事項)職員費が事務局職員17名の人件費でございます。

次の518ページをお願いいたします。(事項)運営費でございますけれども、事務局職員の監査活動や事務局の運営に要する経費でございます。なお、この運営費につきましては、前年度に比べ533万9,000円の増となっております。これは、監査指摘事項等の監査結果をデータベース化しております監査情報管理システムというのを持っておりますけれども、このシステムを改修する必要が生じたことから、そのシステムの改修のための経費522万1,000円を計上しておりますことによるものでございます。

続きまして、議案第28号「包括外部監査契約の締結について」であります。

提出議案書では133ページでございますけれども

も、お手元に配付しております委員会資料で説明させていただきます。まず、1の提案の理由でございますが、この議案は、平成22年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものでございます。この地方自治法の規定は、下の参考のところに規定しております。アンダーラインを引いておりますけれども、毎会計年度、包括外部監査契約を締結する必要があり、その場合、議会の議決を経なければならないとされているものでございます。

2の契約の目的でございます。包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査の結果に関する報告を求めるものでございます。

次に、3の契約の金額でございますけれども、1,711万800円を上限とする額をお願いしております。

4の契約の相手方といたしましては、公認会計士の安楽健一氏との契約を考えております。安楽健一氏は、昨年度と今年度に引き続きお願いしようとするものでございまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎部会からの推薦をいただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋委員長 執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑はありませんか。

○福田委員 今、最後に御説明いただいたんで、ちょっと教えてほしいんですが、公認会計士協会の推薦で契約の相手方を選定されたわけですが、経理については、監査する場合、継続性が必要ですね。少なくとも3年とか5年スパンですね。そうしますと、それぐらいのスパンを目安に公認会計士協会のほうに、弁護士会でもそうなんですが、推薦交代を依頼する、そういうシス

テムを考慮しておられるんですか。

○佐藤監査事務局長 契約についてでございますが、今、御説明申し上げました資料の一番下を見ていただきたいんですけども、この包括外部契約は、連続して4回、同一の者と契約を締結してはならないということになっておりますので、3回までは連続してお願いできます。そういうことで、3回をとということをお願いするわけではございませんけれども、お願いするに当たりましては、3回までは連続して契約することができますということは、公認会計士協会のほうには話はしてあります。

○福田委員 そうしますと、法的な制限の回数に到達した場合には、3回といたしますと、継続して数字の流れを見る場合には適当な時期ですね。後は、あくまでも契約の相手方の公認会計士は公認会計士協会が推薦した方になると、そういうふうに見るわけですか。こちらの意向は入らないんですか。こういうすばらしい方がおられるとかいうのは抜きにして、公認会計士協会の推薦によって契約が決まるということですか。

○佐藤監査事務局長 我々のほうではなかなかそこ辺の判断がつきませんので、協会のほうにどなたか適当な方を推薦お願いしますということをお願いしておるところでございます。

○高橋委員長 ほか、ございませんか。

○武井委員 例の不適正な事務処理の問題から、予算がこれで2度目、3度目という形になってくるわけなんですけど、そういった中で、体制の整備みたいなものについて、今年度の監査の体制といたしますか、仕組みとして、また新しくこういうふうな形で臨んでいくとか、何かその辺があればお聞かせください。

○佐藤監査事務局長 人員体制等については、

特段変更はないわけでございますが、ただ、監査の取り組みの姿勢としまして、重点化とか、あるいは不適正な事務処理につきましては、準公金の問題あたりを重点的にチェックしようとか、そういう取り組みの方法として、不適正な事務処理の再発防止については取り組んでおります。

○武井委員 わかりました。

○高橋委員長 ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上をもって監査事務局を終了いたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

---

午前10時35分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議会事務局当初予算関連議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○濱砂議会事務局長 議会事務局の平成22年度当初予算につきまして、御説明申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料1ページをごらんください。議会事務局の平成22年度当初予算額は、12億4,271万3,000円をお願いしております。前年度当初予算に比べますと8.7%の減となっております。これは、議員2名の辞職に伴う議員報酬や政務調査費の減、あるいは大規模改修事業が2年目となりまして、事業費が落ちつくということによるものでございます。

それでは、主な経費について御説明申し上げます。5ページをごらんください。(目) 議会費

でございますが、7億7,201万6,000円をお願いしております。以下、事項ごとに御説明申し上げます。

まず、(事項) 議員報酬でございます。議員の報酬、期末手当等の経費として5億5,602万3,000円を計上しております。

次に、(事項) 本会議運営費でございますが、本会議及び議会運営委員会の開催等に要する経費として2,892万円を計上しております。

次に、(事項) 常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、県内外の調査活動等に要する経費として1,194万4,000円を計上しております。

次に、(事項) 議会一般運営費でございますが、議長等の各種行事への出席に要する経費や、各種協議会等負担金、あるいは政務調査費に係る交付金等の経費として1億6,647万4,000円を計上しております。

次に、6ページをごらんください。(事項) 特別委員会運営費でございますが、特別委員会の開催、県内外調査活動に要する経費等として865万5,000円を計上しております。

次に、(目) 事務局費でございますが、4億7,069万7,000円でございます。以下、事項ごとに御説明申し上げます。

まず、(事項) 職員費でございます。事務局の職員32名分の給与等といたしまして2億7,273万7,000円を計上しております。

次に、(事項) 本会議運営費でございますが、本会議の記録、印刷等に要する経費として1,430万2,000円を計上しております。

次に、(事項) 常任委員会運営費でございますが、常任委員会調査活動の随行等に要する経費として262万5,000円を計上しております。

次に、(事項) 図書室運営費でございますが、

議員の調査活動に供するための図書の購入など、議会図書室の運営に要する経費として719万5,000円を計上しております。

次に、7ページでございます。(事項) 議員寮運営費でございますが、議員寮の維持管理等に要する経費として1,010万6,000円を計上しております。

次に、(事項) 議会一般運営費でございますが、議長公舎の維持管理や県議会の広報、その他議会の運営一般に要する経費として1億6,299万円を計上しております。このうち、説明欄の4の議会棟大規模改修事業でございますが、これは、本年度から3カ年の計画で着手しております。22年度はその2カ年目となります。22年度は2階部分の一部内壁の補強、それから2階及び3階部分のトイレの改修などを予定しております。

最後に、(事項) 特別委員会運営費でございますが、特別委員会調査活動の随行に要する経費といたしまして74万2,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○高橋委員長 説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○武井委員 事務局費が今年度と比べて1億円下がっているんですが、これは大規模改修の関係で下がっているという理解でよろしいのでしょうか。

○渡邊総務課長 今申しましたように、本年度と違いまして、議会の改修費、これが落ちたことが主な理由でございます。以上でございます。

○武井委員 財産収入328万、これはどういったものなのか、お聞きします。

○岡田議会事務局次長 6ページの財産収入の主なものは、議員寮の利用料、これが327万6,000

円ぐらいございます。電柱敷とかもございます。そういうものでございます。

○武井委員 図書室運営費が約200万減額になっているんですが、これはどういった理由か、お聞かせください。

○日高政策調査課長 平成21年度の新規事業で進めました議会図書室ネットワーク推進事業で計上しておりました6カ月分の臨時職員の賃金と、書棚等の備品購入に係る費用が減少したことによるものでございます。

○武井委員 わかりました。

最後ですが、議会一般運営費のその他運営経費3,460万、その他にしては非常に大きいんですが、例えばどういったようなものを指しているのか、お聞かせください。

○渡邊総務課長 議員寮に任用されている臨時の方についての費用が主なものでございます。

○武井委員 3,460万ですか。議会一般運営費のその他運営経費のほうです。

○渡邊総務課長 これにつきましては、臨時職員等、その他のものが入っております。臨時職員等についての賃金が700万、本会議、委員会の速記委託料が1,100万等々のものが主なもので、ほかにもございます。

○武井委員 わかりました。以上です。

○前屋敷委員 6ページの本会議運営費の中の1の会議録調整事務経費というのが昨年とすると減額になっているんですけども、これは何か……。

○富永議事課長 会議録調整事務経費の227万1,000円、これは調整のための嘱託職員を1名雇用している経費でございまして、旅費とかも一部入っております、その辺が若干の増減ということで、基本的な運営形態は全く変わっておりません。1名の継続ということでございま

す。

○前屋敷委員 議会史の編さん費がことしでゼロになっているんですが、すべて整ったということなんでしょうか。後はどうされるんですか。

○富永議事課長 今つくっております議会史は、閉会日の17日までに議員のお手元に配付できると思っております。今後については、また23年度以降に検討をいただくということになるかと思えます。以上でございます。

○押川委員 議員寮維持管理費の主なものを教えていただくとありがたいんですけども。

○渡邊総務課長 まず、施設管理費等として300万、管理人がおられますけれども、その人についての委託料、これが280万というのが主なものでございます。

○押川委員 管理人はお一人ですか。

○渡邊総務課長 委託が1人と臨時任用として1人ということになっております。委託の1人の方は個人委託ということになっています。

○押川委員 以前、寮なり議長公舎あたりのいろんな意見が出ておったんですけども、その後はなかなか大きな声は出ていないのかなとは思いますが、議会事務局として、そういった問題について、今後どういう方向で行かれるか、議論があるかないか、あれば聞かせていただきたいと思えます。

○濱砂議会事務局長 議員寮につきましては、確かに、毎年600~700万程度の持ち出しといたしますか、経費がかかると。あるいは九州でも宮崎だけと。全国的に廃止という方向もあるんですが、そういういきさつがありまして、過去何回か検討されたこともございました。しかし、その都度、先送りと申しますか、なかなか結論が出ずに今日まで至っております。周辺の民間の宿泊施設とか充実してきておりまして、設備

的にも経費的にも便利にはなっておるんですが、しかしながら、議員寮の一番都合のいいところは、議員さんですから、いろんな書類とか議案書とか関係の資料がいっぱいあると思うんですが、例えば、あれがなかったら、一々持って来ないといかん。持って帰り、一般のホテルでありますと置きっ放しにできませんので、議員寮がありますと、ずっとあそこに固定して、いわば事務室的な機能を果たすというようなことで、そういうことが非常に便利がいいのかなという気がいたします。遠方からいらっしゃる方々が相当数利用していらっしゃる現実もありますので、特に大規模に修繕せないかんとか、あるいは改築せないかんとかいう大きな経費がかかる場合は別としまして、当分は議員の方々から特に御意見とかが出ない限りは現状維持かなというふうに今のところは考えております。

**○押川委員** わかりました。これはいろいろ議論があることだろうというふうに我々も考えていますので、今、おっしゃっていただいたように、遠方の議員さん方においては、確かに、今、そういうものはあるでしょうし、財政的なものを考えてみると、そういう議論というものは今後も必要なのかなということもありますので、またよろしく願いをしておきたいと思います。

最後にしますけれども、県民政策部の中でも言ったんですが、県民だよりもしても活字が小さいということで、我々、せっかく議会だよりを作成していただいておりますけれども、これにおいても、周りの人たちの話を聞くと、高齢化もありますし、字が小さくて読みづらいという声を聞くものですから、できれば少し字を大きくしていただくような工夫なり、そういったものをしていただくとありがたいなということで、福田委員もおっしゃっておいりましたし、

私も言ってきたところでありますけれども、議会事務局においても、せっかく県議会報告でありますから、読みやすいように、そういう工夫をまた今後していただくとありがたいと思いませんけれども、いかがでしょうか。

**○濱砂議会事務局長** そこ辺は、確かに、高齢化も進んでいますし、読みやすくということでは、刊行物に限らず、ホームページだって文字を大きくして、そういう時代の流れがございしますので、知事部局の執行部の一般刊行物の関係もありましようから、そこ辺のところと連携しながら、またいろいろ御意見を伺いながら、検討してまいりたいと思います。

**○福田委員** 今の広報の関係はきのうも担当課のほうに各議員、要望したんですよ。この前、この委員会で神奈川県に行きましたが、神奈川県で同じようなことを聞いて、改善になっています。広報企画監の話をお聞きすると、ここも以前はそういう大きさだったそうですね。けれども、自治会サイドの要求で小さくしたということですから、配るサイドじゃなくて、読むサイドの県民の立場でサイズを考えてほしいなというふうに考えています。これが1点。

それから、速記の地方議会での流れはどうなっていますでしょうか。記録のシステムが非常に発達して高度化していますから、速記に頼らないでやっている議会もあるやに聞いているんですが、その辺の流れを教えてくださいなんですが。

**○富永議事課長** 全国的に、県議会では32県が速記を置いてございまして、ということは15県がもう速記を置いていないという状況がございまして。本県が速記を置いている必要性ということで3点ほど考えておりますけれども、1つは、精度の高い会議録ができるということで、例えば、緊急動議とか、やじとか、いわゆる不規則

な発言が議会で大きな意味を持つ場合が多いということで、録音だけといたしますと、マイクで集音しますので、収録できない場合もありますし、逆に速記であれば、意味のある発言を正確に記録できるというようなことで、精度の高い会議録ができるというふうに思っております。

2つ目は、短い言葉とか言い回しであれば、本会議場で直ちに速記起こしができるという利点がありますし、長い言い回しの部分でも、録音だけよりも早い時間で速記起こしが可能で、円滑な議会の運営に資するかなというふうに考えております。

3つ目は、録音の場合だけでしたら、停電とか機械の故障の場合に会議録ができない可能性も想定できますので、速記をつけておれば、そういった場合もカバーできるんじゃないかということで考えておまして、速記を配置したほうがより安定した議会運営と精度の高い会議録ができるんじゃないかということで、実際、経費的には、速記の経費は22年度予算で39万円計上しておまして、費用対効果から見れば、速記を置いたほうがよろしいんじゃないかというふうな考えで、本県は速記を継続して置いているという考えでございます。以上でございます。

**○福田委員** 私は、さっき、1,000万の数字が出たから今、流れを聞いたんですが、1,000万は何ですか。

**○富永議事課長** それは、速記委託の中に議事録起こし、テープと速記の両方から正確な議事録をつくってもらう、それを委託しているということで、委員会の議事録起こしも含めた1,100万程度かかっているということでございます。速記だけは39万円の予算しか計上していないということでございます。以上でございます。

**○福田委員** 説明が悪いですね。39万円だった

ら、私はとてもそんな質問をしようとも思わなかった。地方議会の流れの中で速記を廃止している議会が出ているなどと思って、説明の中で1,000万もかかるのかなと思ったんですね。わかりました。

**○高橋委員長** ほか、ございませんか。

**○権藤委員** 先ほどの議員寮の検討、これについては従前からいろいろ議論があったわけでありましてけれども、私どもとしては、厚生施設という意味で、例えば、スポーツ振興議連の野球、ゴルフ、そういったこと、あるいはロビー的な、議員との懇談、会合、そういったものがホテルとは違ったものがあるんじゃないか。維持経費が同等程度であれば、他県の例を参考にする場合も大事ですけれども、本県としては、議員の利用の立場、厚生施設、そういう面から私は現状存続が望ましいんじゃないかというのをずっと議論が盛んなときも思っていましたので、各利用される人、要するに泊まる人もありますが、それ以外の人の厚生施設としての評価も加えて総合判断を今後お願いしたいというふうに思っております。

**○渡邊総務課長** 今おっしゃった中で、本県が年間大体900名ぐらい利用されています。他県で1,000名程度利用されている岩手、秋田、長野、島根県、そういうところについては、単に宿泊ということでなくて、今、権藤委員おっしゃいましたように、いわゆる私物の保管とか、私どものところでも何人かの議員の方はインターネットを置いておるとかということで、ミニ事務所的な対応をしているということがございますので、単に宿泊だけの機能であれば、また近隣にもホテル等がございますので、そういったところも加味して検討をしていかないといけないのかなということは今、考えております。以上

でございます。

**○濱砂議会事務局長** 補足しますけれども、今、申し上げましたような機能とか、先ほど私が申し上げました機能とか、今、権藤委員がおっしゃったように、議員間の交流、これも議員寮が持つ大きな機能じゃないかというふうに思っていますので、御指摘の点も踏まえましてよく検討していきたいというふうに考えております。

**○福田委員** 私はちょうど議員寮の建てかえのときに議運におりまして、調査なんかをやったんです。以前は木造でしたから、そのとき、両論あったんですね。当時はまだ交通事情はよくなかったですから宿泊が多かったですから、主に宿泊をする方と、あるいは旅費規程で宿泊のつかない議員については比較的関心がなかったんです。そのとき、建てかえですから、どうするかということ非常に論議を呼びました。しかし、最終的には宿泊専用の議員寮になってしまったんです。権藤委員のおっしゃったような、いわゆる全議員が使えるようなオフィスの機能も持ち合わせたものにしたらどうかということで、場所も蚕糸会館がありましたが、蚕糸会館はどうだろうかということで大分希望したんですが、そこはコスト的に高いということで向こうに行ったんですね。当時の現在地ですね。それで、今、宿泊数はどれぐらいかよく存じませんが、維持存続するんであれば、宿泊者の希望と、今、権藤委員からも出ましたように、いわゆる宿泊のつかない地域の議員のオフィスの機能も兼ね備えると非常に便利がいいがなというふうに思いまして、最近、副議長も一緒でしたが、沖縄に行きましたが、沖縄の県議会の機能等を見ますと、びっくりするような施設でございまして、そういう面では、我々議員も県民の負託を受けていろんな調査研究をするわけです

から、そういうものが高度に利用できると大変ありがたいなと。そろそろ改修の時期に来ているようでございますから、宿泊機能を維持しながら、オフィス機能も付加するというのも考えてほしいなと思っております。

**○萩原委員** 傍聴席に入る道の話、傍聴席に入るのに、別の棟から上がって、雨が降れば傘を差して行く、こんなのはどこの議会もないだろうとかねがね思っていたんですけども、3階をぶち抜いて上がれないのか、あるいは県庁の真ん中のところにエレベーターをつくったですが、何か傍聴席にすんなり入れるような方法はないのかなといつも思うんですけども、一回、真剣に検討してもらえんかなと思うんですね。傍聴席に一回上がってみてください。私は何回か上がっているんですけども、向こうのほうから、渡り廊下みたいな、天井のない、雨が降れば傘を差さないかんとというような、一回真剣に考えてほしいなと思うんですけども、どうでしょう。

**○濱砂議会事務局長** 確かに、今は、あっちから上がって渡り廊下だけですから、変則的な格好になっていますが、傍聴者の規制の問題とか、あるいは工事費の問題とか、構造上の問題とかいろいろありましようから、情報収集をしながら勉強させてもらいたいというふうに思います。

**○萩原委員** ぜひ、お願いします。

**○権藤委員** いすが10人も20人もガタガタというでしょう。あれを何かちょっとしたものを、スポンジじゃないですけども、立ったときに何かポンと音がするような気がするんですが、それも検討していただくと。みんな後ろを振り返って……。

**○武井委員** 図書館の活用なんですけれども、今、議員だけで、県民の皆さんは存在自体も知

らない方が大多数だと思うんですが、国立国会図書館なんていうのは普通の国民の方もよく利用するわけですが、議会の図書室の県民に対する告知、PRとか、また利用の活性化についての取り組みについてお伺いをしたいと思います。

**○日高政策調査課長** 議会の図書室につきましては、地方自治法で設置することになっておりまして、基本的には議員の方々の調査研究に役立てるためというのが主たる目的になっておりまして、議会政治に対する理解を深めるために、一般の方も利用させることができるというふうな規定になっております。そういうことで、一応、規定の中では閲覧に限ってですけれども、利用を規定しているところがございます。広報等につきましては、あえて一般県民の方には言っておりませんが、今回、新しいネットワーク推進事業で県立図書館と一緒にネットワークをつくっておりますので、例えば、県立図書館に来た方が、そこにはない資料が議会図書室にあるということになれば、来ていただいて閲覧はできますので、そういうことで図書館とネットワークの中で周知等を図っていききたいというふうには考えております。

**○武井委員** 実際に今、一般の県民の方が見るとかほとんど見たことはないんですが、事例としてはあるんですか。

**○日高政策調査課長** 昨年、一昨年を見ましても、大体年間に2人とか数人程度の利用しかありません。ですから、議会に関係する物事を調べに、それを目的に見える方はございますけれども、一般の方は市の図書館とか県の図書館で大体用事が済みますので、そちらのほうを利用されているのかなというふうに思います。

**○武井委員** わかりました。

**○権藤委員** 私は武井委員の質問の趣旨がどち

らにあったのかわからんけれども、制約して、議員の資料を見たり、さっき調査課長が言われたように、ほかの図書館にないものを閲覧あるいは資料のコピーをするとか、というのが、その工事が始まって、私は議会の資料を見ようとしたら、利用できませんと——利用できないというのが、もちろん、段ボールに入れたりして、教育の問題については県の図書館にはその資料がありますということで、県の図書館に行っただんですが、物すごく多いんですね。多いけれども、風邪とか花粉とかあったんでしょうけれども、マスクをして、みんなしんとしているんですよ。一般の県民の方は、一般的に向こうと市の図書館を御利用いただいて、さっき言われたように、議員のいろんな調査事項とかに限定して、ないものは応じていいんですが、そういう意見として述べたい。

**○日高政策調査課長** 議会の図書室は、あくまでも議員の調査研究に役立てるためという趣旨がございますので、大部分はそういう形で運用をしていきたいというふうに考えております。

**○前屋敷委員** 県民の方が議会に請願とかいろいろ要請に見えたときの受付の対応のことでいろいろ苦情を聞くものですから、その辺の配慮をしていただけないかなということでお話しするんですが、いろいろ要望を持って請願に見えるんですけども、受付の段階で、訪れたときに、各党派とコンタクトがちゃんととってない限りはあそこを通しませんと言われるんだそうです。県民はだれしも、いろいろな要望を持って各党派だとかにお願いに回るということは当然のことなので、そういった場合、本来なら、請願をしたい方が事前に日にちを決めて、各党派のところにその日に行くのが一番スムーズに行くことかもしれないんですけども、しかし、

あそこに行ったときに、それがないと拒絶されるということになっているようなんですね。ですから、そこでストップかけないで、受付のほうから各会派にきっちりその辺をつなぐ役割はする必要があるんじゃないかなというふうに、私もお話を聞きながら思ったものですから、その辺のところの改善ができないかということでも検討してほしいなと思うんですけれども。

**○富永議事課長** 請願につきましては、基本的に紹介議員を1名以上つけることになっておりまして、請願を望まれる方が見えて、紹介議員はどなたでしようかというような感じの対応になると思うんですけれども、その際に、各会派に紹介議員としての案内をすとか、それはなかなか難しいのかなということもございますので、請願者が、例えば会派とか、ある程度の目的を持って見えれば、その会派につながることは今後はできるかなと思っております。以上でございます。

**○前屋敷委員** 最低そこあたりまではしていただかないと、県民のための議会でもあることです。その辺のところは十分配慮して対応してほしいなというふうに思います。

**○榎藤委員** 今の件に関してですが、昔から新聞がたくさんあって、あそこの入り口において、ちょっとちょっとと言って、ここを出してくれませんかとかいろいろあったわけですね。そんなこともあって、ガラスで遮断したり、前は内側のドアはなかったと思うんですよ。そういうものをつくったり、また、議場に変な人が飛び込んだり、そういうことがあっての今日だと思うんですが、今、前屋敷委員に対する配慮としては、何か文字をつくって、請願に来られた方は紹介議員があればどうだとか、そういうふうに特別に、初めて請願に来た人が、この守衛さ

んに言えばいいんだとか、何かそういう簡単なものでいいと思うんですね。請願の方は守衛さんに連絡をとって相談してくださいとか、一番多いのはそういうことで、あとはみんな連絡をとって来ていると思うんです。それはする必要はないかもしれませんが、一回、そういう声があるのであればということで、特に答えは要りません。

**○前屋敷委員** よそのところは余りわかりませんが、宮崎市議会の状況、あそこは各会派の控え室あたりも完全にフリーパスなんですね。2階に会派の控え室があるんですけれども、市民が1階から自由に行き来をして、そこが防衛の問題とか、今ありましたように、前、議場に飛びおりたケースがあったりして、かなりその辺のところを重要視しておられるんだろうと思うんですけれども、市で言えば、市政は議会と議員が一体となって活動ができるというような形で、完全にどの会派にも市民が自由に行っているいろいろな相談したり要請したりすることができるという状況と、かなり県議会の状況は差があるものですから、そういった意味では、もう少し柔軟に、もっと県民と接近ができるような形を検討する必要があるんじゃないかなというふうに思いましたので、お話ししました。

**○濱砂議会事務局長** おっしゃる趣旨はよくわかりますが、確かに、過去にも変な事例があったりとか、いろんな方が見えますから、一定のチェックは必要だと。ただ、おっしゃることは窓口対応の問題だと思いますから、議会だけじゃなくて、行政機関すべてですが、窓口対応をいかに不案内な人にわかりやすく対応してやるかという問題だと思いますので、そこ辺はよく考えて、よりよい方向を目指していきたいというふうに思います。

○**榎藤委員** 私が言う必要は別にないことなんですけれども、私は米沢さんの運転手とかをしておったんですが、そのときに、空港拡張の採決があるときに、あそこの3階の自民党に行く階段から議場の入り口まで反対運動の人が占拠したことがあるんです。それは初めてだったから、出れとか、そういうことはなかったけれども、議員が入るときは何じゃかんじゃ言われながら押し分けて通るような感じで、そういうこともあったんです。市議会もそういうことはあるかもしれませんが、今、開かれた市議会ということでやっておるのであれば、そういうことが実際にあっているから、そういう場合も想定してのいろんな善後策を協議していただきたいというふうに思います。

○**高橋委員長** 以上をもって、議会事務局を終了いたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

---

午前11時27分再開

○**高橋委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、12日に行いたいと思います。開会時刻は、13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

○**押川委員** 地方主権戦略会議の地方自治体代表が都市部の首長だけであるということで、地方の声というのがなかなかその会議に届かないだろうという気持ちがあるものですから、真に地方分権を確立するために、地方の意向や実情

が十分酌み取られるような意見書を提出したいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○**高橋委員長** 今、押川委員からありましたことについてはあすの審議の中で採決願いたいと思っております。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋委員長** 以上で本日の委員会を終了いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午前11時28分散会

平成22年 3月12日（金曜日）

---

午後1時1分再開

---

出席委員（8人）

委員	長	高橋	透
副委員	長	河野	安幸
委員		福田	作弥
委員		萩原	耕三
委員		押川	修一郎
委員		権藤	梅義
委員		武井	俊輔
委員		前屋敷	恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

総務課	主幹	黒田	渉
議事課	主幹	壺岐	哲也

---

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「2つに分けていただいて、1号とそれ以下で」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、個別に採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手多数。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号、第21号、第28号、第29号

について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手全員。よって、議案第2号、第21号、第28号、第29号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

まず、請願第29号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○前屋敷委員 出されている中身そのままと言うことであれば賛成しかねます。29号の改正国籍法ですね。厳格な運用という形でとどめてあればもちろん……。

○高橋委員長 請願第29号について、採決との御意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 私も一つ意見を言わせていただくと、請願の願意は、厳格な審査を求めるとというのがDNA鑑定だというふうに受けとめています。これは、意見書を伴う請願ではありますが、意見書は全会一致でないと委員会から出せませんが、議員発議でも出されています。そこで議論されることになるんですが、意見書の案文に「DNA鑑定」のところが削除されて、「慎重な附帯決議」のような文言で盛り込まれれば請願には賛成をする考えであります。私は採決権はありません。

それでは、請願第29号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手多数。よって、請願第29号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第29号につきましては、賛成多

数で採択すべきものと決定いたしました。全会一致ではありませんので、議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、意見書の提出につきましては、それぞれの賛成会派または賛成委員で検討されるようお願いいたします。

次に、請願第30-1号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○武井委員 願意については理解できる部分は多々あるんですが、例えば、3学期制を2学期制にするとか、そういったような、要は一義的には市町村なりの判断をするべき部分もこの請願に入っていますので、この項目についてももう一度請願者に検討をしていただくということで継続を求めたいと思います。

○榎藤委員 7の学力調査等についても、便宜的な方法で簡略化、コスト低減の方向で現実に行う方向が今の政府で出されておりますので、我々としては、全部やめろというふうに書いてあるように聞こえますので、そういう意味では賛同しかねます。

○高橋委員長 暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

---

午後1時8分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第30-1号について、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手少数。よって、請願第30-1号は、継続審査とすることは否決されました。

ただいま継続審査とすることは否決されたので、ただいまからは、採択、不採択のいずれかをお諮りすることになります。それでは、お諮りいたします。

請願第30-1号について採択とすべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

---

午後1時9分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

請願第30-1号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手少数。

それでは、念のために反対採決を行います。請願第30-1号について、不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手多数。よって、請願第30-1号は不採択とすることになりました。

次に、請願第34号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

---

午後1時12分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

請願第34号について、採決との御意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 請願第34号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高橋委員長 挙手全員。よって、請願第34号は採択することに決定いたしました。

意見書についてであります。

昨日御提案のありました一括交付金制度化の充実した検討を求める意見書についてであります。お手元に配付の意見書案について何か御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時13分休憩

---

午後1時15分再開

○高橋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

意見書案につきましては、案文の5行目から5行分、文章を少し修正した上で当委員会発議とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

県民政策及び行財政政策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

〔「一任」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 では、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 以上で委員会を終了いたします。

午後1時17分閉会